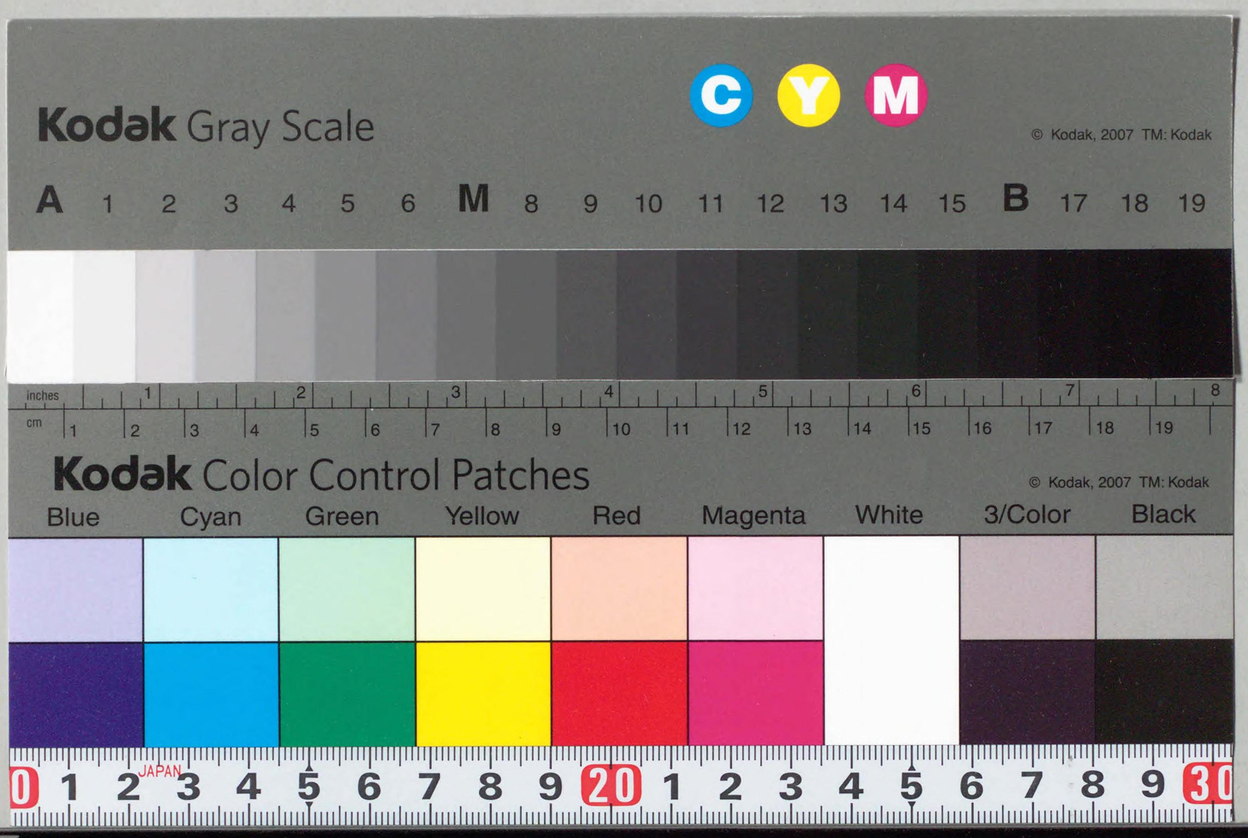
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 JAPAN 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30

CZ-2711-12
1200401344 51

昭和二八年四月下
刑事第七九号

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事七九号）目次

登載別	裁判年月日	事件番号	事件名	結果	法廷	頁数
	昭和二八年四月二〇日	昭和二七年(あ)一一一九	特別公務員傷害	棄却	二小	一
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一七二二	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	二小	五
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)一八六三	薬事法違反	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)二二一六	恐喝	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一八〇一	横領	棄却	二小	
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)三一三一	酒税法違反	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)二四一一	窃盗	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三五六九	贈賄	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四五一七	賍物故買、古物営業法違反	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)六六〇四	業務上横領	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)六八八六	食糧管理法違反	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)六七一七	有印公文書偽造、同行使、貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二七年(あ)六八九七	窃盗	棄却	二小	
	四月二〇日	昭和二八年(あ)六五	麻薬取締法違反	棄却	二小	

CZ
2711
12

國會圖書館
50.4.17
圖書館藏書

1018510

	四月二〇日	昭和二八年(あ) 一四六	物品税法違反	棄却	二小
○	四月二一日	昭和二七年(れ) 二〇二	背任	棄却	三小 九
○	四月二一日	昭和二六年(あ)二九七四	取引高税法違反	棄却	三小 一五
○	四月二一日	昭和二六年(あ)三九二三	恐喝	棄却	三小 二一
○	四月二一日	昭和二六年(あ)三九五一	麻薬取締法違反	棄却	三小 二七
○	四月二一日	昭和二六年(あ)四五〇二	食糧管理法違反	棄却	三小 三五
○	四月二一日	昭和二六年(あ)四八一三	傷害致死	棄却	三小 四九
	四月二一日	昭和二七年(あ)二五四七	傷害致死、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、公務執行妨害	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)二八三四	詐欺未遂、傷害	棄却	三小
○	四月二一日	昭和二七年(あ)四〇四五	酒税法違反	棄却	三小 五五
	四月二一日	昭和二七年(あ)四二三二	横領、窃盗	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)四三六〇	地代家賃統制令違反	棄却	三小
○	四月二一日	昭和二七年(あ)四四三七	麻薬取締法違反	棄却	三小 六五
	四月二一日	昭和二七年(あ)四五一一	窃盗	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)四五五九	賍物故買	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)四六一二	食糧管理法違反	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)四七六五	酒税法違反、食糧管理法違反	棄却	三小

	四月二一日	昭和二七年(あ)四七七二	物価統制令違反	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)四八六〇	横領	棄却	三小
○	四月二一日	昭和二七年(あ)四九七五	酒税法違反	棄却	三小 七一
	四月二一日	昭和二七年(あ)五〇四〇	酒税法違反	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五〇九九	恐喝	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五一二七	強盗	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五一三〇	横領	棄却	三小
○	四月二一日	昭和二七年(あ)五一三五	賍物故買	棄却	三小 七五
	四月二一日	昭和二七年(あ)五一三七	窃盗	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五一六八	薬事法違反	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五二〇四	詐欺	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五二二五	傷害	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五二五四	傷害、住居侵入、器物毀棄	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五二七五	業務上横領	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五三一二	麻薬取締法違反	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五三二一	傷害	棄却	三小
	四月二一日	昭和二七年(あ)五三二九	常習賭博	棄却	三小

四月二一日	昭和二七年(あ)五二四三	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五三六三	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五三六九	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	三小	
○					
四月二一日	昭和二七年(あ)五三九三	覚せい剤取締法違反	棄却	三小	七九
四月二一日	昭和二七年(あ)五三九六	詐欺、贈賄	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四一二	業務上横領、有価証券偽造、同行使	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四一五	営利誘拐	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四二八	窃盗、同未遂、住居侵入	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四四一	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四四六	食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四四九	加重収賄、虚偽公文書作成、同行使	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四六〇	酒税法違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五四六二	詐欺	棄却	三小	
○					
四月二一日	昭和二七年(あ)五五二二	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五五二四	強姦	棄却	三小	八三
四月二一日	昭和二七年(あ)五五五五	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五五七二	窃盗、賍物寄蔵	棄却	三小	

四月二一日	昭和二七年(あ)五五九七	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五六三三	賭場開帳図利幇助	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五六五六	窃盗、恐喝	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五六五九	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五六七六	詐欺	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五六九九	虚偽有印公文書作成、同行使	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七一六	薬事法違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七五七	覚せい剤取締法違反	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七六八	賍物故買、同牙保	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七七六	詐欺	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七八九	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五七九五	酒税法違反	棄却	三小	
○					
四月二一日	昭和二七年(あ)五八〇一	詐欺、横領、窃盗	棄却	三小	八七
四月二一日	昭和二七年(あ)五八二四	贈賄	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五八三四	詐欺	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五八四八	窃盗	棄却	三小	
四月二一日	昭和二七年(あ)五八五二	脅迫	棄却	三小	

四月二一日	昭和二七年(あ)五八五八	賍物故買	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)五八六一	恐喝、傷害	棄却	三小			
○							
四月二一日	昭和二七年(あ)五八七五	麻薬取締法違反	棄却	三小	九一		
四月二一日	昭和二七年(あ)五八九七	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	三小			
○							
四月二一日	昭和二七年(あ)五九〇六	食糧管理法違反	棄却	三小	一〇一		
四月二一日	昭和二七年(あ)五九〇九	昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)五九二〇	物価統制令違反	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)五九五三	窃盗、住居侵入、賍物故買	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)五九六三	横領、詐欺	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)五九八〇	窃盗	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇一六	賍物故買	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇一九	横領	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇三一	窃盗	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇三四	食糧管理法違反	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇五九	賭場開帳図利	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇六二	詐欺	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六〇六五	麻薬取締法違反	棄却	三小			

四月二一日	昭和二七年(あ)六〇七六	窃盗	棄却	三小			
○							
四月二一日	昭和二七年(あ)六一一九	業務上横領	棄却	三小	一〇五		
四月二一日	昭和二七年(あ)六一五一	強姦致傷、詐欺	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六一五三	詐欺	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六二三二	覚せい剤取締法違反	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六二九九	麻薬取締法違反	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六三五八	窃盗	棄却	三小			
四月二一日	昭和二七年(あ)六八三七	麻薬取締法違反	棄却	三小			
○							
四月二一日	昭和二八年(あ)一三一	窃盗	棄却	三小	一〇九		
四月二一日	昭和二八年(み)一五	業務妨害、建造物不退去被告事件についてなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	棄却	三小			
四月二一日	昭和二八年(す)一五六	強盗予備、銃砲等所持禁止令違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する決定訂正の申立	棄却	三小			
○							
四月二一日	昭和二六年(あ)二三三四	酒税法違反	棄却	二小	一五九		
四月二一日	昭和二七年(あ)一五五二	窃盗	棄却	二小			
四月二一日	昭和二七年(あ)二一二四	背任、背任教唆	棄却	二小			
四月二一日	昭和二七年(あ)三六三九	窃盗	棄却	二小	一六七		

四月二二日	昭和二七年(あ)三七二九	詐欺、窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)四一四三	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)四一五七	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)五五四三	詐欺	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)五五五七	麻薬取締法違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)五六一二	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)五八二九	物価統制令違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)五九八四	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六〇六七	麻薬取締法違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六二四〇	強盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六二四二	詐欺	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六七三六	酒税法違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六八〇六	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六八八三	公務執行妨害、傷害、食糧管理法違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二七年(あ)六八九四	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二八年(あ)四九〇	窃盗	棄却	二小	一七五			

四月二二日	昭和二八年(あ)一〇四	詐欺	棄却	二小				
四月二二日	昭和二八年(あ)一五九	窃盗	棄却	二小				
四月二二日	昭和二八年(あ)二〇四	酒税法違反	棄却	二小				
四月二二日	昭和二八年(あ)二三二	公務執行妨害	棄却	二小				
四月二二日	昭和二八年(あ)三六七	詐欺、恐喝	棄却	二小	一七九			
四月二三日	昭和二六年(あ)四二六一	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	一小	一九九			
四月二三日	昭和二六年(あ)四三〇〇	詐欺	棄却	一小	二〇三			
四月二三日	昭和二六年(あ)四八四七	食糧管理法違反	棄却	一小	二〇九			
四月二三日	昭和二六年(あ)五〇一四	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	一小				
四月二三日	昭和二六年(あ)五〇三四	窃盗、同未遂、占有離脱物横領	棄却	一小				
四月二三日	昭和二六年(あ)五二四三	賍物寄蔵、同運搬	棄却	一小	二一三			
四月二三日	昭和二七年(あ)一九四	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	一小	二二一			
四月二三日	昭和二七年(あ)二四五	麻薬取締法違反	棄却	一小	二三三			
四月二三日	昭和二七年(あ)二四八	麻薬取締法違反	棄却	一小				
四月二三日	昭和二七年(あ)三〇三	業務上横領	棄却	一小	二三七			
四月二三日	昭和二七年(あ)四四五	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	一小				
四月二三日	昭和二七年(あ)五八二	食糧管理法違反	棄却	一小				

○	四月二三日	昭和二七年(あ)五九五	傷害、公務執行妨害	棄却	一小	二四三	
○	四月二三日	昭和二七年(あ)六二一	詐欺	棄却	一小	二四七	
○	四月二三日	昭和二七年(あ)六八七	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	一小	二五三	
	四月二三日	昭和二七年(あ)七六一	外国為替及び外国貿易管理法違反、昭和二四年政令第三八九号違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)八四四	放火	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)三五三九	薬事法違反	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)三七〇二	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)三七四二	酒税法違反	棄却	一小	二五七	
	四月二三日	昭和二七年(あ)四〇二八	私文書偽造行使詐欺	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)四五八三	窃盗、傷害	棄却	一小	二六三	
	四月二三日	昭和二七年(あ)四八八〇	窃盗	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五三八六	賍物故買	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)五五一〇	傷害、恐喝	棄却	一小	二六七	
	四月二三日	昭和二七年(あ)五五四二	公文書偽造行使詐欺	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五五四八	業務上横領	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五六〇六	傷害	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五七二〇	窃盗	棄却	一小		

	四月二三日	昭和二七年(あ)五八七六	食糧管理法違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五八八七	食糧管理法違反、火薬類取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五九二六	窃盗未遂	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)五九四〇	窃盗、たばこ専売法違反、賍物故買	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六〇九四	窃盗	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六一〇六	窃盗	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六一一七	物品税法違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六一八四	強盗致傷、窃盗	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六二四四	麻薬取締法違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六三〇〇	業務上横領	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)六三〇三	窃盗	棄却	一小	二七五	
	四月二三日	昭和二七年(あ)六三四〇	賍物牙保	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六四二四	児童福祉法違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六四二九	覚せい剤取締法違反	棄却	一小		
	四月二三日	昭和二七年(あ)六四三二	食糧管理法違反	棄却	一小		
○	四月二三日	昭和二七年(あ)六四五五	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	一小	二七九	
	四月二三日	昭和二七年(あ)六四六〇	傷害	棄却	一小		

四月二三日	昭和二七年(あ)六五一七	関税法違反	棄却	一小	二八三		
四月二三日	昭和二七年(あ)六五二八	賍物故買	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六五三四	強盗傷人	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六五四〇	強盗傷人	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六五四五	食糧管理法違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六五四八	傷害	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六五七二	たばこ専売法違反	棄却	一小			
○ 四月二三日	昭和二七年(あ)六五九五	有印公文書偽造、食糧管理法違反	棄却	一小	二八七		
四月二三日	昭和二七年(あ)六六三一	脅迫、暴行、傷害	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六六三四	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六六四二	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六六五一	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六六五九	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六六七六	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七〇二	酒税法違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七〇五	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七一六	児童福祉法違反	棄却	一小			

四月二三日	昭和二七年(あ)六七二一	公務執行妨害、暴行、脅迫	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七三五	傷害	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七七一	酒税法違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七八二	物価統制令違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六七八五	殺人未遂	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六八一六	窃盗、賍物故買	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六八三五	関税法違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六八四六	物価統制令違反、詐欺	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六九〇二	賍物故買	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六九一一	公務執行妨害	棄却	一小			
四月二三日	昭和二七年(あ)六九一七	酒税法違反、たばこ専売法違反	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　二二	公務執行妨害	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　六二	偽造有価証券行使、詐欺未遂	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　八三	強姦致傷	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　八九	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　九五	窃盗	棄却	一小			
四月二三日	昭和二八年(あ)　一二四	傷害、脅迫、恐喝	棄却	一小			

| | | |

四月二五日	昭和二七年(あ)六〇〇九	詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六〇一二	傷害	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六〇三九	酒税法違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六一三五	傷害	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六一八六	賍物故買	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六二一七	窃盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六三一二	傷害、強盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六四二五	業務上横領	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六〇一	酒税法違反、恐喝、恐喝幇助	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六二四	恐喝、傷害	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六二九	窃盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六三二	窃盗、詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六七七	住居侵入、強盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六六八二	不法監禁、傷害、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六七〇〇	酒税法違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六七三三	詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六七六三	窃盗	棄却	二小	

四月二五日	昭和二七年(あ)六七六六	賭場開帳図利	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六七八三	窃盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六八六七	恐喝	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)六八八六	強盗傷害	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一七	職業安定法違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)三七	住居侵入、窃盗未遂	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)五四	横領、詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)八四	傷害、暴行	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)八七	外国人登録令違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)九六	賍物故買	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一二二	業務上横領、詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一三六	賍物故買	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一六五	窃盗	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一七六	酒税法違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一八八	詐欺、横領	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)一九六	酒税法違反	棄却	二小	
四月二五日	昭和二八年(あ)二一八	公文書偽造、行使、詐欺	棄却	二小	

四月二五日	昭和二八年(あ)	二二一六	○	賍物牙保	棄却	二小	
四月二五日	昭和二七年(あ)	六三五		放火、詐欺	棄却	二小	
四月二五日	昭和二五年(し)	二四二五	○	刑訴二二七条による証人の尋問請求却下の申請を却下する決定に対する特別抗告の申立	棄却	一小	三五三
四月二五日	昭和二八年(し)	二五	○	強盗殺人被告事件についてなした有罪確定判決に対する再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告の申立	棄却	二小	三六三
四月二五日	昭和二八年(す)	一六三	○	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立	棄却	二小	三七九
四月二八日	昭和二六年(れ)	四九一	○	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
四月二八日	昭和二六年(れ)	四九一	○	物価統制令違反、贈賄、収賄	破棄免訴 破棄自判	三小	三八三
四月二八日	昭和二六年(あ)	一〇五二	○	昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	三小	三九一
四月二八日	昭和二六年(あ)	一二七〇	○	恐喝	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	一二七〇	○	加重収賄、賭博、賭場開帳図利	棄却	三小	四〇三
四月二八日	昭和二六年(あ)	一八四七	○	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小	四二一
四月二八日	昭和二六年(あ)	二六六六	○	麻薬取締法違反	棄却	三小	四二七
四月二八日	昭和二六年(あ)	三〇二八	○	賍物牙保、賍物故買	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	二一八四	○	窃盗	棄却	三小	四三五

四月二八日	昭和二六年(あ)	二二八三	○	窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	二四一二	○	詐欺	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	三六〇一	○	窃盗	棄却	三小	四四三
四月二八日	昭和二六年(あ)	三六一二	○	麻薬取締法違反	棄却	三小	四四九
四月二八日	昭和二六年(あ)	三六五六	○	業務上横領	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	三八三一	○	酒税法違反、食糧管理法違反	棄却	三小	四六七
四月二八日	昭和二六年(あ)	三九二〇	○	恐喝、窃盗	棄却	三小	四七三
四月二八日	昭和二六年(あ)	三九三七	○	詐欺、昭和二二年勅令第九号違反	棄却	三小	四九一
四月二八日	昭和二六年(あ)	三九六二	○	賍物故買	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	四一五九	○	業務上横領教唆	棄却	三小	四九七
四月二八日	昭和二六年(あ)	四一八四	○	公務執行妨害	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	四二二七	○	食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	四二五三	○	殺人	棄却	二小	五〇九
四月二八日	昭和二六年(あ)	四三七〇	○	酒税法違反	棄却	二小	五二三
四月二八日	昭和二六年(あ)	四六二七	○	賍物寄蔵	棄却	三小	五二七
四月二八日	昭和二六年(あ)	四七三二	○	詐欺、業務上横領	棄却	三小	
四月二八日	昭和二六年(あ)	四八一六	○	銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	

○	四月二八日	昭和二六年(あ)四九一二	麻薬取締法違反	棄却	二小	五三三
○	四月二八日	昭和二六年(あ)四九六一	背任、業務上横領	棄却	二小	五三七
	四月二八日	昭和二六年(あ)五〇四二	窃盗	棄却	三小	
○	四月二八日	昭和二六年(あ)五〇五六	窃盗	棄却	三小	五四七
	四月二八日	昭和二六年(あ)五〇五九	賍物牙保、横領、封印破棄	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二六年(あ)五〇九七	賍物牙保	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)一〇七八	窃盗、賍物故買	棄却	二小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)三六〇三	麻薬取締法違反	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四四五九	賍物運搬	棄却	二小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四六一七	食糧管理法違反	棄却	二小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四六六八	傷害	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四七七八	食糧管理法違反	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四七八一	食糧管理法違反	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)四八四七	窃盗、賍物故買、賍物牙保	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五〇二二	窃盗、賍物収受、同寄蔵、同牙保	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五〇六九	業務上横領	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五〇八〇	放火、傷害	棄却	三小	

○	四月二八日	昭和二七年(あ)五一〇四	詐欺、横領	棄却	三小	五五七
	四月二八日	昭和二七年(あ)五二〇六	食糧管理法違反	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五二一七	詐欺	棄却	三小	
○	四月二八日	昭和二七年(あ)五二一七	詐欺、物価統制令違反	破棄自判 破棄免訴	三小	五六一
	四月二八日	昭和二七年(あ)五二一七	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五二六七	収賄	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五三〇七	賍物牙保	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五三六〇	賍物故買	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五四七五	詐欺	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五五六四	賍物故買	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五五八〇	売春等取締条例違反	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五六七八	業務上横領	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五七〇八	自殺幇助	棄却	三小	
○	四月二八日	昭和二七年(あ)五八八九	酒税法違反	棄却	三小	五六五
	四月二八日	昭和二七年(あ)五九〇〇	詐欺	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五九三一	窃盗	棄却	三小	
	四月二八日	昭和二七年(あ)五九三三	業務上横領、詐欺、横領	棄却	三小	

詐欺	懲役	三小	昭和二七年(あ)五九三六	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)五九四五	四月二八日	
麻薬取締法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)五九六六	四月二八日	
文書偽造行使、詐欺、麻薬取締法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)五九七一	四月二八日	
食糧管理法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六〇〇七	四月二八日	
麻薬取締法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六〇八二	四月二八日	
横領	懲役	二小	昭和二七年(あ)六〇八九	四月二八日	
詐欺、業務上横領	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一〇二	四月二八日	
詐欺、窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一一六	四月二八日	
強盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一二五	四月二八日	
賍物故買	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一三八	四月二八日	
詐欺	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一六七	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一七六	四月二八日	
業務上横領	懲役	三小	昭和二七年(あ)六一九三	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六二二九	四月二八日	
覚せい剤取締法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六二四九	四月二八日	
恐喝	懲役	二小	昭和二七年(あ)六二五九	四月二八日	

詐欺	懲役	三小	昭和二七年(あ)六二六三	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六二八八	四月二八日	
詐欺	懲役	三小	昭和二七年(あ)六二九一	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三〇一	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三〇八	四月二八日	
窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三一三	四月二八日	
横領、詐欺	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三二七	四月二八日	
強盗傷人幇助、強盗、窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三三三	四月二八日	
傷害	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三三六	四月二八日	
食糧管理法違反、窃盗	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三七〇	四月二八日	
食糧管理法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六三九二	四月二八日	
地代家賃統制令違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六四〇三	四月二八日	
賍物故買	懲役	三小	昭和二七年(あ)六四四二	四月二八日	
強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六四九三	四月二八日	
賍物故買、同寄蔵	懲役	三小	昭和二七年(あ)六五一三	四月二八日	
たばこ専売法違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六五一六	四月二八日	
物価統制令違反	懲役	三小	昭和二七年(あ)六五二二	四月二八日	

四月二八日	昭和二七年(あ)六五二四	窃盗、暴行、傷害	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六五四四	食糧管理法違反、同幇助	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六五五七	恐喝、器物毀棄、住居侵入	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六五六〇	児童福祉法違反	棄却	三小	五八一
四月二八日	昭和二七年(あ)六五七四	傷害致死	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六五八二	食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六〇五	窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六〇七	横領	棄却	二小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六〇八	詐欺	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六一六	横領	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六四一	食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六五〇	詐欺	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六五八	賍物故買	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六八三	強盗未遂、窃盗、恐喝、賍物収受、同運搬、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六六九八	窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七〇六	贈賄	棄却	二小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七二九	阿片煙及び阿片煙吸食器具所持	棄却	三小	

四月二八日	昭和二七年(あ)六七五七	詐欺	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七六四	業務上横領	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七七〇	詐欺	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七八一	食糧管理法違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六七九八	贈賄	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六八七〇	食糧管理法違反、外国人登録令違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六八八四	窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六九一〇	賍物故買	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六九一三	恐喝	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六九一六	覚せい剤取締法違反	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六九二四	窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二七年(あ)六九二七	傷害、窃盗	棄却	三小	
四月二八日	昭和二八年(あ)一二五	恐喝	棄却	二小	
四月二八日	昭和二八年(あ)一五一	酒税法違反	棄却	二小	
四月二八日	昭和二八年(あ)二二〇	公務執行妨害	棄却	二小	
四月二八日	昭和二八年(あ)二四八	窃盗	棄却	三小	五八七
四月二八日	昭和二八年(あ)二五四	業務上横領、詐欺、横領	棄却	三小	

窃盗、現住建造物放火	棄却	三小					四月二八日	昭和二八年(あ)三五一
窃盗	棄却	三小					四月二八日	昭和二八年(あ)三六六
窃盗	棄却	三小			○		四月二八日	昭和二八年(あ)三六八
物価統制令違反	破棄免訴	三小					四月二八日	昭和二八年(あ)四〇六
窃盗被告事件についてなした判決に対する非常上告	棄却	三小					四月二八日	昭和二八年(あ)一四九四
昭和二一年勅令第三一一号違反、昭和二一年政令第二七号違反	棄却	一小		○	○		四月二八日	昭和二八年(さ)二
物価統制令違反	破棄免訴	一小					四月三〇日	昭和二四年(れ)二七七六
食糧管理法違反、火	棄却	二小			○		四月三〇日	昭和二八年(れ)二五
放	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)二七八五
食糧管理法違反	棄却	二小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)三一七四
恐喝	棄却	二小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)三二六六
常習賭博	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)四〇五七
賍物故買	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四二五〇
公務執行妨害	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四三二六
物価統制令違反	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四五三四
窃盗	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四八五六

薬事法違反	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四九一八
窃盗	棄却	二小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四九七二
臨時物資需給調整法違反	棄却	一小					四月三〇日	昭和二六年(あ)四九九一
詐欺	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五〇八八
食糧管理法違反	棄却	二小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五〇九六
賍物牙保、同寄蔵	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五一四六
暴行	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五一七三
窃盗	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五一九〇
賍物牙保	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五二五七
有印公文書偽造教唆、同行使	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二六年(あ)五三一七
恐喝、誣告	棄却	一小			○		四月三〇日	昭和二七年(あ)二八七
窃盗	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)三三八
臨時物資需給調整法違反	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)三六二
昭和二四年政令第二八九号違反、賍物寄蔵	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)四五八
賍物牙保	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)四九三
道路交通取締法違反	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)五四九
食糧管理法違反	棄却	一小					四月三〇日	昭和二七年(あ)六〇二

○	四月二〇日	昭和二七年(あ)六四〇	詐欺	棄却	一小	六八九		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)八一九	業務上横領、詐欺	棄却	一小			
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)八四九	窃盗	棄却	一小	六九五		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)八七五	詐欺	棄却	一小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一一九五	薬事法違反	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一二四四	建造物侵入	棄却	一小			
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)一二七三	強盗	棄却	一小	六九九		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一二九〇	強盗教唆	棄却	一小			
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)一六三七	地方税法違反	棄却	一小	七〇三		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)一八四〇	詐欺	棄却	二小			
○	四月二〇日	昭和二七年(あ)一九四九	強盗	棄却	一小	七〇九		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)二八二四	恐喝、窃盗	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三五二二	暴行	棄却	一小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三五七〇	業務上横領、有印私文書偽造、同行使	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三六九〇	傷害	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三七〇六	賍物故買、賍物牙保	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三八四二	業務上横領	棄却	二小			

○	四月二〇日	昭和二七年(あ)三九二二	酒税法違反	棄却	二小	七一三		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)三九六五	窃盗	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四〇五〇	児童福祉法違反、昭和二二年勅令第九号違反	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四〇八四	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四二一九	食糧管理法違反	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四二九二	酒税法違反、外国人登録令違反	棄却	一小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四三九九	詐欺	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四四二八	窃盗	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四四七二	窃盗未遂	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四五三四	物価統制令違反	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四七〇四	私文書偽造、同行使	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四八〇七	暴行、傷害、公務執行妨害、傷害	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)四九八九	賍物故買	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)五一〇一	詐欺	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)五一一二	傷害、公務執行妨害	棄却	二小			
	四月二〇日	昭和二七年(あ)五一一六	麻薬取締法違反	棄却	二小	七一七		
	四月二〇日	昭和二七年(あ)五一三八	賭博場開帳図利、賭博	棄却	二小			

○	四月三〇日	昭和二七年(お)五二二九	酒税法違反	乗却	一小	七二二	
	四月三〇日	昭和二七年(お)五二三五	酒税法違反	乗却	一小	七二五	
	四月三〇日	昭和二七年(お)五二三八	詐欺	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五三〇三	窃盗	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五四八二	横領	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五四八五	窃盗	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五五七三	賍物寄蔵、窃盗	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五五九九	賍物故買	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五六八〇	傷害	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五七二四	強盗殺人	乗却	二小	七二九	
	四月三〇日	昭和二七年(お)五七六三	食糧管理法違反	乗却	一小		
○	四月三〇日	昭和二七年(お)五七九四	詐欺	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五八九〇	有印私文書偽造、同行使、偽造有印公文書行使、公正証書原本不実記載、同行使	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九〇八	詐欺	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九一二	業務上横領、詐欺未遂	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九六二	窃盗	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九六四	殺人	乗却	一小		

○	四月三〇日	昭和二七年(お)五九七〇	詐欺、窃盗	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九七三	酒税法違反	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)五九九〇	窃盗、同未遂	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇〇四	窃盗	乗却	一小	七三七	
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇一五	食糧管理法違反	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇二七	窃盗	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇四一	詐欺	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇四四	麻薬取締法違反	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇六三	窃盗	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇六九	賍物故買	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六〇八七	公文書偽造	乗却	二小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六一〇三	窃盗	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六一一八	窃盗	乗却	二小		
○	四月三〇日	昭和二七年(お)六一五二	賍物故買	乗却	二小	七四一	
	四月三〇日	昭和二七年(お)六一七一	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	乗却	一小		
	四月三〇日	昭和二七年(お)六二〇二	窃盗、住居侵入、放火	乗却	一小		

四月三〇日	昭和二七年(あ)六二二〇	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二三三	詐欺	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二三六	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二五一	賍物故買	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二五三	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二五四	窃盗、教唆、賍物故買	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二六二	詐欺、賍物運搬	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二六五	横領、窃盗、賍物牙保	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二六七	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六二七五	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三二三	傷害致死	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三四一	賍物故買	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三四八	横領、詐欺、業務上横領、窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三四九	業務上横領	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三六八	詐欺、私文書偽造行使	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三七九	有価証券偽造行使、業務上横領	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六三九一	詐欺	棄却	二小	

四月三〇日	昭和二七年(あ)六三九四	横領	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四一六	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四二七	横領	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四三六	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四三八	公文書偽造行使、食糧管理法違反	棄却	一小	七四七
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四三九	酒税法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四五二	住居侵入、強盗未遂	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四五八	業務上横領	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四六三	賍物故買	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四七五	職業安定法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六四九一	強盗未遂、強盗、強盗致傷	棄却	一小	七六一
四月三〇日	昭和二七年(あ)六五五〇	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六五五三	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六五七八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六五九二	窃盗、賍物故買	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六一〇	強盗、窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六二八	強姦、同致傷	棄却	一小	

四月三〇日	昭和二七年(あ)六六三八	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六四六	窃盗、横領、詐欺	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六六二	賍物故買	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六九三	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六六九九	食糧管理法違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七一一	酒税法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七三〇	食糧緊急措置令違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七三八	酒税法違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七四二	業務上横領、横領	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七五八	職業安定法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七六九	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七七二	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七七四	酒税法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七七九	食糧管理法違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七八〇	食糧管理法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七九一	詐欺	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六七九二	窃盗	棄却	二小	

四月三〇日	昭和二七年(あ)六八〇八	詐欺	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八一七	詐欺	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八三八	偽造公文書行使	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八四四	食糧管理法違反	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八五五	詐欺、同未遂	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八五七	窃盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八七五	業務上過失致死	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八八九	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六八九一	詐欺	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六九一五	賍物故買	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六九二二	強盗	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二七年(あ)六九二八	職業安定法違反	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二八年(あ) 四	詐欺	棄却	一小	
四月三〇日	昭和二八年(あ) 二六	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二八年(あ) 二九	収賄	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二八年(あ) 六七	窃盗	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二八年(あ) 一〇六	強盗殺人、窃盗	棄却	二小	

麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反

四月三〇日	昭和二八年(あ)	一一〇	業務上横領	棄却	一小		
○							
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一一七	窃盗、賍物牙保	棄却	一小	七八一	
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一三二	詐欺	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一四八	賍物牙保	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一四九	傷害、恐喝、暴行	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一七〇	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一八四	食糧管理法違反	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一九二	詐欺	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	一九八	恐喝	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	二〇六	食糧管理法違反、業務上横領、詐欺	棄却	一小	七九三	
四月三〇日	昭和二八年(あ)	二六五	住居侵入、窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	二六七	住居侵入	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	二七三	業務上横領	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	二八九	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三〇一	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三〇六	傷害致死	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三一四	窃盗	棄却	二小		

四月三〇日	昭和二八年(あ)	三一五	業務上過失致死	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三一七	詐欺、恐喝	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三四二	殺人、死体遺棄	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三八五	傷害	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三八八	有価証券偽造行使詐欺	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三九四	窃盗	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三九七	窃盗	棄却	一小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	三九八	覚せい剤取締法違反	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四〇三	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四一四	殺人未遂	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四一九	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四二七	地方税法違反	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四四九	賍物牙保、賍物運搬	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四五五	窃盗	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四五七	食糧管理法違反	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四六〇	関税法違反	棄却	二小		
四月三〇日	昭和二八年(あ)	四六三	窃盗	棄却	二小		

四月二〇日	昭和二八年(あ)	四六六	強盗致傷	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	四八三	窃盗、街路等における売春に関する諸行為取締条令違反	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	五〇九	詐欺	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	五四一	賍物故買	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	五六九	賍物未遂	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	五七五	窃盗	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	六〇七	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	六六三	暴行	棄却	二小	
四月二〇日	昭和二八年(あ)	七一三	有価証券偽造行使、詐欺、横領	棄却	二小	七九七
四月二〇日	昭和二七年(き)	一〇	貿易等臨時措置令、関税法並に臨時物資需給調整法違反被告事件について当裁判所のなした判決に対する再審請求	棄却	二小	八〇七
四月三〇日	昭和二八年(し)	一八	詐欺被告事件の再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告	棄却	一小	八一七
四月三〇日	昭和二八年(す)	一五五	再審請求棄却決定に対する即時抗告の申立事件について当裁判所のなした棄却決定に対する異議の申立	棄却	二小	
四月三〇日	昭和二八年(す)	一七〇	麻薬取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	棄却	二小	八二一

昭和二七年(あ)第三一三一号

決定

本籍　朝鮮咸鏡北道城津府旭町

住居　京都市左京区吉田中大路町三一番地

仕立職　平沼貞子こと　鄭採蘭　明治三六年一一月二五日生

右に対する酒税法違反被告事件について昭和二七年四月一〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人伊東栄信から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人伊東栄信の上告趣意は、憲法違反を云為するけれども、原判決は被告人の自白を唯一の証拠として事実認定をしたのではなくこれを補強するに足る証拠を綜合して事実認定をしていること記録に徴し明らかであるから、違憲の主張は前提を欠くもので刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二〇日

四月二〇日決定　昭和二七年(あ)第三一三一号

昭和二七年(あ)第三一三一号

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

四月二〇日決定

昭和二七年(あ)第三一三一号

被告人　鄭採蘭

平沼貞子コト

弁護人伊東栄信の上告趣意

原判決は被告人に対し四個の犯罪事実を認定し第一及第二の事実に付罰金一万五千円宛、第三及第四の事実に付罰金一万円宛を科した。けれども右事実の中第二と第四の事実については原判決掲記の原料は被告人が検挙される当時未だ醗酵して居らず従つて酒精を含有すること無く全く酒税法違反の対象とはならないものであると信ずる。尤も此の点について被告人の自白はあるけれども右各犯罪としての検挙当時該原料が醗酵していたといふ証左は少しもないのであるから原判決は憲法第三十八条第三項に違反し被告人の不利益な唯一の証拠の自白を以て有罪の裁判を言渡したものと謂わねばならない。従つて原判決は此の点について破棄せられるべきものと思料します。

以上

昭和二七年(あ)第三四一一号

決　定

本籍及び住居　神奈川県足柄上郡山北町山北一八六一番地

人　夫

瀬　戸　正　三

大正一〇年一月九日生

右窃盗被告事件について昭和二六年一一月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人佐藤謙吉の上告趣意について、

しかし第一審裁判所が判示第一の犯行当時被告人は心神耗弱の状態になかつたと認めたのに対して原審は第一審判決を破棄した上、右の犯行当時心神耗弱の状態にあつたものと認めたことは記録上明かである。しかるに論旨は原審が右の犯行当時心神耗弱の状態になかつたと認めたものと解して立論しているものであるから、その主張は根拠を欠くことになり採用できない。尚記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二〇日

四月二〇日決定　　昭和二七年(あ)第三四一一号

昭和二七年(あ)第三四一一号

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

四月二〇日決定

弁護人佐藤謙吉の上告趣意

第一点　原判決は被告人に対し懲役六月の実刑を言渡したが右は左の諸点に照し憲法違反の理由あるものと信ずる。

(一)　原判決は訴因第二については心神耗弱の状態にあつた事を認めたが訴因第一についてはこれを否定して常人に対すると同様の科刑を為した。然し乍ら第一犯行は昭和二十五年十一月四日であり、第二犯行は同年十二月十九日であつてその間僅かに四十五日位の離りしか無い。而して原判決は被告人の躁鬱病の発病を同年十一月十五日頃であると認定しておる。躁鬱病が果して右の如く形式的に十一月十五日には発病していたが十一月四日には正常であつたと認定し得るであらうか、茲に原審裁判官が鑑定その他の証拠を判断の資料に供するに際し躁鬱病なる精神病の病理学的考察を重視せづ法律学的形式的考察を以て之に当つた為右の如き誤を犯すに致つたものである。

(二)　即ち被告人は既に十七、八歳の頃より抑鬱性躁病に罹り軍隊に入隊しても精神病者として千葉の陸軍病院に入院加療し入院中兵役免除となつたが軍の事務上の手違から再び召集を受けその時逃亡した際他人の衣類を着用しておた為窃盗罪として処罰を受けたのであるが、その後被告人は家族等の看護により幾分快方に向つたが昭和二十三、四年頃より又々病勢は一進一退を続ける様になつたのである。従つて本件第一の犯行当時に於ても未だ之が治癒しなかつたのであつてこの事は本人並に各証人鑑定書に徴しても明かな事であり、殊に右病気が全快し難き病気である事は医学上の定説である事並に第一犯行の事実を併せ考へれば常人のしわざで無い事は容易に了解し得るに不拘、原審はその事実を誤認し心神耗弱の状態を否定したのである。

(三)　被告人は現在家人に於て引取られ下曾我脳病院に診察治療を受け専ら療養につとめ今後の更生に努力している。

(四) 憲法第三十七条はすべて刑事々件においては被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有すると規定して裁判の公平を保証している。而して公平な裁判とは偏見にとらはれづ公明なる事実の認定をなし、この事実に適正なる法律の適用を為す事にあるのであつて医学的学問知識を無視して自己の偏見により事実を認定した原判決は正に憲法第三十七条に違背するものである。

(五) 憲法第十三条は凡て国民は個人として尊重せられ、生命身体自由及び幸福の追及に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするものと定め国民の基本的人権尊重を規定してゐる。本件の如く行為当時精神病であり且つ現在に於ても尚病気加療中の被告人に対して事実の認定を誤り法律の解釈を誤つて通常人と同様の刑罰を科すことはこの基本的人権を侵害するものと言はねばならない。即ち原判決は憲法第十三条に違反するものであつて破棄を免れない。

第二点　仮に第一点に指摘するところが憲法違反に非ずとするも前述の如き諸事情を斟酌するときは原判決の量刑は甚しく不当であつてこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから任意裁量の上原判決は破棄せらるべきものと信ずる。

以上の諸点は原判決挙示の諸証拠並に本件記録に徴して明かであるから何卒御明鑑に照して原判決の過誤を正し慈悲深き御判決を賜はり度、右の如く上告の趣意を弁明致します。

以　上

昭和二七年(れ)第二〇二号

判　決

本　籍　佐賀県西松浦郡黒川村字椿原一二七八番地
住　居　福岡市地行東町三三〇番地
会社社長
春　田　徳　四　郎
明治四〇年四月三〇日生

右の者に対する背任被告事件について昭和二七年九月二五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人清水正雄の上告趣意（後記）第一点について。

所論は憲法三一条違反を主張するがその実質は単なる刑訴法違反の主張であつて適法な上告理由とならない（第二審において証人申請を却下しながら第一審公判調書中の同証人の供述記載を証拠としても刑訴応急措置法一二条に違反しないことは既に当裁判所の判例とするところである（昭和二四年(れ)第七三一号同二五年三月一五日大法廷判決参照））。

同第二点は結局事実誤認の主張に帰し適法な上告理由とならない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

四月二一日判決　昭和二七年(れ)第二〇二号

昭和二七年(れ)第二〇二号

弁護人清水正雄の上告趣意

被告人　春田徳四郎

第一、原判決は被告人に対する有罪認定の証拠として原審（地方裁判所）第二回公判調書中証人加藤知六の供述記載を採用して居るのである。

然して弁護人は右証人を控訴審において被告人に対する公訴事実の無罪の立証として証人訊問あり度き旨証拠調の申請をしたのであるが控訴審は其の必要なしとして之を却下したのである。（第三回公判調書参照）

然し乍ら同証人を被告人に対する有罪認定の証拠として採用するに付ては日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十二条に基き被告人に対しては必ず証人訊問の機会を与へなければならないのに拘はらず右弁護人の被告人に対し訊問の機会を与へられんことの証人申請を却下し而も此の却下したる原審証人加藤知六を有罪認定の資料に供したることは明らかに同法第十二条の規定に違反し、ひいては憲法第三十一条に規定する法定の手続の保障を無視したものであると謂はざるを得ないもので原判決は此の点において違法たるを免れないものと思料するものである。

第二、(一)　原判決は其の理由に於て「被告人は昭和十八年十一月二十二日設立された……中略……合計金七十三万二千八百五十九円五十一銭を引出して借受け同会社をして右金員を正規の業務により運転して得べかりし金利を喪失せしめたのみでなく右金額に相当する運転資金の減少により会社債務の支払に支障を及ぼすに至る状況を惹起せしめ以て同会社に多額の損害を蒙らしめたものである」と認定して居るのである。

(二)　然し乍ら被告人は原判決も認定して居る如く株式は実質的には全部自己の所有であつたもので損益は自己個人にありと信じて居つたものであるから金員を他に貸出すとも或は無利息にて貸与するとも又そのまゝ放置するとも

昭和二七年(れ)第二〇二号

四月二一日判決　昭和二七年(れ)第二〇二号

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

何れの処置を取ろうとも差支へないものと信じて居つたものである故被告人が無利息で借用したのである。

又会社としても他に金員を貸与するに際し必ずしも利息（金利）をとるとは限らない。果して然らば原判決認定の如く金利を喪失せしめた云々は本件有罪の論拠とはならない。更に又会社債務の支払に支障を及ぼすに至る状況を惹起せしめたと認定せられて居るが会社は何等債務なく殊に被告人は全額の支払を完了して居るのである。

更に進んで多額の損害を蒙らしめたものであると認定せられて居るが之又多額とは幾何か不明であり且又実際に多額の損害は与へて居らないのである。

㈢ 原判決は弁護人等の本件業務上横領罪も背任罪も成立する余地なしとの主張に対し被告人が社金を引出した行為はその手続において方全でなかつたとはいえ不法に領得する意思があつたものではないことが認められるけれども……中略……会社の利益が独立の法益として保護されるべきものと解さねばならないと判断せられて居るのである。此の点誠に然である。

然し乍ら根本的な問題、即ち被告人は会社と言う法人格の利害と被告人の個人との利害に付本件の場合同一に帰するものと解して来て居つたもので此の点大きな錯誤を来たして居つたものである。

被告人は個人会社であるから利益は自己のふところに入ると同時に損失は又自己のふところより補塡支出するものなることを信じて居つたものである。此の点被告人の意思が左様ではなかつたと認定するに足る何物も一件記録上見当らない。

いはんや原判決が被告人に不法領得意思のなかつたことを認めて居るにおいてをやである。

従つて被告人は(1)自己の利益を図る意思をかりそめにも抱いたことはない、自己の利益は会社の利益であり会社の利益は自己個人の利益であると考へて居つた (2)被告人は会社に損害を加ふる目的を抱いたことも勿論全然ない

(3)会社に財産上の損害を加へた事実もないのである。会社の損害は被告人個人の損害であると考へて居つたのである。

原判決採用の証拠は右事実に添う被告人の為に寧ろ却て有利な証明が顕出されて居ると思料するものである。

㈣ 前叙の通りであるから結局原判決は証拠によらずして犯罪事実を認定した法令違反か理由不備乃至は理由齟齬又は法令の解釈を誤つた違法があるものと謂はざるを得ないのであつて原判決は到底破棄を免れないものと信ずるものである。

以上の理由により原判決御破棄の上更に相当なる御判決を仰ぐものである。

以上

昭和二六年(あ)第二九七四号

判　決

本　店　和歌山県西牟婁郡白浜町八六八番地

株式会社　白　良　荘

右代表者代表取締役

林　数　一

右に対する取引高税法違反被告事件について昭和二六年五月四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告会社から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人中村源次郎の上告趣意（後記）第一点及び第二点について。

取引高税法が、昭和二四年法律第二八五号により、同二五年一月一日以後廃止されたことは所論のとおりであるが、同法附則三項によると、同法施行前に取引金額を受領した取引については、なお従前の如く取引高税を徴収することと定められ、同附則一〇項には、同法施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例によると規定されているのであるから、右取引高税法廃止前に取引金額を受領した本件各取引につき、所定の取引高税を徴収し、その納税義務違反を処罰することは何等違法ではない。所論は結局第一点において原判決の法令違反を主張し、第二点において法令違反を前提として違憲の主張をなすものであるが、原判決に法令違反のないこと右の如くである以上、所論第二点違憲の主張もその前提

四月二一日判決　昭和二六年(あ)第二九七四号

昭和二六年(あ)第二九七四号

被告人　株式会社白良荘
右代表者取締役
林数一

弁護人中村源次郎の上告趣意

第一点　原判決には、法令の解釈を誤つて免訴の言渡を為すべき場合であるのに、有罪の判決を為した違法があるから破毀せらるるを免がれない。

即ち、取引高税法は昭和廿四年拾弐月廿七日、法律第弐八五号を以て廃止せられたのでありますから、本件は犯罪後の法令に依り刑が廃止されたときに該当し、免訴の判決を言渡さねばならない場合である。何となれば、刑事訴訟法第参百参拾七条に依れば、確定判決、大赦、時効完成等の場合に免訴の言渡を為すべき事は、疑もなく法の絶対的な要請なのであつて、そこに何等の除外例をも認める余地は全く存在しないのであるが、之と同様に刑の廃止があつた場合に、免訴の言渡を為すべき事も、亦法が絶対的に要請するところであります。故に刑が廃止されたのに拘らず、尚ほ刑の言渡を為すべしと為す事は、仮令明文の規定を以てしても、夫れは前掲刑事訴訟法第参百参拾七条の原則を無視したものであり、立法の錯誤としてその無効の問題を惹起するものであります。

然るに原判決は、右法令の解釈を誤つて有罪の判決を為したるは、明かに違法にして、社会正義に反するものと謂わねばならない。

第二点　原判決には、憲法の違反あるか、又は憲法の解釈に誤りある次第で当然破毀せられなければならない。

即ち、取引高税法はその実施の当初から、悪法なりとして各方面から非難攻撃を受けた税法であつて、実施後僅かに一

四月二一日判決　昭和二六年(あ)第二九七四号

を欠き、論旨はすべて採用することはできない。

同第三点について。

所論は結局事実誤認の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用して原判決を破棄すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

年四ヶ月で廃止せられるに至つたものであります。而して、之が廃止の法律である前掲昭和廿四年法律第弐八五号を見るに、その廃止の理由として、冒頭に「間接税の負担の適正化を図る措置の一環として取引高税を撤廃する旨」を明記せられてあります。果して然らば、斯る取引高税を課することは、所謂間接税の負担を不適正ならしむるものと謂わねばならぬ次第であります。然るに右取引高税法廃止後、告発起訴処刑までして取引高税を徴収せなければならぬ必要乃至理由、何処にありますか。憲法第参拾条は、国民は法律の定める所により、納税の義務を負うと定む。取引高税法が廃止せられた後、換言すれば、法自体が既に取引高税を課せないことを定めた後に於て、取引高税を徴収することは、前項掲記の上告理由と照合するときは、明かに憲法違反であるか、然らされば、憲法の解釈を誤りたるものと断ぜねばならぬ。

仍て原判決は、当然破毀せられるを免がれないものと信ずる。

第三点　原判決には、明かに判決に影響を及ぼす事実の誤認があるから、破毀を免れないものと信ずる。

(一)　被告会社は、公称資本金三百万円であるが、資産再評価の結果は、優に金五千万円を超過する一大株式会社であり、その従業員総数七拾有余名、建物は両端の巨離約二丁、三階建で六拾有余室を持つて居る運輸省登録の関西随一の大旅館であつて、何を苦しんで僅か一万円足らずの取引高税を免れんとするが如き事を致しませうや、全く想像も出来ない事である。果せる哉、本件に付ては左の如き事情がある訳であります。

(二)　白浜湯崎温泉旅館協同組合（組合長峰尾繁）に於ては、取引高税法実施に当り、組合長が田辺税務署間税課芝次席事務官との間に於て折衝の末、㊀宿泊料の部分に付ては、印紙による取引高税の納入をなし、㊁超過部分に付ては、後に更正決定（税努署側は追加申告という）の方法に依り、納入する便法を許容せられたい旨の旅館側の申出を、税務署側に於て黙認する程度の了解成立し、各旅館業者は組合長の指示により、此の方法に依る納税を実行し、税務署も之に対し何等の異議もなかつたものであります。

(三)　本件違反を摘発せられた当時、即ち昭和廿四年四月初、被告会社に取引高税印紙が品切れとなつたので、同社会計係宮崎吾一は、女事務員に現金弐万円を持たして白浜郵便局へ当該印紙を買いにやつた処、同局も品切で直ぐ取寄せるから待つて呉れと云つて現金を預つてくれた。而してその取寄せの出来ない内に右摘発せられた次第であります。従つて㊁部分に付ても被告会社には脱税の意思ないものと謂わねばならない。

以上の事実は、第一審並原審に於ける証拠調の結果により明白なる処であつて、之等の事実に依れば、被告会社に本件脱税の意思のなかつた事は、極めて明白なる次第であります。然るに原審判決は、斯る明確なる事実を無視して、被告人の控訴を棄却したるは、重大な事実の誤認に基くものであつて、その結果は著しく社会正義に反することと相成る次第である。

以上孰れの理由に依るも、原判決は破毀せらるるを免れないものと確信致しますから、慎重御審理を賜わり度く伏して御願い申上げます。

以　上

昭和二六年(あ)第三九二三号

決　定

本　籍　栃木県河内郡田原村大字上田原八九九番地
住　居　同県同郡同村同大字一一七七番地
農

永井昌次こと

永　井　昌　治

大正一五年八月一五日生

右の者に対する恐喝被告事件について昭和二六年七月二〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつて当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人根本昌己の上告趣意（後記）について。

第一点の所論は、原審において控訴趣意として主張せられず、従つてまた原判決が判断を示していない事項に基き当審において判例違反を主張するのであるから、適法な上告理由にあたらない（なお記録を調べてみると、第一審の審理の方法が刑訴法の精神に副わないところが認められるが、このような審理があつたからといつて、直ちにその審理又は判決そのもの

四月二一日決定　　昭和二六年(あ)第三九二三号

四月二一日決定　　昭和二六年(あ)第三九二三号

が違法であるということはできない（昭和二五年(あ)第三五号同年一二月二〇日大法廷判決、集四巻一三号二八七〇頁参照）。

また第二点の所論は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三九二三号

弁護人根本昌己の上告趣意

第一点　原判決は、最高裁判所並びに高等裁判所の判例と相反する判断を包含する違法があり、到底破棄を免れないものと思料する。

本件第一審第一回公判調書を精査するに、立会検察官の起訴状朗読が終るや、判事は被告人に対し刑事訴訟法第二百九十一条第二項及び刑事訴訟規則第百九十七条第一項の事項を告げ、次いで被告人及び弁護人に対し被告事件について陳述することありや否やを尋ね、法定の手続を履践したるも、其の後全く証拠調の手続に入ることなく直ちに被告人に対して本件各犯行の動機、犯罪の実行、犯行後の被告人の行動、被告人の前歴、性行等について記録第十三丁十行目より第二十九丁裏面四行目に至る、延々十七丁に亘る極めて具体的にして詳細極まる問を自ら設けて、被告人の陳述を求め（それが如何に具体的、且つ詳細極まる質問であり、判事としては被告人に尋問すべき点を凡て質問してしまつたかは、証拠調に入つた後に於て、被告人に対して僅かにその前科関係について数ヶの問を発している外、全く被告人の尋問をなした形跡のない点からも充分に窺知出来る）、然も右被告人の陳述を本件各犯行の証拠として採用して居ることが明らかである。

然し乍ら、刑事訴訟法第二百九十二条によると、同第二百九十一条の手続が終つた後は直ちに証拠調に入ることになるのであり、被告人訊問の段階が中間にないのである。尤も、刑事訴訟法第二百九十一条第二項によれば、検察官の起訴状朗読後、裁判所は被告人の権利保護のための事項を告知した上、被告人及び弁護人に対して、被告事件について陳述する機会を与えなければならないのであるが、右機会を与えるのは主として被告人の利益のためであつて、被告人をして忌避

永井昌次こと

被告人　永井昌治

の申立、管轄違に関する申立、正当防衛のような違法性阻却事由等の主張をなさしめ、更にこの機会に裁判長が、被告人に対して公訴事実に対する認否を質して争点を整理し、亦被告人に自発的に被告事件について争点を明らかにし、或いは弁明させても、法律の精神に反することはないと思料される。

然し、被告人訊問の制度を廃止した新法の下に於て、当事者の立証に入る前に裁判長が前述の限度を越え、被告人の前歴、性行、犯行の動機、犯罪の実行、犯行後の行動等について自ら問を設けて被告人に質問し、被告人の陳述を求めるが如きは新法の精神に反する。殊に、右の様な質問により被告人が詳細に自白した場合、自白の因となる斯様な質問をすることは刑事訴訟法第三百一条が、自白はとかく裁判所に予断偏見を抱かせる虞れがあることを考慮して、自白に関する証拠は他の証拠を取調た後において、はじめてその取調をすることができるとする趣旨に反する。同法第三百十一条第二項は、裁判長は何時でも必要と認める事項について被告人の供述を求めることができると規定しているが、これは証拠調終了後、又はその途中において、必要に応じ随時之をすることができるとの趣旨で、被告人の所謂冒頭陳述の際、被告人に対して何でも質問出来るという趣旨ではないのである。

従つて、前記の如く犯行の動機、犯罪の実行、犯行後の被告人の行動、被告人の前歴、性行等について自ら問を設け、記録にして延々十七丁余に亘る被告人の陳述をなさしめたものでなく、旧法における被告人訊問と全く同じ審理方法をなし右審理に基き、然もその被告人の陳述を他の証拠と不可分的に綜合して本件各犯罪事実を認定した第一審判決は、刑事訴訟法が被告人訊問の制度を廃し、第二百九十一条、第二百九十二条、第三百一条を定めた精神に違反する違法な審理方法に基く判決であり、然も、右違法な取調方法に基く証拠を他の証拠と不可分的に綜合して事実を認定したる違法な判決なりといわざるを得ぬ。結局、刑事訴訟法第三百九十三条の規定に反して、この点を看過して第一審判決の違法をそのまま認容したる原判決は、左記最高裁判所並びに高等裁判所の判例に違反する判決なりといわざるを得ず、到底破棄を免れないものと思料する。

最高裁判所昭和二三年一一月六日判決（破棄差戻）、判例集第二巻第十二号一四八九頁登載。
要旨。適法に証拠調をしない証拠を、他の証拠と不可分的に綜合して犯罪事実を認定した判例は違法である。

東京高等裁判所昭和二四年(を)新第一九五号、同年一〇月二九日第一二刑事部判決。（破棄差戻）
高等裁判所、判例集第二巻第二号二一九頁登載。
要旨。刑事訴訟法第二九一条第二項の冒頭陳述に際し、裁判長が被告人に対し、公訴事実に対する認否を質して争点の整理をすることは差支ないが、自ら問を設けて被告人の前歴、犯罪の動機、犯罪の実行、犯行後の行動等の一切に亘り、被告人の陳述を求めることは違法である。

第二点　原判決は刑の量定が甚しく不当であり、之を破棄しなければ著しく正義に反するものであるから、当然破棄を免れないと思料する。

原判決は、原審弁護人の第一審判決に対する量刑不当の主張に対して、「記録にもとずいて動機、犯情、その他諸般の情状を考量し、論旨第三点における所論各事情をしんしやくしてみても、被告人に対する原判決の刑の量定は不当とすることができない……」と判示して之を却け、第一審判決の量刑を妥当なりとしている。

然しながら、被告人は純朴な農村の少年で、実兄を助けて家業である農業に精励し、老いたる父母に孝養を尽していたのであるが、ふとしたことからずるずると本件犯行を犯したものであつて、決して都会に巣喰う不良少年と同一視すべき性格の者でないこと、本件被害金品は凡て被害者に弁償され、被害者には実害を生ぜず、且つ全被害者が示談書中に於て、被告人に対して寛大なる処置のあることを切望していること、被告人は本件が確定すれば、法律上必然的に前刑の執行猶予を取消され、合計一年十月の懲役刑の執行を受けねばならぬこと、被告人は現在胃かいようにて著しく身体を害し、長

期の受刑は被告人に回復すべからざる痛手を与える状態にあること、更には被告人は本件犯行後、痛くその非を悔い一途に家業に励み改悛の情顕著であり、且つ実兄において被告人の厳重なる監督を誓つて居ること等の諸事情を考察すれば、被告人に懲役十月の実刑を科することは余りにも被告人に酷である。然れば、原判決を破棄して刑を軽減しなければ著しく正義に反し、原判決は此の点に於て破棄さるべきものと思料する。

以上二点に亘り上告趣意を弁明する。

最高裁判所の公明なる御裁断により原判決を破棄せられ、更に慎重なる審理を遂げしめられんことを衷心より希望する次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第三九五一号

決　定

本　籍　小樽市富岡町二丁目六六番地
住　居　同市緑町二丁目二七番地

公　吏　三ッ野直士

大正六年一〇月二六日生

右に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年九月三日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意は、結局事実誤認若しくは量刑不当の主張であり、弁護人丸三郎の上告趣意は、憲法違反の語を用いてはいるが、その実質は、単なる法令違反の主張で、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない（弁護人が論旨末段において論ずる検察官の主張は、その内容に徴し、単なる犯情に関するもので、これを独立の主張として原審が判断を与えねばならない性質のものではない。従つてこの点に関し、原判決に違憲の問題を生ずる余地はない）。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年(あ)第三九五一号

四月二一日決定

四月二一日決定　　昭和二六年(あ)第三九五一号

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三九五一号

被告人　三ツ野直士

被告人の上告趣意

私は昭和二十六年三月十二日札幌地方裁判所小樽支部で、麻薬取締法違反で懲役一年（執行猶予三年）及び罰金二万円に処せられ、次で検事控訴に依つて札幌高等裁判所で再審判をうけ、同年九月一日懲役一年に処せられ上告致しましたが、その趣旨とするところは左の通りです。

(一)　私は薬剤師で小樽保健所の技官として麻薬統制主事の職に在つた者でありますから、麻薬の害悪ということは充分弁えて居ります。斯る地位にあり乍ら自ら違反したことは、まことに申訳ないと深く悔悟して居ります。

然し、私は検察官の主張する様に自己の地位を利用して、麻薬が害悪方面に流れることを予想し乍ら所持していたのではありません。

統制官の業務として、三ツ山英二医師から書類登載外の麻薬を引上げ、之を北海道庁に連絡し同人を告発すべきところ、偶々親族であつたため同人を違反者とするのが情に於て忍びず、保健所に保管して置くなら害悪面に流れることはないと信じて保管していたのであります。統制官としての業務上の保管が手続を遷延し私的所持の形になつたものでありまして、決して職務利用の悪意ある所持ではありません。

この点を認められた第一審と異り、検事主張を認めた第二審の判決は、事実を誤認して重き刑を言渡すに至つたものと信じ是正を仰ぐ次第であります。

(二)　麻薬取締が国民衛生、社会福祉の観点から厳重になされなければならぬことも、麻薬対策が国際的なものであることも

充分認識して居りますが、違反の態様、個人的事情も斟酌して頂けるものと思い、前記事情を謬めて頂いた第一審の判決には感謝感激して居たのでありますが、第二審では充分な御調べもなく如何なる見地から検察官が控訴したか知るいとまもなく、（趣意書は送達されず公判でも朗読されません）防禦弁解の余地もなく二、三分の審理で実刑に処せられました。

第二審で理由があるとして採用された検察官の控訴趣意書は、判決後にその内容を知つたのですが、公判前に私に送達されず国選弁護人からも連絡もありませんでした。私は第二審でも充分な御取調があり、弁解の機会もあり弁護人の弁論もあると信じて出廷しましたら、裁判所、検察官、弁護人間の二言三言の応酬で裁判が終つてしまつたのであります。

控訴趣意書に検事が主張する私の不利益な諸点についても、私は私なりに弁解できることで、余りに一方的な悪意解釈でありますが、答弁書を出す機会もなくそのまゝ第二審で採用されたのは、充分に納得の行く裁判をうける国民としての権利が重んぜられなかつた様に感じ上告した次第であります。

(三)　違反者として自責悔悟して居ります私から、一身上の事情を上申するのも恐縮に堪えませんが、私は第一審でも申上げました様に幼少の頃スキーで足を傷めた歩行不便の不具者で、薬剤等の産業以外の職には耐えられません。本件実刑で薬剤師の免許も取消され職場も失い刑余者となることは、妻子四名とともに死するにも等しいことでありまして、第二審の判決以来煩悶の日を送つて居ります。

一度賜わりました執行猶予の恩恵の後に之を取消して与えられた実刑であるだけに一入苦悩も深く、二審に於て充分に御調査も頂けなかつたのが国民としての権利を行使させ尽して頂けなかつた心残りがあり、上告に依つて再度の納得の行く御審判を仰ぎたく、上訴した次第であります。

以　上

被告人　三ッ野　直　士

弁護人丸三郎の上告趣意

第一　原審に於て検察官が第一審の刑執行猶予の判決に対し、量刑不当（即ち執行猶予不相当）を趣旨として控訴し、第一審認定の執行猶予に価する利益情状を排斥し、之と背馳する不利益事情を列挙し、その間尚取調の余地存するに拘らず控訴裁判所たる原審が慎重審理せず刑訴第三九三条の取調を為さず直に破棄自判して実刑を科したのは、司法運営の上に於て基本的人権を尊重しなかつたもので違憲である。

刑の執行を猶予するか否かを判決する問題は、単なる刑の量定の軽重ではない。人間天賦の権利たる自己を自己の罪責のために拘束せられるか、又は之を条件附に許されるかの岐路に立ち基本的人権に関連する問題である。単に刑期の長短、罰金の軽重等に於て刑の量定の当不当を論ずる場合と同一視せらるべきではない。一たび宣せられた刑執行猶予の判決に対し、検察官が之を不当に軽しとして実刑を求めんがために控訴する場合に於ては、司法に依り与えられたる自由を再び司法に依り奪うに足る強力なる根拠理由がなければならぬのは勿論のこと、控訴裁判所に於ても第一審が執行猶予に価すると判断した有利情状と、検察官が以て執行猶予不当となす不利益情状とを比較考量し、其間疑問が存するならば之を取調べて慎重に審理判断するのが人権を尊重する所以である。

国民が法に依り与えられた自由拘束猶予の恩恵を司法の上で再び奪うか否かの斯の如き場合は、憲法第十三条の趣旨に依り司法運営の上に於て人権の尊重に対する考慮は充分に払わるべきは当然であろう。

偖本件に於て被告人三ッ野直士が、昭和二十六年三月十二日札幌地方裁判所小樽支部で、麻薬取締法違反に依り懲役一

年（但三年間執行猶予）罰金二万円の言渡をうけ、検察官が重刑不当として控訴したこと、及び同年九月一日札幌高等裁判所で懲役一年に処せられたことは記録上明かであり、検察官が執行猶予不当となす控訴趣意の大要は、

(イ) 職務上の立場利用
(ロ) 所持麻薬の大量
(ハ) 一部転譲の利得行為
(ニ) 犯行後の隠蔽工作

なる不利益犯情に在りとしている。

之に対し第一審に於ては、被告人の麻薬所持を「隠匿の目的」と判示せられ居り、検察官も排斥のために被告人に有利と目せられる犯情を、

(イ) 近親者庇護のための所持
(ロ) 報恩のための一部譲渡
(ハ) 改悛の情

として趣意書に掲げるところである。

右有利不利両面の犯情は見解観点の相違のみならず、斯の如く控訴審に於て対立背馳する以上、被告人本人の訊問取調証人の取調等に依り慎重に判断せらるべきところである。

検察官の趣意書自体に於ても、所持が「隠匿の目的」か好意に基く所持か、にわかに断定し得ぬと記載して疑問を提供しているばかりでなく、(イ)の被告人が麻薬統制主事の職務立場を不法に利用し、利得目的に且害毒招来を顧みざる危険なる所持であつたか、第一審記録に現れた如く被告人が職務上医師より麻薬を回収し、偶々近親者に累の及ぶを庇護して合

法に依る摘発手続を遷延し私的所持に進展したものであるかは、疑問の存するところであり、(ロ)の大量というも相対的問題であり、前記所持態様が被告人弁解の如くであるならば麻薬の害悪面への移動は予想せられず、検察官主張の如く数百人の殺人力等の見地からのみ論ぜられない。(ハ)の大村医師への一部譲渡も二千五百円が現代貨幣価値に於て「極めて莫大な利得」とはいい得ない。(ニ)の隠蔽工作も近親者の依頼を拒み得ぬ程の小心者の幼稚なる自衛とみるならば、直に悪性ともなし得ない。

この様に疑問が存し、而も自由権に関連する執行猶予適否を判断する場合こそ、刑事訴訟法第三九三条に所謂「必要があるとき」として、控訴裁判所が取調をなすべき場合に該当する。然るに原審が検察官趣意書の「国民に対する背信行為」「犯質凶悪」「莫大なる利得行為」等の一方的誇大表現に依る主張を援用して直に判決をすることが出来ると認めたのは、刑訴第四百条但し書の誤適であり、且訴訟運営上人権を尊重せざる違憲である。

第二　原審の判決が検察官の控訴趣意書中の個人の人権を尊重せざる違憲内容の主張を何等判決するところなく採用している。

麻薬犯罪が人類全体の福祉増進を念願する国際道義に立脚して、国際的視野に於て考察せらるべきものであることは勿論であるが、さればといつて如何なる個人的情状も附随的事項として裁判量刑の前に顧慮に価しないとし概念的厳罰主義に偏することは、個人の人権擁護に牴触する。

本件検察官控訴趣意書に於て、「百歩を譲り被告の有利情状を信用するとしても」「麻薬犯罪の国際的性格と、日本の現在おかれている国際社会における地位とに鑑みるときは、該犯罪に対する当該官の執るべき態度は自ら明であると信ずる」と述べ、恰も麻薬犯罪に於ては個人的情状は顧慮すべからざるが如く主張し、暗に裁判官の執るべき態度に迄言及しているのは、個人の人権を尊重せざる思想且見解でありその内容は違憲である。

此の違憲内容の主張に対し何等の判断をせずして、之を採用した原審判決も亦違憲である。仍て、原審判決は破棄を免れないものと思料する。

四

以　上

昭和二六年(あ)第四五〇二号

判　決

本　籍　別府市大字浜脇八五番地
住　居　同市不老町二丁目二二番地
別府市役所主事
首　藤　邦　弘
大正三年一〇月二七日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二六年九月三日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人首藤邦弘の上告趣意及び同弁護人日下文雄の上告趣意は後記のとおりである。

被告人の上告趣意について。

所論第一点は、本件起訴状が法定の記載要件を欠くという理由を前提として原判決が憲法三一条及び七六条三項に違反すると主張するのであるが、実質は刑訴法違反に帰し刑訴四〇五条の適法な上告理由と認めることはできない。そして食糧管理法違反事件の起訴状に法定の除外理由がない旨の記載がないからといつて、それだけで直ちにこれを違法とし無効と解す

四月二一日判決　昭和二六年(あ)第四五〇二号　一

四月二一日判決　昭和二六年(あ)第四五〇二号

べものでもない（昭和二四年(れ)第七一七号同年九月一五日第一小法廷判決三巻一〇号一五八七頁参照）。また第二点は第一点の刑訴法違反の主張とともに本件の米は溝口信平でなくその妻チエに譲渡したのであるという原判決の認定していない独自の事実を主張し原判決の事実誤認を非難するのであつて適法な上告理由にあたらない。

弁護人日下文雄の上告趣意について。

第一点ないし第四点の所論はいずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。（なお第一点の起訴状の記載要件に関する主張については被告人本人の第一点について説明したとおりである。また第三点は被告人の本件行為は貸与であつて譲渡でないという前提の下に貸与は罪とならないと主張するのであるが、原判決の認定していない独自の見解に立つものであつて採用することができない。そして原判決の維持する第一審判決の判示一の行為が食糧管理法施行規則二三条に違反すること明らかである以上、刑訴四一一条を適用して原判決を破棄すべきものとは認められない。

その他記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき理由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

第一

被告人は昭和十三年二月頃から、別府市役所勤務引続き今日迄満十四年間、同市役所に主事として勤務して居ります。本件が仮りに執行猶予でも有罪になれば、其れを理由に解職の虞あり、その点を案じて上告迄して争つて居る次第であります。

第二

本件は美人局をたくらむ溝口信平とその妻溝口チエの陰謀による事件であつて、御役所がそれ等の者に利用されており被告人は美人局の被害者であります。即ち被告人は終戦後復員、（昭和二十年十一月頃）して再び別府市役所に勤務中理髪業を営む右溝口方に理髪に行つて居る間に、右チエの誘惑に掛り、壮年の思慮浅かりし時、遂に同女と二回情交をした事があつて、それが夫信平の知るところとなり、被告人及びその妻、斎藤八重子は、直接又は間接に度々金品持参して謝罪に赴きましたに拘らず、溝口信平は頑として此れを聞き入れずして姦通による慰藉料として、金十三万円以上要求して来たのである。被告人は自己の不道徳の責任を自覚し、五万円の支払いはこれを承諾した事があるのであるが、信平は被告人が此の事件で別府市役所を退職すれば、退職金を十五万円以上貰えるから、慰藉料は十三万円以上出してもよいと言つて聞き入れなかつたのである。一方被告人の調査に依れば、右チエは、その夫信平が戦時中徴用されている間に情夫を作り、その事が信平の知る事となつて、其の間の紛争を当時の特高主任（佐古由太現在杵築警察署長）に依頼した事実も

被告人　首藤邦弘

判明して居り、女色町別府市に於ける女性の遊興性もあつて、チヱは淫奔極まる女性であつたので、その夫信平は強慾な性格者であり、此等を想像すれば本件はどうしても美人局であるとしか見られないのである。その証拠には

(1) 本件は被告人がチヱと情交二回あるの前後頃の同女と親愛な間柄にあつた時同女の懇願に依つて、その生計補充の足しに二回に僅か米一斗五升を同女に融通してやつた丈の事であつて、受取金合計九百円の中一斗の分につき六百円は、配給価格より少額であり、残り五升の分については、配給価格三百三十六円は、チヱ宅にて、その日の炊く米がないとの事で、被告人がその家に居合せ配給所の配給夫が通り合せたので、被告人が呼止めて被告人の配給通帳から米五升受取つたものであつて、その配給支払金としてチヱより三百円受取り、不足の分三十六円加えて被告人が支払つたのであります。(不足の三十六円は被告人が支払い)米麦譲渡禁止法の目的は、斯かる特殊微少なる事件迄も処罰させるものではないと思われる。然るに溝口信平は自ら罰せられる事を知りながら、別府区検察庁に告訴して本件の第一審公判の実証中に、被告人に慰藉料十三万円を要求したり、本件とは別に被告人の身に覚えのない米二俵を被告人が信平に売却した旨証言して吳れと全く虚欺の証言方を三宅石俊に頼んで、同人から拒絶された事実もあり、更に驚くべき事は溝口信平は、第一審で自分を有罪にして吳れと法廷で申し述べた許りでなく、無罪になつて其れが不服で控訴すると言つて、別府簡易裁判所に赴き、其の手続きをしようとして係官から無罪の者は控訴は出来ぬと言われて、笑話となつた事実もあり、第一審弁護人はその事も知つておるのであります。

(2) 溝口信平と被告人との粉争経過を記述すれば、溝口信平は

(一) 昭和二十四年六月頃、前記被告人とチヱとの情交は強姦と称し、大分地方検察庁に強姦の告訴をなし、当時被告人外関係者が取調を受け、和姦であつた事が解つて、同事件が不起訴となるや、更に、(二)昭和二十五年春夏頃被告人が食糧管理法違反をしておるとなして(信平の言分(イ)米二俵と(ロ)餅米一斗(ハ)精米五升別府区検に告訴し、それが為本件

の起訴がなされ、第一審で右(イ)の二俵の分は被告人も信平も無罪となり、(ロ)、(ハ)のみ残つて現在此の上告事件となつて居り、右(イ)の無罪は不服で取引当事者の被告人も自己の溝口も罰して貰いたいとの言動をして居た事は前述の通りであり、更に(三)右(イ)、(ロ)、(ハ)の食糧管理法違反の告訴と起訴事件進行中に右(一)の強姦不起訴処分を不当として、大分検察審査会に再審理の要求をなし、被告人及び関係者多数を呼び出された結果、同審査会では、強姦は認められぬが、家宅侵入の嫌疑ありとして起訴勧告がなされ、止むなく大分地検は家宅住入(前記二回の情交の中の後の情交分)罪として被告人を起訴し、目下別件として大分地方裁判所で同事件審理されて居るのであります。

(三) 右の(1)(2)の事情にあるに拘らず溝口信平と同人の所謂姦婦たる妻チヱとの交情は毫も悪化せず、被告人とチヱとの前記二回の情交を信平が知つた昭和二十四年六月六日以来今日迄三年間も別居もせず同じ家に仲好く暮らして家庭的の粉争を起した事もなく、夫婦揃つて理髪を続けて居るのであります。以上の事情であるのであつて、被告人を有罪にする事は公正な裁判所が美人局を画んで居る溝口信平に利用されて居て、甚だしく社会正義に背くものと思われます。何とぞ最高裁判所は美人局の協力者となる事なく、別府市役所勤務十四年間の被告人を此の事件の為、退職せしめるような破目にたたせられず、救いの手を差し延べられるよう心から御願申し上げます。被告人は自己の不品行を自重し、五万円程度の慰藉料をする考えはある次第であります。

猶被告人は第一審弁護人に相談した所、左記第三の通りの意見を聞いたので此れを被告人の上告理由として申上げておきます。

第三

原判決を破棄して本件公訴棄却の所判決又は決定を賜わるよう所願します。その理由

第一点 原判決は憲法第三十一条又は同法第七十六条に違反しておる。

(イ) 憲法第三十一条違反の点

甲　憲法第三十一条には何人も法律の定める手続に依らなければ、刑罰を可せられないとあるのに拘らず、原判決は、法律である刑事訴訟法第三百三十八条第四号の公訴提起の手続が、その規定に違反した為無効であるにも拘らず、此れを看過して、本件控訴を棄却して第一審の有罪判決を維持して居る。即ち刑事訴訟法第二百五十六条には、起訴状の記載要件を規定してあり、必ず罪となる可き事実換言すれば犯罪の構成要件を記載せねばならぬ事になつて居るのであつて、その犯罪の構成要件は、積極的構成要件は勿論消極的構成要件をも必ず此れを記載せねばならぬ事は学説、判例の認むる所である。然るに原判決が控訴を棄却して推移したる第一審の本件有罪判決部分に付ての起訴状には（起訴状の第一の(2)及(3)）「被告人は、(2)昭和二十五年六月初旬頃、別府市楠町六組の相被告人溝口信平方に於て同人に対し、糯精米一斗を金六百円にて売渡した。(3)同年六月七日頃、前同所で前同人に対し粳精米五升を金三百円にて売渡した」と記載してある丈であつて、それが犯罪になるのかならないのか判らないのである。即ちそれが法定の除外事由なく、統制額を越えた物価統制令違反の起訴であるのであれば、それは配給米価を越過して居ないのであるから、罪とはならないのであり、又法定の除外事由なく米の譲渡をしたという食糧管理法違反の起訴であるのであれば、右譲渡が信平本人に譲渡されたか否かゞ問題であるのであるが、本件の真相は右の米は、信平に譲渡されたのでなく、その妻チエに実際は譲渡せられたのである。そして右の起訴状記載の事実は右何れの起訴か不明であるのみならず、法定の除外事由なき事の記載のない事は、起訴状を物理的に見れば明瞭である。

凡そ起訴状には罪となる可き積極消極の構成要件の記載を絶対に必要とする。その事たるや雑多の統制違反事件の起訴状にも判決にも総て法定の除外事由なきに拘らずの文言は常に使用せられて居り、その事たるや全国の起訴或判例を見れば明白である。原判決は起訴状に法居除外事由のない事を示す事が望ましいといつて居るが、どの法令のどこにそ

んな望ましいという規定があるであろうか、又釈明権で補正させるのが適当だともいつて居るが、起訴状記載要件の有無、即ち起訴状の有効、無効は起訴状の記載自体によつてのみ判断さる可きものではないのであり、又米麦は何人に対しても売渡譲渡が絶対に禁止されて居る法の建前より見れば、本件起訴状の記載は法定除外事由のない事を当然に予定したものと解せらるゝともいつて居るが、米麦は本来売渡譲渡配給して、国民に公平に食せしむるのが、本則であり、その手段として食糧管理法が制定せられておるのであつて、斯かる補充的解釈によつて起訴状に法定の除外事由なきたる文言の有無に関する物理的事実の存否をごま化す事は出来ないのである。又消極的構成要件は、記載状記載の要件でない趣意の説明もしてあるが、その独善的解釈には驚かざるを得ない。若し原審のその解釈にして正当であるなれば、誰が記訴状や判決に法定除外事由なきに拘らずの文言をあれ程実務家が用いるであろうかのみならず、医師法違反での免除を受けずして医業を為しとの起訴状や酒税違反の免除を受けずして焼酎を製造所有しとの起訴状や、狩猟法違反事件での免除を受けずして狩猟しとの起訴状の各記載等、全国的に皆犯罪の消極的構成要件をも罪となる可き事項として必ず起訴状に記載してあるのが、現下日本の検察裁判の実情であり、原判決の如く犯罪の構成要件の記載を欠いた無効の起訴状を強いて有効だとして三百代言的な説明をした例を見ないのである。

以上の理由によつて、本件の右起訴状は刑事訴訟法第二百五十六条所定の罪となる可き事実の記載を欠いた無効の起訴状であり、従つて公訴提起の手続が無効の起訴状に依つて為されておるのである。此れ即ち憲法第三十一条に所謂法律の手続に依らなくて、刑罰を科せられる事になり、従つて原判決はその点の憲法違反があるので、此れを破棄して刑事訴訟法第三百三十八条第四号によつて、本件公訴を棄却せられ度い。

乙　刑事訴訟法第三百三十九条第一項第一号には、起訴状に記載された事実が真実であつても、何等の罪となるべき事実を包含して居ないときは、決定で公訴を棄却すべき事が規定せられておる原判決が控訴を棄却して維持したる第一審有

罪判決部分に対する本件起訴状記載の公訴事実は、前記甲で記述した通り法定の除外事由なき旨の消極的犯罪構成要件の記載がないのであるから罪となる可き事実が句含されて居ないのである。従つて同条に依り原審は宜しく原判決を破棄して本件公訴を棄却の決定をなす可きに拘らず、此を為さずして本件控訴を棄却しにのは、憲法第三十一条に所謂法律たる刑事訴訟法の定める手続に依らずして、刑罰を科したのであつてその点憲法違反がある。

(ロ) 憲法第七十六条違反の点

憲法第七十六条第三項にはすべて、裁判官は良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束されるとある。

然るに原判決は前述第一の(イ)の甲及び乙記述の通り、法律たる刑事訴訟法の明示した規定に従わず、その拘束を受けずして検察官の記訴状記載の法定の除外事由なきなる文言の書き落しの過失を救済する事のみに汲々努力して、裁判の独立理念を忘れたる判決である。

第二点　原判決は左記理由に依り、刑事訴訟法第四百十一条第一号又は同条第三号に依り、原判決を破棄して頂き度い。

(イ) 原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。即ち

(1) 前述第一点の(イ)の甲及乙記述の通りの刑事訴訟法令の違反がある。

(2) 刑事訴訟法第三百十七条には事実の認定は、証拠に依ると規定され、同法第三百三十五条第一項には有罪の言渡をするには、罪となるべき事実証拠の標目を示すべきを規定してある。今本件を見るに原審が控訴を棄却して、維持したる第一審判決の有罪部分の記載は「被告人は別段の除外事由がないのに溝口信平に糯精米一斗を譲渡し、又別段の除外事由がないのに同人に粳精米五升を譲渡した」と認定してあつて、其の証拠として被告人の当公廷での自供と森永武治、溝口信平、首藤八重子の証言を引用してあるのであるが、その引用証拠では、右二口合計一斗五升の譲渡に

付き、食糧管理法所定の法定除外事由がなかつたとの事実は絶対に此れを認める事が出来ないのであるのみならず本件記録を精査して貰えば判る事であるが、第一審第二審では、右譲渡に付法定の除外事由の有無に付全く審理をしていないのである。本件の真相は被告人が右二口、合計一斗五升の米を溝口信平の妻チエに譲渡した事は間違ないのであるが、法定の除外事由がなく、夫の溝口信平にそれを譲渡した事は、天地神明に誓つて全くない事なのである。

従つて原判決の維持した第一審有罪判決部分は、証拠によらざる事実証と定としてあつて、判決に影響を及ぼす法令の違反がある。

(ロ) 原判決は判決に影響を及ぼす可き重大な事実の誤認がある。即ち、(1)前記第二点の(イ)の(2)末項記述の通り、本件一斗五升の二口の米は、溝口チエに譲渡したのが、真相であるのにも拘らず、その夫信平に譲渡したと認定してあるのは、重大なる事実の誤認である。(2)更に前述の通り、信平への譲渡の一斗五升に付法定除外事由なかりしとの点は、全く証拠に基かざる事実の誤認である。

(ハ) 原判決を破棄しなければ著しく正義に及ぼす事と認められるゝ事は上告起意書の(ニ)記載の通り、本件起訴は美人局の協力であつて不能であり、社会正義が許さないと考えられる。

以　上

昭和二六年(あ)第四五〇二号

被告人　首藤邦弘

弁護人日下文雄の上告趣意

第一点　本件は公訴提起の手続に違反があり、公訴を棄却せねばならないものである。

本件起訴状には公訴事実として、

第一、被告人は

(1)　(此の点、無罪につき省略)。

(2)　昭和二十五年六月初旬頃、別府市楠町六組の相被告人溝口信平方に於て、同人に対し糯精米一斗を金六百円にて売渡し、

(3)　同年六月七日頃、前同所に於て、前同人に対し粳精米五升を金三百円にて売渡し、

第二、(此の点、無罪につき省略)。

と記載し、その罰条として食糧管理法第九条、第三一条、同法施行規則第二三条を掲げているが、法定の除外事由がないことを明らかにしていない。右施行規則第二三条は、院外事由がないことを条件として米麦及びでん粉の譲渡を禁止したのであつて、同条所定の犯罪を構成するには、単に米麦等の譲渡があつたのみでは構成要件を充足せず、同条所定の除外事由なくして譲渡したことが必要欠くべからざる要件である。

然るに、本件起訴状には右法定の除外事由がないことが記載されて居らないから、犯罪の構成要件を充足すべき事実の記載がないことに帰し、公訴提起の手続に違反があるものとして刑事訴訟法第三三条第四号により、判決を以て公訴を棄却すべきものである。

故に、これを看過して何等の理由がなく、恣に「別段の除外事由がないのに」の文言を附加して有罪の判決をした原審判決は、無效であつて破棄を免れないものである。

第二点　原判決には、証拠に基かないで事実を認定した違法がある。

原判決は前述の如く、被告人に別段の除外事由がない旨を恣に認定し、その証拠として原審における被告人の供述、証人森永武治、溝口信平、首藤八重子の各証言を挙げているが、その何処をみても、被告人について法定の除外事由がないということを認め得るような何等の証拠がない。故に、被告人に「別段の除外事由がない」旨認定したのは、証拠に基かないで恣に事実認定をしたものであつて、明らかに刑事訴訟法第三一七条に違反するものである。従つて、原判決は此の点においても破毀を免れない。

第三点　原判決には、犯罪の成立に影響を及ぼすべき事実の誤認がある。

原判決は、被告人は溝口信平の妻チエ子と情交関係があつたが、

一、溝口信平から、妻の全快祝に入用だから都合してくれと要求され、別段の除外事由がないのに昭和二十五年六月初旬頃、別府市楠町六組溝口信平方において同人に対し、同人より金六百円を受取つて糯精米一斗を譲渡し、

二、溝口信平から、妻が入院のため米が不足して困つているから都合してくれといわれ、別段の除外事由がないのに同年六月七日頃、同所において同人に対し、配給米代の一部金三百円を同人より受取つて自己が配給を受けた糠精米五升を譲渡し、

たものである。

と認定しているが、被告人は原審において右一の事実については、売渡したことはありません……家の米を貸し与えたので云々。

といい、また二の事実についても、

……売つたのではなく……私の家の取分を便宜上融通したので云々。

と供述している。即ち、貸与であつて譲渡ではない。況んや有償譲渡ではない。

蓋し原審認定の如く、被告人と溝口信平の妻チエ子とは当時情交関係があり、溝口宅が被告人の勤務先に近い関係から弁当を持つて通うのが面倒なので、溝口宅で炊いて貰つていたという事情（記録三一丁、相被告人溝口信平の証言参照）からみれば、代金授受は単に両名の情交関係を隠すための作為であるに過ぎず、真実は貸与したものであつて、その返済として晝食を炊いて貰つていたという事実が認められ、従つて譲渡でないことが明らかである。

果して然らば、この点において重大なる事実の誤認があり、而も食糧管理法第九条第一項、第三一条、犯罪当時の同法施行規則第二三条に照らし、貸与が罪となるべき規定の存しないことが明らかであるから、起訴状に掲げられているような犯罪を構成しないのである。故に原審には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があるから、刑事訴訟法第四一条第三号により原判決を破棄しなければ、著しく正義に反するものとして原判決を破棄すべきものである。

第四点　原判決は、記訴状に記載されない事実及び記載された事と異る事実を認定し、被告人の防禦権を阻害した違法がある。

起訴状は前掲の如く、被告人に法定の除外事由がない旨を記載して居らず、また訴因変更の手続をした形跡もなく、更にこの点に関する証拠調もしていないのに、原審は恣に別段の除外事由がない旨を認定しており、加うるに記訴状には売渡した旨の記載があり、検察官も売渡を主張し、訴因変更の手続も経て居らないのに譲渡を認定している。

これは、明らかに起訴状に記載されない事実及び記載された事実と異る事実を認定し、被告人の防禦権を阻害したものであつて、原判決は此の点においても破棄を免れないものである。

昭和二六年(あ)第四八一三号

決定

本籍並びに住居　茨城県新治郡葦穂村大字小山田二七六番地

農業

友常光広

大正七年一〇月九日生

右の者に対する傷害致死被告事件について昭和二六年一〇月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人遠山丙市、同早川健一の上告趣意（後記）について。

所論は、原判決の憲法違反を主張するがその実質は単なる事実誤認又は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない（事実認定及び量刑の当否が憲法違反の理由とならないことは昭和二二年(れ)一八八号同二三年七月七日、昭和二二年(れ)二〇一号同二三年三月二四日各大法廷判決参照）。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

四月二一日決定

昭和二六年(あ)第四八一三号

四月二一日決定　　昭和二六年(あ)第四八一三号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上　登

裁判官　島保　介三

裁判官　河村　又介

裁判官　小林　俊三

裁判官　本村　善太郎

昭和二六年(あ)第四八一三号

弁護人遠山丙市、同早川健一の上告趣意

被告人　友常光広

第一点　原判決は憲法第十一条同第三十一条に違反するものである。

(一)　原判決は被告人の本件所為に対し傷害致死の事実を認定した、第一審判決を認容して第一審における弁護人の過剰防衛の主張は素よりのこと原審における量刑不当の主張に対しても、原判決を認容して控訴棄却の判決をしていることは記録上明白なことであるが、果して本件事案の内容がしかく原審認定の如きものであるか否か之を詳細に検討するとき疑問多き所にして、原審判決は首肯し得ないものありと思料する次第である。

本件事実の認定にあたつては第一審判決記載の通りの証拠が採用せられているものと窺われるにも拘らず、先ず証人深谷武昌の証言についてみるとき、殆んど事件の始から終迄の間の総てに関与していたものと窺われるにも拘らず、その事実認定にあたつて主要と考えられる部分の供述については甚だ要領を得ない所あり、推察するに同証人は責任が自己に波及し被告人と共犯関係にありと認定せられて、刑事責任が自分自身にも科されることを虞れての証言としか考えられない。従つて同証人の証言は虚偽のものとはいい得ないけれども、少くとも事案の真相に対する正しい証言ということはできない。

一例を挙げるならば深谷武昌の第一審第三回公判調書中の証言をみるに、被害者菊池が屋外から被告人の居宅内に運び入れられる迄の点についても、その側を離れないでいたにも拘らず、被害者を縛つたのが誰であるか判らないと供述し、「縛つたのは私が倒れていた時であると思います」（記録二二五丁表末行）と述べ更に「止めようとして抱きつい

た人が誰か縛つたか判らないか」との問に対し「倒れたまゝ抱きついていましたからその時縛つたと思います」と事実を漠然として供述し、更に被害者を運び入れるときは証人の外に誰がこれをしたかも又はつきり記憶ないと述べている。

次いで部屋に入つてからのそこに居合せた者として、被告人の動作は充分にみていたにも拘らず「電光石火の早業であるから詳細は判らないけれども、被告人が殴つたことに起因して被害者は死んだものである」と供述している。然も同証人が死亡前被害者に会つたとき被害者から「君にもやられたような気がする」といわれた旨供述している。

斯様な点からみるとき僅かに一例ではあるけれども、同証人も本件に加担していたことは充分に推認せられる。更に右事実を裏付けるものとして、証人臼井喜夫の証言中（記録二〇三丁表末行から同丁裏にかけ）『とにかく重態にならないうち大体のことを聞いておこうと思つて聞いた所菊池は「深谷氏が私をやつたことは、おぼろげ乍らやられたように思う」ともらしていた旨の供述並びに証人友常鞄子の証言中（記録第一五七丁表二行目以降）『深谷さんは菊池さんの手足の自由がきかなくなつたので手を菊池さんから放し「華穂村の農地委員会を邪魔するのはこの野郎だ」と言つて菊池さんの顔を拳固で殴り「この位にしておけ」と云つて起上りました』との趣旨の供述からみても充分にうなずける所である。

斯様な事実関係があつたにも拘らず本件犯行を、被告人単独のものと認定したことは単に事実誤認に止まらず形式上適法な訴訟手続を履践したとしても、実質的にみるとき証拠の取捨選択は事実承審裁判所の自由裁量に委せられているとはいい乍ら、適法な法律に定められた手続を経て科せられた刑罰として被告人は承服し得ない所である。若し仮に然らずとするも斯る点は刑事訴訟法第四百十一条第三項所定の判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつたものであるということができる。

(二) 次いで第一審弁護人の主張した過剰防衛の主張について考察するに、判示事実の認定に照し此の主張は採用し得ない旨説示している。

成程第一審判決の事実をみれば被害者菊池の暴行が済んだ後に行われた犯行であるかの如く思料せられるけれども、被害者菊池はその居村においても事毎に暴力を振い世人から嫌悪せられていたものであつて、特に飲酒した後の行状については甚しいものがあつたことは少くとも居村内においては公知の事実であつた。そこで本件が発生する迄の経緯については、第一審判決の事実の冒頭に記載せられた犯行動機についても、相当程度その間の事情を推察することができるが、被告人は被害者菊池から侮辱的言辞を浴せられ更に暴行を受けていたにも拘らず隠忍自重し、被害者菊池が立戻るため庭に出て乗つてきた自転車を持つて歩き出そうとしているのを眺めていた所、自転車が動かない様子なので被告人が燈をつけてよく見えるようにしてやろうと考えてマッチをつけようとした所、又々乱暴をしかけられたので之に対し已むなく対抗するために出でた所為であつて、決して被告人自身から意図してなされた能動的行為でないことは証人友常鞄子の証言に照し明白にして、之に更に深谷の行為が介在し因つて本件結果のように被害者をして死の転機を辿らしめる遺憾なことになつてしまつたものであつて、之は正しく過剰防衛であるといわなければならない。

右のような点から(一)における同様の主張をするものである。

(三) 次いで本件捜査の端緒について考察すれば之は被告人の自首によるものであつて、被告人が犯行直後居村の巡査駐在所に至り、巡査田中五郎に本件事実につきその内容を申告していることは同巡査が証人として第一審公判廷において述べている所にして（記録第百十三丁表二行目以降）問「昨年十二月二十五日の夜被告人友常光広の家に行つたことがありますか」との問に対し、答『それは十二月二十五日の午後七時半か八時頃と思いますが、私が駐在所におりますと友常光広が来て「菊池定一が酒に酔つて来て暴れたので二三回殴つた」といいましたので「傷はないか」と聞きますと「大し

たことはない」とのことなので直ぐ行くからといつて帰しました』と述べていることからも明白な所にして、之は官に対し犯罪事実の発覚前に之を申告したもので、法律上の自首として当然刑を減軽せられなければならない所であるにも拘らず一顧だに与えられていないことは遺憾の極みである。

此の点につき被告人弁護人共に何等主張していない所であるが、当然この点について審理せられなければならない所であると思料せられる。

更に附加するならば本件事案の内容を綜合考覈して被告人の経歴、性行、家庭の状況本件犯行の動機態様、被害者菊地定一の性行その他記録に顕われている諸般の情状を詳細に検討し、之に斟酌がなされゝば被告人に対する刑の量定は些か酷に失するものと思料せざるを得ない。

叙上の諸点から冒頭記載の通りの主張をするものである。

以　上

昭和二七年(あ)第四〇四五号

決　定

本　籍　朝鮮済州島北郡旧左面月汀里
住　居　大阪市生野区大友町二丁目一六四番地
無　職　宇垣こと
金

奉
当四六年

本　籍　朝鮮済州島北郡旧左面西華里
住　居　大阪市生野区猪飼野東四丁目一七番地
無　職　金沢こと
高

用
宅
当六三年

本　籍　朝鮮済州島南郡中文面道順里
住　居　大阪市生野区猪飼野東四丁目一七番地
無　職　金

寅
生
一

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第四〇四五号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第四〇四五号

右の者等に対する酒税法違反被告事件について昭和二六年一二月二二日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人金沢こと高用宅、同金寅生等の負担とする。

理　由

被告人金奉の弁護人高崎健の上告趣意について。

所論は単なる量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

被告人金沢こと高用宅、同金寅生の弁護人小島成一の上告趣意について。

所論は憲法三一条違反を主張するがその実質は独自の事実に基いて被告人等の本件所為は不能犯であると主張するに過ぎないもので適法な上告理由とならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて、同四一四条三八六条一項三号一八一条（但し、被告人金沢こと高用宅、同金寅生について）を適用し全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第四〇四五号

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　金　宇垣こと

弁護人高崎健の上告趣意

本件判決には次に記載する様に著しく正義に反する点がある。即ち刑訴法第四百十一条の二号に該当するもので原判決の破棄を求めるものである。

一　本件の有罪事実は焼酎の密醸であるが被告人は無知な朝鮮の婦人で初めて密醸を試みたものである。而も焼酎としての製品は製出するに至らず醪として醱酵せしめて居た間に収税官吏に発見せられて所期の目的を達せなかつたものである。即ち焼酎の密醸としては未遂に終つて居る。税務当局は醪を濁酒と看做して被告人に対し金三万円也の酒税納付徴収命令を出して居るが、行政措置としては已むを得ぬものとしても醪は濁酒ではないから本件は焼酎醸造の未遂である。即ち身分は外国人で無知な婦人で他人に教へられ乍ら初めて密醸を試み未遂に終つて居る。

二　次に原料的に之を見ても高粱約二斗六升で金千五百円位のものであり、米麹一斗三升で千七百円位のもので、合計約三千二百円程度であつて他人からドラム鑵を借用して造り始め、右原料をドラム鑵二本に入れ水を加へて其れぞれ七分目位までとし、二本のものを合計して一石六斗六升余として仕込んで居たものである。それが酒精分十六・六度及至十三・二度の焼酎醪一石六斗六升余と数字的に記載されると大袈裟に聴えるが、大体の常識として密醸が成功した挙句原料代の二倍の製品が出来たら良好な成績と看做されて居る。豚の飼料となるカス迄含めて以上の採算であるから被告人の本件場合の密醸が成就したとしても強いて云へば正味三千円の儲けが出来れば上々の部である。然し此の場合は製品としては立派で危険性はない筋の通つたものが出来上り呑み手の歓迎を受けるものが出来るわけであるが、計画の危険に比し儲けは以上

の様であつて歩のない事柄である。即ち焼酎醪一石六斗六升余も醱酵させていたとなると数字的には罪悪性も大きく思はれるが結果的な形から見ると大したことではない。

三　被告人は女性で子女五人を持ち夫は廃人となつて動きも出来ず生活上も困窮者であるが、乳呑子の双生児があつたので他に働きにも出られず、何等か収入の方法を図り考へて居る間に偶々他人に教へられて原料買人代を借金して始めたが終に本件の結果に至つたものである。

四　即ち一で述べた様に初めての事柄で未遂に終り、二に述べた様に数字的な外見では大そうらしいが実際は大した儲けも出来ん歩の悪い事であり、朝鮮婦人として三に述べた様な事情にもあるので情状酌量の余地は甚だ大であるべく、従つて罰金刑に処するにしても軽少であるのが然るべきであると思考される。即ち金拾参万円也の罰金刑は著しく不当なりと思はれ著しく正義に反すと認められる。因て原判決の破棄を求めます。

以　上

昭和二七年(あ)第四〇四五号

弁護人小島成一の上告趣意

原判決は憲法第三十一条の法意に違反してなされたものであるから破棄を免れない。

(一)　原判決は被告人両名の控訴を棄却し第一審判決を正当として維持し、第一審判決は被告人両名に対し、それ〴〵酒税法(以下単に法という)第六十条第二項に規定する「免許を受けずして酒類、酒母又は醪の製造に着手して之を遂げなかつた」未遂の事実を認定しているのである。

(二)　刑事訴追手続において、結果の発生をまたず未遂の所為を処罰する法意は、いずれの意味にせよその行為が社会的可罰性を内包する危険性を内蔵するからに外ならない。こゝに未遂処罰の要件となる所謂危険性については、主観的意味における危険性の存在と同時に客観的危険性の存在が必要とされること御院判例の一貫せる見解であると共に学説の凡そ一致する処であり、更に主観的危険が存在しても客観的危険の存在しないときはその所為は所謂危険性を欠くものとして、所謂不能犯とせられることも亦疑を容れない処である。こゝに問題となるのは客観的危険性の意味であるがそれは科学的判断をも含めた社会一般の通念、常識と解すべきものである。

(三)　今本件第一審判決が認定した事実を見るに、前述のとおり法第六十条第二項に該当する所為として被告人高用宅に対し……少なくとも高粱粉一斗五升位、米麹一斗をドラム罐一本に仕込み、これに水をドラム罐の上縁より約二寸下のところまで加えて醱酵させ、同月二十五日頃までに酒精分十四度七の焼酎醪一石一斗を製つたが同人収税官吏に発見せられ

被告人　金沢こと　高用宅
同　金寅生

右醪を差押えられたゝめ焼酎製造の目的を遂げず。

同く被告人金寅生に対し

……少なくとも高粱粉一斗五升位、米麹約一斗をドラム罐一本に仕込み、これに水をドラム罐の上縁より約三寸下まで加えて醱酵させ同年二十五日までに酒精分十二度九の焼酎醪約九斗八升六合を作つたが、同日収税官吏に発見せられ右醪を差押えられたゝめ焼酎製造の目的を遂げず。

と夫々認定しているのである。

(四) こゝで問題とするのは被告人両名が製造し差押えられた醪なるものは果して焼酎製造の原料たり得るものであるか、更に被告人等が行つた方法によつて焼酎の原料たる醪が果して製られ得るか否かの点である。

一体酒を製造する技術は決して易いものではない。原料の選定から始まり醱酵に用うる容器は木たる若くはホーロー引きの容器等化学反応に支障なき清潔なものでなければならず、又原料の配合割合更に仕込だ後醱酵を円滑ならしめるため一日に数回攪拌し、時には容器の移換え等を行い細心の注意と世話がなければ醪なるものは作り得ないのである。

(五) (イ) そこで先ず被告人両名が酒作りについて経験があつたか否かを証拠について検討するに、被告人金は第一審（以下同じ）公判廷の供述中で「酒の作り方は別に聞いことなく、又前に作つた経験もない。只見た程度であるがなんとか出来るつもりで作りかゝつた処失敗した」旨述べてをり（記録一九八丁）、又検察官に対する第一回供述調書によれば「焼酎の作り方や材料は二十年前内地に来るより前から郷里の済州島でみたり見いたりした……」（記録八七～八八丁）と述べており、両名共に酒作りの経験も知識も全くないのに拘らず偶々返所に住んでいた相被告人姜文二が密造を始めたことに興味を抱き、旧正月の来客用にと考え勝手な方法で製造に着手したことも明白である。

(ロ) 次に原料の配合についても両被告人の供述は正直に任意に供述しており乍も区々であり、原判決はいずれも「少なくとも」の修飾をなしてその割合を認定しているのであつて、被告人等は正直の処如何なる割合で仕込だかを記憶していない程度に酒製造につき知識がなかつたことを裏付けるに充分である。

(ハ) 次に被告人等は仕込の容器にいずれもドラム罐を使用しているのである。しかもそのドラム罐たるや被告人高用宅が大蔵事務官に対して述べている如く「……近所の古鉄の寄屋をしている人から借りた」（記録一〇〇丁）ものである。それが醱酵という化学反応を円滑正確に可能ならしめる容器とは程遠い屑鉄に属する錆びた古ドラム罐であることは明白であり、さればこそその中で出来上つたものは後述鑑定書記載のとおり〝黒色の溷濁物を有する液体〟であり、これが醪であるか否かは問題である。

(ニ) 次に被告人金寅生は検察官に対する第一回供述調書において「……その後……一度も見に行きませんでしたので移しかえたことはありません」（記録九二丁）又被告人高用宅も検察官に対し置きつばなしで別に見にも行かず又移しかえもしていない旨供述しており、かゝる状態で放置すれば酒醪になる可能性が全々存在しないことは社会通念上明白である。

(ホ) 注目すべきは鑑定書の記載であるが、全記録から明白な如く被告人両名製造にかゝるものは符合十八、十九によつて鑑定されている。その結果は右被告人作成にかゝるものは他の数名の相被告人の製つたものが灰色であると全く異なり、黒色の溷濁物を有する液体であつたことが鑑定されている。（記録六七丁）しかも鑑定書は続けて〝粗悪なる濁酒様の香臭〟なる文言を用いているが、これが果して焼酎の原料たり得る醪であるのかそれ以外のものあるのかは不明である。

(ヘ) 更に証拠に採用された廃棄処分書によれば昭和二十六年一月二十五日差押えられた右物件が、同年二月三日腐敗のため換価不能の状態となつているため僅か一週間前後で廃棄処分に付されたことも明らかである。

(六) 以上の証拠によつて認められる事実を綜合すれば、被告人両名が製造したものが焼酎用醪とは程遠い物質であると判断することは決して無理のない推理と云わなければならず、少なくともその物質が醪であるかどうかは重大な疑が存在するものと云はなければならない。この点については前述の如く被告人両名が酒にならず腐敗した旨の供述（記録四四～四五丁）及び原審相被告人姜文二の〝先に作つたものは腐つたので豚の飼にした〟旨の供述によつても充分に裏付けられる点である。

(七) 被告人両名によつて作られたものが証拠によつても法第六十条第二項規定の物質であるか否かの疑が存し、又前記の如く被告人等の行つた方法によつては到底醪の製造が不可能であるとの判断が当然証拠によつて認められる事実から推論されるに拘らず、第一審判決並びにこれを正当なるものとして維持した原審判決がこの点の審理をなさず、不能犯の疑が存在する本件所為を慢然と法第六十条第二項に該当するものと認定したことは、原審裁判所がその審理の責務を果さず、不当に財産刑を科したものであるから憲法第三十一条に違反してなされた判決であり破棄を免れないと信ずる。

以　上

昭和二七年(あ)第四四三七号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道醴泉郡龍宮面沢里番地不詳
住　居　横浜市西区平沼町五丁目三七番地　新光荘内
精粉業　宋　章弘　大正九年三月八日生

本　籍　朝鮮済洲島北郡厓月面田厳里六六番地
住　居　横浜市西区浅間町四丁目二七五番地
無　職　朴　東安　大正一三年八月一六日生

右の者等に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年一〇月三一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人朴東安の負担とする。

理　由

被告人朴東安の弁護人尾中勝也の上告趣意第一点について。

四月二一日判決　昭和二七年(あ)第四四三七号

四月二一日判決　　昭和二七年(あ)第四四三七号

論旨は、原判決及び第一審判決は「被告人が朝鮮人であるため重く処罰しなければならぬと言う素朴な感情論又は扁狭な鎖国主義を判決の基礎としてゐるのではないか」との疑を前提として、憲法違反を主張しているけれども、一件記録を調べてみても第一審判決及び原判決がそのような差別観に基いて刑を量定したものとは認められないから、論旨はその前提を欠き採用することができない。

同第二点について。

量刑不当の主張であつて適法な上告理由にあたらない。

被告人宋章弘弁護人柿原幾男の上告趣意について。

論旨は結局量刑不当の主張に帰し刑訴四〇五条の定めた上告理由にあたらない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条一八一条（被告人朴東安につき）により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四四三七号

被告人　朴東安

弁護人尾中勝也の上告趣意

第一点　原判決は憲法に違反した意味の違法がある。

原判決は被告人を懲役一年に処するとする。

第一審判決を支持しているが次の理由に依つて憲法前文及び第十四条第一項に違反してなされたものである。

即ち本来人間の法的価値は国籍人種のいかんを問はず平等であるべきこと、日本国憲法の基本理念の一つである。日本憲法前文はわれらはいずれの国家も自国のみに専念して他国を無視してはならないのであつて、この政治道徳上の法則は普遍的なものと宣言し、或は「すべての国民は法の下に平等である」と云う第十四条の精神から当然に導き出される結論でなければならぬ。憲法の規定はすべての国民となつていて広く人類とは規定していないが憲法の底を流れる諸理念から当然帰納される結論である。従つて犯罪に対する刑罰の軽重は主観客観の両条件を綜合して判定されなければならないが犯人の国籍或いは人種を量刑の基礎又は資料とする事は右の憲法の理念からみて絶対にゆるされないところである。ところが原判決及び第一審判決は一行記録上被告人が朝鮮人であるため重く処罰しなければならぬと言う素朴な感情論又は扁狭な鎖国主義を判決の基礎としてゐるのではないかと疑はれるので、右憲法前文及び第十四条第一項の精神に違反したものである。

第二点　原判決の量刑は不当である。

原判決は「被告人を懲役一年に処する」と言う第一審判決を支持していること既にみたとおりであるが、被告人の本件

犯行はわずか二回のみでその譲り受けたデアセテール、モルヒネ、ヒドロクロライドの分量は合計二グラム価格にして六千円程のものであり、侵害された法益はきわめてわずかであり、この外別に逮捕された事実もなく且つ前科もない事一件記録上明白である上捜査官の取調及び公判廷に於ても率直に自白し改悛の情顕者であるのにまん然懲役一年の実刑を言渡し、被告人受正の機会を奪い妻子を路頭に迷わす原判決はその量刑のいちじるしく不当である。

以上の二点から原判決は破棄されるものと信ずる。

以　上

昭和二七年(あ)第四四三七号

弁護人柿原幾男の上告趣意

第一点　原審裁判所は被告人に対し「宋章弘は、(一)昭和二十六年一月六日頃被告人朴東安方に於て同人に対しヂアセチール・モルヒネ・ヒドロクライド約一瓦を譲渡し、(二)同月八日頃前同所に於てヂアセチール・モルヒネ・ヒドロクライド約一瓦を譲渡し、(三)同月十日頃前同所に於て前記朴に対しヂアセチール・モルヒネ・ヒドロクライド約一瓦を所持し」た事実を認定し、第二審裁判所も亦この公訴事実を肯認して有罪の判決を宣告した。

元より被告人が麻薬を所持したといふ事実は被告人の肯認するところであるから第一審第二審が共に有罪の裁判を宣告したことは已む得ないところであらう。

しかし乍ら今日我国内に存在する朝鮮人の生活を思ふとき被告人等の判示事実の如きは、尚ほ同情の余地ある已むを得ざるに出でたる犯罪ではないかと考へられる。

嚢の大戦中多くの朝鮮人は所謂徴用によつて日本内地の炭坑工場等に送られ、我国の戦力の一部を担つて労働に服せしめられながら、終戦と同時に其職場を抛り出されて失職したものは何十万とその数さへ明かではない。被告人も亦その一人なのであるが、こうした朝鮮人は其後殆ど正業に就くことが出来ないのが実情である。極く選ばれた富裕な朝鮮人は格別大半の朝鮮人は鉄屑を拾ふとか、濁酒を造つて密買するとかによつて僅かに露命を継ぐのが常態であると申しても過言ではない。

終戦と同時に日本人でさへ日増に失業者の増えている今日、朝鮮人であつて工場労働に従事しやうとするものは悉くそ

の途を塞がれて了つたと言ふことが出来る。彼等は已むなく闇商売に身を投じ僅かな利鞘によつてその生計を営まねばならぬ羽目に落し入れられている。そこに近時累増している朝鮮人の犯罪の根源があると申さねばならない。

被告人の本件犯罪も深くこの辺の社会的事情に起因するものであり、個人である被告人に厳罰を加ふることが果して法の本来の使命であるや否や疑なきを得ない。

日本国憲法は人種の差別なく、その生命、身体、財産を護ることを明定している。しからば被告人の如きも充分に之等が護られねばならず、その生命の維持のために已むなく犯される被告人等の犯罪に対しては充分の考慮が払はるべきであつて本件犯罪についても充分な同情が払はれて可然である。

第一審、第二審が共に此の点に留意するところなく厳罰の裁判を宣告したことは憲法に違反している疑がある。

よつて原判決を破毀して寛大な裁判を宣せられ度い。

以　上

昭和二七年(あ)第四九七五号

決　定

本　籍　朝鮮全羅南道延順天郡海龍面連陽里

住　居　秋田県鹿角郡尾去沢町市街地

無　職

中村トシこと

申　トシ

大正五年九月五日生

右の者に対する酒税法違反被告事件について昭和二七年七月一八日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人蓬田武の上告趣意（後記）第一点について、

所論は判例違反を主張するが判例を具体的に示さないから適法な上告理由とならない（第一審判決判示第二、第三の各所為はいわゆる仕込を行つた時期が異り、それぞれ別個の原料と別個の器具を使用しているのであるから、各個の濁酒製造行為とみるべきであり、所論のように被告人が最初濁酒五斗を製造する意思であつたが、資材などの関係で二回に分けて仕込

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第四九七五号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第四九七五号

んだものとしてもこれを一個の行為とみるべきものではない。この点に関する原判決の判断は相当である)。

同第二点について、

単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由とならない(本件について刑法併合罪処罰の法条を適用すべきでないことは酒税法六六条の明文の存するところである)。

同第三点は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四九七五号

弁護人蓬田武の上告趣意

第一点　原判決は判例違反の不当がある。

原判決は第一審判決が第二犯罪事実として政府の免許を受けないで昭和二十六年十二月十日頃四斗桶一個を容器としてこれに米約一斗、米麹約五升、水約一斗五升を原料として仕込み醗酵させて濁酒約二斗五升を製造し、第三犯罪事実として政府の免許を受けないで同月十二日頃四斗桶一個を容器としてこれに米約一斗、米麹約五升、水約一斗五升を原料として仕込み醗酵させて濁酒約二斗五升を製造したものであると認定して第二、第三事実に対して各罰金壱万五千円に処したことを是認しているが、控訴趣意書記載の通り被告人は約五斗の濁酒を製造しようと決意して十二月十日と十二日の二回に亘つて約二斗五升づゝの濁酒を仕込んだまでの事実であつて、同一意思の発動に基く単一犯罪である。かゝる場合に単一の一罪と認定すべきは判例の認めるところである。然るに原判決が二個の犯罪と認定した第一審判決を是認したのは不当である。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

(イ)　第一点主張のように第二、第三の事実は一罪として処罰すべきを二罪と認定して処罰する場合に於ても第一事実に対して適用を誤つたものである。

(ロ)　原判決が是認した第一審判決のように第二、第三の事実を各一罪と認定して処罰する場合に於ても第一事実に対して併合罪の関係にあることは明である。第一事実に対し罰金六万円に、第二、第三事実に対して各罰金壱万五千円に処した

被告人　申トシ　中村トシこと

のであるから法条適用には併合罪処罰の法条として刑法第四十五条、同四十七条、刑法第十条を摘示してその旨を明にせねばならぬのに右法条の摘示をなさず、併合罪処罰の理由を明示せぬのは理由不備は勿論刑事訴訟法第一条、同第三五条に違反し法令の適用を誤つたものであり当然判決に影響すべきものである。

第三点　原判決は刑の量定が甚しく不当であることを免かれぬ。

(イ)　第一点主張のように第二、第三事実はこれを単一の一罪として各罰金壱万五千円に処した第一審判決を是認せる原審判決は刑の量定を誤り過重の処罰をしたものであり不当である。

(ロ)　被告人はその夫が昭和十九年六月二十日弘前聯隊に召集され七つを頭に五人の子供を育てゝ留守を守るうち戦争の激化と共に生活は益々苦しくなり而かも実弟が戦死し、次で兄、母の死亡にあい、唯一の望みとした夫の帰還は実現されぬのみか、昭和二十二年遂に戦死の報をうけ悲しみのどん底につき落された。

その後現在の夫と一緒になり辛うじて子供の養育を続ける窮状であり、而かも朝鮮人の現在の夫は五十をすぎ社会的に不利な条件のため収入も殆んどなく一家の生活は困難であり、犯罪地の尾去沢鉱山地帯の下級労働者は収入も乏しく高率課税に基く高価の酒を飲む経済的余力も少く安価なる濁酒によりその労をいやさざるを得ぬ苦境にあり、それも貸売となる場合が多く事実上の利潤はさして多くなく、暴利をむさぼり贅沢な欲望を充たそうと企てたり、また事実みた した事案とは異り生活苦のために犯したものであり、前科もなきに拘らず第一事実に六万円、第二、第三事実に各壱万五千円計九万円の罰金に処したのは被告人の実情を無視した過酷の量刑たるを免れぬ。

以　上

昭和二七年(あ)五一三五号

決　定

本　籍　朝鮮全羅南道長城郡長城邑寿山里一五六番地
住　居　日立市大字宮田大森町三の四番地
古物商
西山常雄こと
呉　奉　順
大正一二年六月一一日生

右の者に対する賍物故買被告事件について昭和二七年四月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人北島義三郎の上告趣意は、事実誤認又は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお第一審判決は所論の知情の事実を被告人の自白の外第一審証人小林正の供述その他によつて認定しているのであるから刑訴三一九条違反の非難は当らない。）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五一三五号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五一三五号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第五一三五号

被告人　西山常雄こと

吳奉順

弁護人北島義三郎の上告趣意

第一点　原判決には重大なる事実の誤認がある。

第一審判決は被告人に対する賍物故買の事実を認定し懲役六月及罰金二万円に処する旨の言渡をなし原審においては事実の審理をなさないで形式上の面のみによつて控訴を棄却の言渡をして居る。然れども本件につき第一審及原審の認定には左の諸点を無視してなした誤りがあると信ずる。

一、被告人は本件事実の当時同罪名によつて起訴され第一審で有罪の認定を受けたので物品買入に際しては注意に注意し少くとも嫌疑を受けるが如きことなきやう心がけて居たものであつて、それがため夜半に起された際に面会もせず拒絶して居ること、被告人及小林正の証言により明らかであつて被告人が賍物たるの情を知つて買受くる意思があつたとすれば何を苦んで右のやうな態度に出る必要があらうか、唯被告人が朝本件物件を買受くるにあたつて夜半に叩き起した者と朝売りに来た者を同一人なりや否やを確めなかつた過失ありといはれても弁解の余地ないものである。然し過失があつたとしても賍物買入の故意があつたことにはならぬものであると信ずる。

二、次に被告人が本件物件を買受けた当時の詳細は売渡人である月沢某が未検挙であるため同人の供述を聴くことが出来ないために明確を欠く嫌はあるが、一緒に来て離れた場所に居たといふ証人小林正の証言によれば被告人が再三再四に亘つて不正品でないかと尋ね不正品でないことを確めた上で買入れ値段も当時の相場通りであり、買入後は店舗備付の帳簿に記入し場所は其の儘店に放置して置き警察署に現品を提出した事実によつて見るも賍物たるの情を知らずして買

入れたものであることが明らかである。

三、賍物故買罪の常態は数次に亙る買入れをなし最初の一、二回は全く賍物たることを知らずに買入れたが、同一人から再三に及んで同様な物品を買入れるに及んで情を知り、尚これを続けるにあるものであるが被告人は唯一回の取引に過ぎないもの故善意に買入れたものと認めるが相当である。

四、本件において被告人が賍物たるの情を買入れたと云ふ点に関しては司法警察員並検事に対し盗んで来た品とはつきり思つた訳ではありませんが兎に角何か此の男はよくない方法で手に入れた品だなとは思いました。然しその男は大丈夫だから決して迷惑はかけないからと何回も云うので云々と述べたことになつて居る以外に証拠がないから結局自白のみによつて事実を認定したことになり、刑事訴訟法第三一九条に違反するものである。

以上の通り原審は無罪を有罪と誤認したものであると信ずる。

第二点　原判決は量刑不当である。

仮りに前掲の主張が容れられないとするも本件事実より見て懲役六月及罰金二万円の科刑は著しく過酷であつて正義に反するの結果ともなるものと信ずるので懲役刑に対する執行猶予並軽減した罰金に処するを相当と信じて疑はないものである。

以上

昭和二七年(あ)第五三九三号

決定

本籍並びに住居　奈良県生駒郡片桐町大字西田中三四四番地の四

無職

北谷康夫

大正一一年三月一五日生

右の者に対する覚せい剤取締法違反被告事件について昭和二七年九月一六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとをり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人和島岩吉の上告趣意（後記）第一点は単なる量刑不当の主張、第二点は憲法三六条違反を云為するがその実質は単なる量刑不当の主張に帰しいずれも適法な上告理由とならない。（憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」とは刑罰そのものが人道上残酷と認められる刑罰を意味し法定刑の種類の選択又は範囲の量定の不当を指すものでないことは当裁判所再三の判例の示すところである昭和二二年(れ)三二三号同二三年六月二三日宣告大法廷判決参照）

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

昭和二七年(あ)第五三九三号

四月二一日決定

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五三九三号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

二

昭和二七年(あ)第五三九三号

被告人　北谷康夫

弁護人和島岩吉の上告趣意

第一点　原審判決は刑訴十一条第一項第二号に該当するものと思量します。

一件記録に明らかな如く本件は被告人が知人から覚醒剤を売りに来たが之を拒絶したが持つて帰るのが困ると言ふので直ぐ取りに来る約束で預つてやつたと言ふ極めて消極的な態様の犯行であります。

被告人は本件の頃より正業に就き郡山市に於て大衆食堂の経営に当り、今日に於ては父も其更生振りに喜び大いに後援して新生活の打開に着々成功して居る現状であります。（控訴趣意書に添付した書類から其間の事情は明白と信じます）

被告人の年令、環境、経歴等から見て漸く思慮分別を生じ立直つて来た模様が顕著に認められるのであります。

刑訴四百十一条を設けた法意からも本件の如きは其恩恵に浴すべき典型的な事案と信じます。

之を要するに本件は刑の量定が甚だしく不当である。

第二点　本件は前記第一点に述べた如く犯罪の態様に於て極めて消極的で今漸く正業を得て健全な新生活を開き法の所期する自力更生の途を辿りつゝあります。

本件第一審の如き極めて短期の徴役刑に処する事は本人に対する教育的効果は殆んど期待出来ぬだけでなく折角築き上げられた新生活を破壊するのみの効果しかないのであります。

此の如き刑罰は憲法第三十六条に言ふ所の残虐な刑罰を課するものと思量する。

右の点に於ても破毀さるべきものと思量する。

以　上

昭和二七年(あ)第五五二四号

判　決

本籍並びに住居　東京都南多摩郡七生村南平一四六六番地

大　工　　平　　一

大正一五年一月五日生

右に対する強姦被告事件について昭和二七年二月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人荻野陽三の上告趣意（後記）第一点について。

第一審の判決書によると、これに修習生武川基作成と記載してあることは所論のとおりであるが、同裁判書に関与裁判官全員が署名押印していること等に徴し、同裁判書の作成者は裁判官であつて、修習生は単にこれを起案したに過ぎないことは明白である。従つて所論違憲の主張はその前提を欠き、とるを得ない。

同第二点について。

所論は、結局事実誤認の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

四月二一日判決　　昭和二七年(あ)第五五二四号

四月二一日判決　　昭和二七年(あ)第五五二四号

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第五五二四号

弁護人荻野陽三の上告趣意

被告人　平一

第一点

第一審の判決は裁判官に非らざる者の作成したるもので、刑事訴訟規則第五四条に違反し憲法第三二条に違反するものである。

第一審判決書には修習生武川基作成と明記されているが、判決書作成は裁判官が之を作らなければならない。(刑事訴訟規則第五四条)

従つて裁判官に非らざる修習生の作成したる判決書は裁判所の裁判と云うことは出来ない。

憲法第三二条の法意はすべての国民は憲法又は法律に定められた裁判所に於てのみ裁判を受ける権利を有し、裁判所外の機関によつて裁判をされることのないことを保障したものであつて、裁判所外の修習生の作成した判決書による裁判は憲法第三二条に違反するもので原判決を破棄すべきと思料する。

第二点

判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

(刑事訴訟法第四一一条三)

控訴審に於ても極力主張したところであるが、被告人に或程度の詐術はあつたであろうが、一審公判廷に於ける証言等によつても二人して連れ立つて旅館に行つた事実。尚近所の浴場に迄連れ立つて入りに行つた事実。遠藤証人の証言に二人が夫婦の様に見えた、二人の前で一組しか布団を敷かないのにそれを見て何とも発言なく、変つた様子さえも全然なか

つたこと。尚被告人より被害者に対しあなたが好きだとか、何時迄も働いて一緒になろうとか、話しかけているのに如何に着物が雨にぬれて寒かつたからとは云え男の寝ている一つ布団の後ろから布団をまくつて足を突込みそのまゝにしているということはその承諾あつたものと考えられる。雨にぬれて寒いなら旅館に話して簡単に方法はつく筈である。

旅館の主人夫婦の部屋は被告人と被害者の部屋の真下であつたが、その晩騒いだ様子はなく静かだつたこと。翌朝女に変つた様子が見られず二人で連れ立つて帰つたこと。等

綜合判断するときは承諾による情交であつて暴力等による情交でないこと疑う余地ないものと思料する。従つて原審判決が強姦なりと判定したのは判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認であつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと考えられるので刑事訴訟法第四一一条による原判決破棄を御願いする次第である。

以上

昭和二七年(あ)第五八二四号

決定

本籍並びに住居　福井県坂井郡三国町下真砂

会社重役　武田新吉　明治三〇年一二月二二日生

本籍並びに住居　同県同郡金津町八日第八一号四二番地

会社々長　榊栄　明治三九年八月一〇日生

右両名に対する贈賄被告事件について昭和二七年一〇月三日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

弁護人大橋茹の上告趣意第一点は、事実誤認を前提とする判例違反の主張であり（原審は明かに本件饗応が単なる社交的儀礼でなく職務に関する供与なることを認定判示しているのであるから、上司の承認の有無は、犯罪の成否に拘わりのないことである。）同第二点は、量刑不当の主張でいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一

四月二一日決定　昭和二七年(あ)第五八二四号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五八二四号

条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第五八二四号

弁護人大橋茹の上告趣意

被告人　武田新吉

同　榊栄

第一点

一、原判決は弁護人の控訴趣意第四点を「第一審判決認定の饗応の内容が単なる社交的儀礼に過ぎない程度のものであるから瀆職罪は成立しないとの所論は単なる形式論に過ぎない」旨並に上司の承認を受けたから罪にならないとの所論主張は単に犯罪事実を否認するに過ぎず、犯罪の成立を阻却する事由に当らない」旨を判示して排斥したのである。

二、然し、弁護人は大審院昭和五年(れ)第五七一号昭和五年七月二十九日第一刑事部判決判例集第九巻五九八頁以下を援用し、社交的儀礼の範囲を出でず指揮監督者の許可がある場合には罪とならないものであることを主張したのである。

即ち上司の許可があつた場合常に罪とならない旨を主張したのでなく、上司の許可があつて而も社交的儀礼の範囲を出でないものである場合には罪とならないものであることを主張したのである。処が原審は第一点に対する説示にある如く上司の承認のあつたことを認定しているのである。

而して、社交的儀礼の範囲を出でないといふのは単に形式論に過ぎないと判示しているのは、形式的には儀礼の範囲を出でないものであるが、其実質は贈収賄の意思を有する趣旨を解する外がないが、若しさうだとすると前示大審院の判例と抵触するのである。蓋し、本件は原判決の認定に従ふも儀礼の範囲を出でないものであり且つ上司の許可のあつた場合であるからである。

第二点

一、原審は第一審の量刑を不当とする控訴趣意第六点を排斥したのであるが、

(イ) 被告人両名は三国地方木材林産組合の組合長及び副組合長として其事務を処理するものであるが、幸に税務署との一応の協定が成立し妥結するに至つたので晩餐に署員二名を招いたので金品を贈呈したものではない。

(ロ) 右饗応の程度も全く儀礼の範囲を出でない粗宴に過ぎないものである。即ち第一審判決認定の如く一回三千円程度のもの二回だけである。

(ハ) 而も公然と招宴していて所謂袖の下といふ感は聊もない。

如右事実を綜合し被告人等の社会的地位前科等の全然ない事情を併せ考えると、第一審の科刑は過酷に過ぎ破毀しなければ著しく正義に反するので原判決は破毀さるべきである。

以　上

二

昭和二七年(あ)第五八七五号

決　定

本　籍　下関市宮田町三五八番地

住　居　小倉市黄金町三丁目　山下島三郎方

無　職

山　下　嘉　代　子

昭和六年九月二九日生

右に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二七年一〇月二九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人緒方英三郎の上告趣意は、量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（被上告人の上告申立書中には、原判決に憲法違反等の誤りがある旨の記載があるが、具体的に如何なる条規に反すか、その理由を明示しないので、上告理由として不適法である。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五八七五号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第五八七五号

裁判長裁判官　井　上　登
裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善太郎

昭和二七年(あ)第五八七五号

弁護人緒方英三郎の上告趣意

原審判決は被告人を懲役六月に処したる第一審判決を正当するものとして控訴を棄却したるも、右は量刑甚しく不当にして原判決を破棄しなければ著るしく正義に反すると思はれるので原判決を破棄したる上執行猶予の云渡を附せられるか、若しくは罰金刑の御判決を仰ぎたく本上告に及ぶ。

被告人　山　下　嘉代子

上告の理由

本件に於ては刑事訴訟法第四百五条各号所定の理由はなきも、刑の量定甚しく不当であり、刑事訴訟法第四百十一条第二号所定の理由があるので、職権の発動を求むべく上告したのである。右の事情を具体的に詳述すれば、第一被告人は昭和六年九月二十九日生れであつて、本件被告人の各犯罪事実はいづれも昭和二十六年六月十日以降同年八月二十日迄の間に為された行為であり、本件各犯罪行為当時被告人は二十年未満の少年であつた事第一審判決自体に於て明かである。

第二、被告人は前科その他一切の刑事上の処分を受けたる事なく初犯である（検証第十八号司法警察員和田公一作成昭和二十六年十月十三日附第一回供述調書記載）第三、本件犯罪行為の動機を次に仔細に観察してみよう。本件被告人の麻薬塩酸ヘロイン売買の犯罪事実はその動機より考へて二つに大きく分類出来る。即ち第一審判決判示の塩酸ヘロインの各買受け行為、即ち門司市入舟町三丁目黄金山方に於ける前後九回に亘る買受け行為及び同市姪子町二丁目江口カツエ方に於ける二回の買受け行為並浦田春夫に対する昭和二十六年七月三十日頃の一回の売却譲渡行為はいづれも被告人の内縁の夫たる中国人周学勤の買受売却の行為に付被告人が助力したものであり、更に詳細に述べるなら被告人は周学勤の手先に使はれていたのであり、たゞ事情を知つていながら手先に使はれたため共同正犯としての責任を問はれているのである。之等の行為に於

ては被告人は朝鮮引揚げ後の家庭の経済的困窮から特殊料理屋にて従業中周学勳より身請けされて同棲中に同人が昭和二十六年四月頃より麻薬を取扱ふ様になり、被告人は同人に対する義理もありかゝる生活環境に於て年少未熟の被告人は已むなく同人の手先に使はれていたのであり、その事情は検証第十八号司法警察員和田公一作成の昭和二十六年十月十三日附被告人の供述調書第三項の「私は主人から頼まれて麻薬を取扱つた事があります」との供述に始まる詳細な供述検証第十八号前同司法警察員作成昭和二十六年十月二十日附の被告人の供述調書中の第二項の「次に私が主人周学勳の使いで門司市蛭子町入口の二階に居住している台湾省民黄金山さん方に参り、麻薬のペーを買受けた事について事実のまゝ申上げます」との供述に始まる詳細な供述同調書第一項の中に於ける浦田春夫に対する昭和二十六年七月末頃の売却の事情に関する供述及検証第十九号検察事務官松村直の昭和二十六年十月二十九日附被告人の第一回供述調書中の「私は釜山三島高等女学校二年を中退致しました。三島高等女学校は間違いで三島国民高等科二年であります、朝鮮から引揚げて下関、小倉、行橋に居住し昭和二十三年十一月頃から門司市大阪町特殊料理店西由方で従業婦として働いて居りましたが、昭和二十四年七月七日頃門司市日之出町五丁目台湾人周学勳三十三歳に壱万円で身請され結婚致しましたが入籍は致して居りません。周学勳は本年四月頃から神戸方面から中国人が持つて来る麻薬を販売する様になり、本年五月十日下関市警察署から麻薬取締法違反で検挙せられ、五月二十八日保釈出所致しました。其の後も麻薬を販売して居りましたが、本年八月十三日下関裁判所で右麻薬事件で懲役一年六月に処せられ、即日収監せられ下関刑務所に服役して居りましたが、九月半頃横須賀刑務所に移監されました」との供述等に於て極めて明瞭である。

二、次に浦田春夫に対するその余の五回に亘る売却譲渡の事実は前記周学勳が昭和二十六年八月十三日麻薬取締法違反事件には懲役一年六月に処せられ、即日収監せられた際同日同人より自分の服役中の費用に当てるべく手渡されたる塩酸ヘロインを売却して金銭に替へていたものである。その間の事情は検証第十八号司法警察員和田公一の昭和二十六年十月二十日

附作成、被告人の供述調書中の第一項中「次に主人が愈々判決の言渡が下関の裁判所である日即ち八月十三日の午前十時頃私に其の当時主人がまだ持つていた麻薬ペーを二包私に渡し七、八千円で売つて小使の足しにする様言はれました。其の日主人は下関裁判所で懲役一年六月の言渡を受けて服役致しました」との供述及前記検証第十九号検察事務官松村直の昭和二十六年十月二十九日附被告人の第一回供述調書中の前掲の供述を綜合して極めて明瞭である。

第四、次に被告人の本件犯罪行為の遠因より明かにして動機を一層明瞭ならしめてみよう。検証第十八号司法警察員和田公一作成昭和二十六年十月十三日被告人の第一回供述調書中の「私は本籍地左官職山下島三郎の三女として出生し、私が二歳の時父母と共に朝鮮釜山府に渡航し爾後釜山で左官をして居りました。昭和二十年八月まで釜山第一国民学校高等科二年在学中終戦で中退の上同年十一月本籍地下関市に引揚げ暫く伯父山下某方に（下関市大坪）厄介になり昭和二十一年十一月に小倉市黄金町四丁目に父母と共に移住し、昭和二十二年八月頃小倉市大正町に飲食店に女給として働らき二十三年七月頃行橋町の知人の許に行き居候をし、同年十一月頃門司に来て大阪町で特殊料理屋西田方で従業婦として働き、昭和二十四年七月十日頃台湾省民周学勳と内縁関係を結び同棲して今日に至つて居る者であります。周学勳は下関署で麻薬の違反で本年五月十日頃検挙され、五月の末頃保釈出所し八月十三日一年六月の懲役に処せられ、八月の末頃下関刑務所に収監され九月末頃横須賀刑務所に移監されました。家族は前述小倉市に父山下島三郎五十年位左官職、母タマエ四十五年位無職、姉スミエ二十四年位看護婦、弟博美十七年映画技師見習、弟政美十二年小学生、弟茂美九年小学生、妹フジエ五年にあります。家族が多いので、父の働きだけで生活して居るので全く楽ではありません。弟博美は見習であるので僅かしか貰つてない様です。私は唯今周学勳が受刑中でありますので、父の許に参つて御世話にならうと考へて居ります」との記載、右の供述により明かな如く被告人の現在迄の生活は誠に変転甚しく年少の少女にとつて苛酷な運命であつたと云ふ外はない。終戦による

引揚げによつて一家の生活の基礎を失い、十五の年より飲食店女給として働き、知人の許に居候をし更に転じて特殊料理屋の従業婦となり、中国人に身請けされて内縁の妻となり遂には犯罪の道に迄落ちたのである。終戦による引揚後の社会の動揺期に於て少女時代より苦難の道を歩み、その間被告人の父母も生活に追はれ監督十分でなかつたのである。凡そ少年の犯罪は環境犯罪であると云はれる。社会の激動期に前記の如き道を歩んだ被告人には同情すべきである。然して周学勲との同棲中に前記の如く同人の手先に使はれ義理と生活の前には已むなくその役割を果さざるを得なかつたのであり、又同人が服役中には生活の前には已むなく同人よりもらつた麻薬を売つて生計に当てるの外はなかつたのである。被告人の行為は労せずに莫大な利益を収める意図等によりなされたものではなく、運命に弄そはれた少女が生きるために已むなく犯した犯罪と云わねばならない。

第五、年少、初犯の少女にして前記の如き事情からかくの如き犯罪を犯すに至つた被告人については、将来又再犯の懼あるや否や同人の今後の生活に留意し量刑しなければならない。被告人の内縁の夫周学勲は現在横須賀刑務所に於て服役中なる事、前記各供述調により明かである。又被告人の実父山下島三郎は終戦後生活の基盤を失つた引揚者の地位より今日は漸やく生活も安定し、子女の養育にも事かゝず被告人の今回の事件発生するや直ちに身柄を引受け、原審公判前の保釈より今日に至る迄被告人を家庭に引取り養育して居り、又山下島三郎は之を機会に被告人と周を離別せしめ自己に於て監護する堅い決意を有する事、被証第一号山下島三郎の嘆願書或は原審保釈関係書類により明かである。今や被告人は更生しうる段階に至つて居り、一切の犯罪の根源たるべき環境は消滅しているのである。今日に於て被告人に実刑を課するは徒らに被告人を自棄に陥らしめ百害あつて一利なき処である。刑政の目的は既に事実上達成せられて居り、今日被告人に実刑を課するはむしろその目的を害ふものと云はざるを得ないのである。

以上詳述した諸般の事情を参酌し御判断を賜わば、本件は執行猶予若くは罰金刑を以て処断すべき事案であり、被告人に

実刑を課した原判決は刑の量定甚しく不当であつて、原判決を破棄せざれば著るしく正義に反するものである。仍て御庁に於て至当なる御判決を仰ぎたく本上告に及ぶ。

以　上

昭和二七年(あ)第五八七五号

被告人本人の上告申立

右被告人に対する福岡高等裁判所昭和二十七年(う)第二一二〇号(1)号麻薬取締法違反控訴事件に付昭和二十七年十月二十九日福岡高等裁判所に於て本件控訴を棄却する旨の御判決がありましたが（第一審は福岡地方裁判所小倉支部にて懲役六月の判決）、同高等裁判所の右判決には憲法の違反又は憲法の解釈の誤があり不服ですので御庁に対し上告の申立を致します。

以　上

被告人　山　下　嘉代子

昭和二七年(あ)第五九〇六号

決　定

本　籍　前橋市六供一一番地
住　居　群馬県群馬郡東村大字川曲四二一番地
青果物商　堤　徳　衛　大正九年三月二二日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二七年五月三〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人清水胤治の上告趣意（後記）第一点は単なる量刑不当の主張、第二点は憲法三七条違反を主張するがその実質は量刑不当の主張であつていずれも適法な上告理由とならない（憲法三七条一項は組織構成において偏頗の虞れのない裁判所の裁判をいうのであつて個々の事件について裁判の内容の当否をいうものでないことは既に当裁判所の判例とするところである。昭和二二年(れ)一三八号同二三年六月九日大法廷判決参照）。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年(あ)五九〇六号

四月二一日決定

昭和二七年(あ)五九〇六号

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

四月二一日決定

昭和二七年(あ)第五九〇六号

被告人　堤徳衛

弁護人清水胤治の上告趣意

第一点　原判決は刑の量定が甚しく不当であるから原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思考される。

即ち本件犯罪の動機は当時被告人には適当なる商売もなく、貧窮なる青物商を営み居たりしも妻は胃腸病にて長らく臥床し居り、母も病気にて高崎市の佐々木病院に入院手術を受け、其手術料だけにても八千余円を要した為、一万四、五千円の借金が生じ、どうにも方法がつかなくなり、一面家庭には五歳、三歳の幼児を擁し全く生活に行詰り他に生活の手段がなかつた。止むに止まれず米の闇売買するやうになつて月に一、二回東京へ闇米を持つて行つて決して利慾に奔つた行為ではない。

而して本件の認められたる犯行は被告人居宅から国鉄新前橋駅を経て大宮駅まで精米五十三瓩五百瓦を輸送し、尚新前橋駅東方鉄道官舎前から同駅ホーム迄精米五十瓩を輸送したと云ふ軽微の事実である。

然るに之に対し懲役六月罰金五千円に処したるは量刑甚しく不当のものと思考される。

第二点　原判決は憲法第三十七条に背反する違法があるから破棄されるものと思考する。

何んとなれば前示弁明の如く刑の量定甚しく不当なることは憲法第三十七条第一項に云ふ所の公平なる裁判所の裁判でないから刑事訴訟法第四百五条第四百十条により原判決は破棄されるべきものである。

依つて刑事訴訟法第四百十一条により相当の判決ありたく懇願する。

以上

昭和二七年(あ)第六一一九号

決　定

本籍並びに住居　宮城県志田郡三本木町三本木字北町七番地

町　長

石　垣　幸　太　郎

明治三九年一月五日生

右の者に対する業務上横領被告事件について昭和二七年一〇月二一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人石垣金七の上告趣意は、単なる法令違反又は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（論旨第一点にいうような事情があつても本件被告人の事犯が既に可罰性を失つたものといえないことは当然である。）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　二

四月二一日決定

昭和二七年(あ)第六一一九号

四月二一日決定　　昭和二七年(あ)第六一一九号

裁判官　島　保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

二

昭和二七年(あ)第六一一九号

被告人　石垣幸太郎

弁護人石垣金七の上告趣意

第一点　原審は既に犯罪としての可罰性を失つたものを処罰した違法がある。

即ち原審は一旦当事者間に示談成立し、最早刑事訴追の意思もなく事態は既に現状に復し更に違法性の存せざるものを処罰した。素と被告人が農業協同組合及び農業共済組合の公金を何れも独断費消したことは事実なるも、両者共本件起訴前（本件は告発による捜査なり）各組合に弁償（而も利子損害金を附して）なしたるものなれば、各組合共其定期総会（前者農業協同組合にては、昭和二十五年度分を昭和二十六年五月二十一日三本木中学校講堂に於て、後者農業共済組合に於ては昭和二十五年度分を昭和二十六年六月二十九日）に於て報告したる際、何れも何等異議なく無事通過したるものにして既に犯罪としての形態なきものである。然るに其後黒木源也（第一審証人）の告発により発動し遂に本件に発展したものであるが、此くの如く最早被害者に於ても其の損害を顧補せられ何等実害なく法益（安寧秩序）もまた現状に復し平常の状態と何等異なるところなきに至りたるものを処罰した違法があるのである。蓋し此の如きは刑事訴訟法第二四八条を無視した許りでなく、改正刑法仮案の刑法改正の網領三十九に殊更に「財産に関する罪については常習犯を除くの外損害を賠償したときは其刑を免除し得べき規定を設くること」と云ふ趣旨にも副はないものと云はねばならない。殊に本件の告発は三本木町長選挙に胚胎して居り全く政争に其源を発して居るものである。（リーダースダイジエスト一九五三年一月号「模範的なイギリスの裁判を見る」御参照）蓋し此くの如く損害も顧補せられ被害者に何等訴追の意思もなく、国家の安寧秩序も旧に復したるものを殊更に摘発して裁判に附するが如きは独り裁判所の手数を煩鎖ならしむるばかりで

なく、国家経済の上からも其の当を得たものではありません。即ち本件は既に可罰性を失つたものを処罰した違法があります。

第二点　原審判決は刑の量定不当なるものあるを以て破棄せられ被告人を御救済あらんことを。

素と本件は黒木源也（第一審証人）の告発によつて捜査発展したものである。然るに右黒木源也は昭和二十六年四月に施行せられた三本木町長選挙に於て反対派に属したものであり、其選挙は遂に被告人の勝利するところとなつた故に、反対派は何とかして被告人の町長たる地位を失脚せしめんとあらゆる方法を講じ遂に本件告発に立至つたものであるが、本件告発は黒木源也本人の名を以てなされて居る。此の点は検察官提出の諸証により考察せられるところであり、全く刑事訴訟法第二四〇条に違背するところである。且つ其後もまた反対派は現町長たる被告人をリコールする等今猶其手をゆるめず為めに三本木町はカナイのわくが如き紛争状態を呈して居る次第である。即ち原審は彼様に政争に利用せんとするものをとりあげ之れを処罰したもので全く其当を得て居らない。

以　上

昭和二八年(あ)第一三一号

判　決

本　籍　愛媛県宇摩郡川滝村大字下山甲二〇四八番地

住　居　不定（現在松江刑務所在所）

無　職

大　西　高　春

明治四二年七月二五日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二七年一二月一日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意（上告申立書に記載されたものを含む）について。

刑法の累犯加重の規定が憲法一四条、三九条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであるから（昭和二四年(れ)八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決、集四巻一号五四頁。昭和二三年(れ)四三五号同年一〇月六日大法廷判決、集二巻一一号一二七五頁。昭和二四年(れ)一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決、集三巻一二号二〇六二頁参照。）、

四月二一日判決　　昭和二八年(あ)第一三一号

四月二一日判決

この点の所論は理由がない。

また、第一審で無罪とされた事実については、第一審の無罪判決が確定しているのであつて、だからこそ原判決は第一審判決中「有罪部分」のみを破棄しているのであり、原判決が「併合罪」として「併合罪の加重」をしているのは、第一審で無罪とされた事実を指しているわけでは勿論ない。所論は、この点の誤解に基いて憲法三九条等違反を主張するものであつて、もとより理由がない。

その余の所論は、結局量刑不当乃至未決勾留日数の通算過少の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人佐藤喜代作の上告趣意について。

所論は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても本件につき刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人本人の上告申立

私は昭和二十七年十二月一日広島高等裁判所松江支部に於て窃盗被告事件について原判決中有罪部分を破棄し懲役一年に処し原審における未決勾留日数中九十日を右本刑に通算ある旨の判決の宣告がありましたが判決謄本の中に「判示前科があるから刑法第五十六条第五十七条を適用し累犯加重をなし尚右は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条第十条第十四条を適用し重い判示第三の罪の刑に併合罪の加重をした刑期範囲内で。」云々となつております。

此の「前科があるから」云々と云う法律個条は前科のない者の犯罪者に比較しての文言であると思いますが前科があるために犯罪の罰条の刑罰の量定に累犯を加重し剰得難き更生の機縁を阻害すると云う様な法律の個条は憲法第十四条の保障に違反する法律では無いかと思うのであります。

次に「併合罪を加重した」云々と云う法律の個条でありますが私の控訴致しました窃盗被告事件に併合されました罪に依るものは既に昭和二十七年九月八日松江簡易裁判所に於て無罪の判決を宣告されているのでありまして私の控訴致しましたものは本件（原判決有罪）の部分だけでありまして既に原判決で無罪の宣告のあつたものを「併合罪の加重」云々と申されます様な法律の個条は憲法第三十九条の保障に違反する法律では無いかと思うのであります。

斯様な法律は憲法の章条に於て基本的人権の保障として「すべて国民は個人として尊重される」事を侵害されるのでは無いかと思うのであります。

此の事が現行刑法を私の罪に対する適用が不服でありますので憲法第八十一条の精査により同法第九十八条の審判を仰ぐために最高裁判所へ上告申立致します。

以上

被告人　大西高春

被告人　大　西　高　春

被告人の上告趣意

私は曩、昭和二十七年十二月十三日附にて、広島高等裁判所松江支部へ上告申立書を提出致しました時に、上告申立理由を簡潔に記載致しました半紙五枚綴りの書類を提出して置きましたので、私は此の上告趣意書には広汎にはなりますが、趣意及び経緯並に情願の事等も綜合的に、且又、具体的に陳述致しまして提出させて頂き度く存じます。

御無礼の段、並に不当なる文言の個所は何卒私の無智を御憐愍下さいまして、御容赦下さいます様に御願い致します。

私の裁判長殿、並に陪席されます処の御四方様の裁判官殿におかせられましては、何卒私の懺悔の誠心で陳述致します処の、此の上告趣意書を御披見下さいまして、御審理の時は尚、曩、控訴趣意書、及び此の上告趣意書を提出致します時日と同時日に、私は勾留中の在監者として許されている監獄法の規定に依りまして、法務大臣、犬養健殿に宛て提出致します処の「監獄情願書」四十枚綴りに陳述致しております処の、私の一身上に関する裁判についての証拠資料の事等を何卒御参考に御精査下さいまして、現在私の罪の裁判に於て、判決に適用されている法律の個条の全部が、日本国憲法の条規に適合しているか、否かについて御精査下さいまして、現在私の罪償についての覚悟と将来への更生の決意に対しまして何卒御憐愍の御慈悲を御傾注下さいまして、私の当年四十四歳以後は年齢と致しましては僅な余生ではありますが、私の人間として罪償と更生の事を御誓約致します誠心と決意の程を御憐愍下さいまして、現在私の罪に対して適用されている処の法律の個条を、私の更生に有利な保護的法律（更生緊急保護法律、或は犯罪予防更生法律）等の関連性、並に最近特に軍国主義復古調で廻れ右式状態にある社会制度の運営状態等の適合性等も広く御推察下さいまして、日本国憲法の精神によつて、私の更生

二

への機縁を一日も早く結ばせて頂度い事を御願い致します為に、上告裁判の事を申立致しました次第であります。

私は此の度、此の上告裁判の趣意書を、最高裁判所へ提出致します処の綜体の書式は、上告趣意の「前書」の(1)、より以下此の動機、発心、経緯と順次に綴りまして、最後の情願の(90)号に至る迄の陳述のものを、西洋半紙一枚を二十四行にして、其の一行には二十字詰に陳述致しましたものを、日本国憲法第十九条に依つて保障されている「思想及び良心の自由」に依りまして具体的に、且又、同法第二十一条に保障されている処の「一切の表現の自由」に依りまして綜合的に、私が上告の事を申立致しました趣意の事を陳述させて提出させて頂き度く存じます。

私の裁判長殿、並に裁判に立会されます御一同様におかせられましては、何卒一応御披見下さいまして、尚、御審理の時は前述致しました様に曩、控訴趣意書、及び監獄情願書等の経緯等を御参考に御斟酌下さる様にお願い致します。

前　書

(1)、私が此の度、最高裁判所へ上告申立致しました処の、私の竊盗被告事件につきましては、昭和二十七年十二月一日に、広島高等裁判所松江支部に於て判決されました処の判決主文は左記載。

判決主文。

一、原判決中有罪部分を破棄する。

一、被告人を懲役一年に処する。

一、原審における未決勾留日数中九十日を右本刑に通算する。

一、原審及び当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

の通りでありました。

(2)、私に係る裁判の原審と申しますのは、昭和二十七年九月八日に、松江簡易裁判所に於て、懲役二年六月、但、未決勾

留日数中九十日を右本刑に通算された判決を宣告されました裁判の事でありまして、私が控訴の申立を致しましたものは、松江簡易裁判所に於て、私に宣告されました処の「有罪の判決」即ち懲役二年六月の部分のものでありました。

(3)、然るに、判決主文の冒頭に。

「一、原審判決中有罪部分を破棄する。」との事でありまして、私の陳述順序は前後になりますが、既に第一審裁判において私に対して裁判長殿が「無罪」と判決を宣告された処の一部のもの迄も、当時は併合罪であつたと言ふ事由に依つて後述致します様に、「重い判示として加重」云々されます事は、日本国憲法第三十九条、何人も、実行の時に適法であつた行為、又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれない。」と云う事になつている日本国憲法の「遡及処罰の禁止、一事不再理」の条規に違反しているものであると思う事が、此の度の上告発心の動機になつた訳であります。

(4)、私は曩、松江簡易裁判所に於て判決されました処の、私の犯罪に対する刑罰の懲役二年六月と云う量定が甚、不当であり、誠に苛酷であると思いましたので、私は此の不服の事を、昭和二十七年九月九日附にて、広島高等裁判所松江支部へ控訴の申立を致しました処、同裁判所におかせられましては、これを受理されまして、平井裁判長殿並に陪席されました処の御二方様の裁判官殿におかせられましては、私の更生の為には御寛大な御理解と、私の罪償の懺悔の誠心に対しては肉親の如き温い御慈悲の御憐愍を御傾注下さいまして、私に係る裁判の訴訟記録、及び私が罪償と更生の決意をもつて、裁判官殿、並に立会されます皆様方に堅く御誓約致しましての懺悔の誠心で陳述致しまして提出致しました処の、私の控訴趣意書等を広汎に互り御精査下さいましたとの事でありまして、同年十二月一日附にて、同裁判所に於て、冒頭に記載の判決主文の如く宣告されたものであります。

(5)、前述の如き私の感激の報恩性と、前々述、又は後述に屢次陳述致します様な抗告性との理論の矛盾する感情のもの

三

は、私の無智と頑愚な為の理由も一ツはあると思いますが、他面の一ツには、裁判官殿の御心証、並に御意向とは別個に客観的なもの、例へて申しますれば、私の犯罪当時に新聞記者が警察署から、あさり出した新聞種を右門式猟奇的に書き立た新聞の三面記事とか、或は警察署が反面捜査の際の参考人等が抽象的にした供述書等によつて、検察官殿が職掌柄独善的に作成した意見書等によつて、順序的にされる、法律の解釈と適用の習慣性の撞着ではないかと思う者であります。

(6)、私の窃盗被告事件の控訴裁判の判決主文の最初に「一、原審判決中有罪部分を破棄する」となつておりますが、私が控訴を申立致しました処のものは、原審、即ち昭和二十七年九月八日、松江簡易裁判所に於て、判決されました処の、懲役二年六月と云う刑罰の量定が、私の此の度の罪に対しては、余りにも不当であり、甚苛酷であると思いましたので私は同月九日附にて、広島高等裁判所松江支部へ控訴を申立致しました処、同裁判所に於て同年十一月十日、控訴公判されたものであり、翌十二月一日、同裁判所に於て、刑事訴訟法第三九七条を適用されて原判決を破棄され、尚、同法第四百条、但書に依り、私の事件について更に同裁判所に於て判決されたものでありますから、原審における「無罪」の宣告のあつた部分については、日本国憲法第三十九条「何人も、実行の時に適法であつた行為、又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」と云う事になつているものと思つておりました。

(7)、然るに「一、原審判決中有罪部分を破棄する。」とされて、更に同法第四百条の但し書に依つて判決された理由の一ツに「併合罪の加重をした」云々と言つて、前述の如く既に第一審裁判において、『既に無罪』として判決されている部分のもの迄も、「重い判示」として重罰されます事は、日本国憲法第三十九条「何人も、実行の時に適法であつた行為、又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」と云う事になつている「遡及処罰の禁止、及び一事不再理」と言う、日本国憲法の精神に違反されたものであると思う事が、此の上告趣意の発心になつた訳であります。

(8)、同じく更に判決された理由の中に、「原審において認定した事実に対して、法律を適用すれば、被告人の判示所為は、刑法第二三五条に各該当するところ」云々となつておりますが、私の今度の犯罪につきましては、(今迄の前科の犯罪についても同様、曩、控訴趣意書に詳細に陳述記載の通りでありますが)次の如く。

(イ)、犯罪について兇器等は一切携帯してはおりません。

(ロ)、犯罪について計画的に、謀議した共犯等は一人もありません。

(ハ)、犯罪について門口の出入所、或は牆壁等を踰越し、又は鎖鑰等の破壊等も全然致しておりません。

其の他、客観的に致しましても、私は前刑の釈放後に縁故者、又は社会的、或は国家的による免囚保護施設等の保護、又は指導、或は援助等に依つて、更生々活に安住する事が出来得る様な境遇になつてから後に、不義、又は不良、或は不節制の遊興、又は頽廃的な娯楽(競輪、パチンコ等の類)等の極道の目的をもつて、殊更に犯罪を為したものでは無かつた者であります。

故に私の今度の犯罪を裁判されるについて、刑法第二三五条を適用されると致しましても、私の犯罪のものは前記罰条の範囲内における最底度の微罪なものでありまして、世俗に云う処の「窮鼠嚙猫」式のものでありましたが、此の事は人の世の人間としての行為であつたが故に、道徳的違反行為として、軽犯罪法によつて、警察署に於てする処罰で然るべき程度の微罪な犯行であつた訳であります。

(9)、其の当時の事情、及び経緯等につきましては曩、私の控訴裁判の時の趣意書に詳細に陳述致しておりますので、此の上告裁判の御審理の時にも、其の記録を是非御披見下さいまして情状を御斟酌下さる様にお願い致します。

(10)、私が犯罪に陥つた当時、即ち昨年四月に講和条約発効のあつた前後頃の社会の人達は今度の恩赦によつて、全国各地の監獄に投監中の囚人達が特赦、或は減刑等によつて、多数の者が赦免されて相前後して出獄する事になつたと云ふ事を各地の新聞記者達が、出獄者の感激の更生の事とは没交渉に、又、社会の理解と指導保護状態の事とは無関係の如き無責任なる記事を、右門式に猟奇的に三面に書き立てた為に、社会の人達は出獄者の更生への決意の心境や、赦免当時の境遇等の事は何等顧慮せず、反つて出獄者の前歴の方の先入感による猜疑的、警戒的に殊に、多少の縁故者であつた者できへも、現在の生活苦からの打算的感情から、敬遠された様な雰囲気の中におかれていた釈放者の一人であつた私の罪償や更生への決意とは別個の事情が大きかつた為に陥つた犯罪の当時の。

(イ)、動機に遡つて情状を付度して頂きましても。

(ロ)、又、其の被害品の全部は、何の損害もない其の儘、其の日のうちに被害者に還付されている結果の事実を調査して頂きましても決して私は。

(イ)、の答。犯罪については計画的ではなく、又、兇器的な罪質のものでもなかつたのであります。

(ロ)、の答。犯罪については謀議共犯人、又は破壊的方法、手段等は全然無かつた者であります。

前述の様な事実の状態でありますから、私の今度の犯罪は、行為の寸前迄は犯罪意識等は全然無かつた者であります。斯様な訳でありまして、私は新らしい日本国独立の恩赦に依つて釈放されたと云う感激と、新らしい社会へ更生する自覚と決意によつて如何に就職の事に努力したかと云う事と、前科と云う烙印が更生者のために如何に大きな重荷であるかと云う事も、又、懲役の苦しい体験のある者が再犯をしなければならなかつたと云う事は如何なる境遇であつたかと云う事も司法当局の人達に知つて頂き度い者であります。

然し私も世間並に、人間の子として幽渓の希望を持つ人間性の弱点とでも申しませうか、兎に角「なにとは無しに、死

にたく無い」と藻掻く煩悩の誘惑による「生」への本能的意識のみが、瞬時的に為した盲目的行為であつた訳でありまして、世俗に言はれている処の「窮鼠嚙猫」式の類に属する窮場の犯行であつた訳でありますから、凡そ、起訴される程の犯罪行為と致しましては、常識的に笑ふに足りない児戯に等しい、何の準備工作も、又其の為の予備手段等は何一ツも致してはおりません。私は此の上告裁判の御審理につきまして、此の点を充分に御斟酌して頂き度い者であります。

(11)、従つて、私は現行犯人として現場に於て即時に逮捕されまして、加害品は全部を其の日のうちに、被害者に何の損害もない儘で、還付されている結果の事実を御推察して頂きましても、此の度の私の犯罪行為は社会的範囲内に於ても、軽犯徴罪なものであつたと云う事を御推察して頂けると思う者であります。

(12)、然し如何に窮鼠式の瞬時的行為であつた、如何に人間の弱点である煩悩に誘惑された盲目的行為であつた処の徴罪な行為であつたと致しましても、私も世間並に人間として、「私権の享有」或は「生きる権利」を主張する人間的生活をしたい為に、其の方法、手段を誤つて、同様に「生きる権利」或は「私権の享有」は出生と同時に、平等に神様からの恩寵である他人の物品と雖も権利を侵害したと云う事は、人間社会の約束書きである法律上で赦されない計りでなく、各個人の道徳上に於ても共に、不倶戴天の罰を受けなければならないと云う現実の理解は、私は今度の犯罪によつて、遡縁にも御仏縁を結ばさせて頂きました処の、鳥取市寺町の一行寺（いちぎうじ）の御住職で自坊に免囚保護施設をお持ちになり、永年に亘り免囚者の保護と御指導をされ、現に成人保護司をされている、中野久子先生よりの、御仏言で綴られた御手紙によつて覚醒されました処の、私の人間的良心の自覚によつて認識致しておりますので、私の罪は法律上の刑罰は法律上の手続きに依る期間的懲役の罪償によつて、期限的には赦免される時期があると致しましても、人権享有の対当の権利を主張する人間としての処世上の道徳面に於ては、期限的だけでは宥恕され難い背徳行為であつたと思

つておりますので、私の罪は法律、並に道徳共両面に絶対的に無罪になると思う様な淡い幻想や、漫然たる気持で恐らくの上告裁判を申立た者ではありません。

曩、控訴趣意書にも屢次陳述しており、此の上告趣意書にも屢次陳述致します様に、刑罰の方法である懲役と云う事も、行刑の目的である矯正の使命の事も充分体験しておりますので、それ等の体験によつて社会に於て人間的に罪償し、人間の子として更生する為に、私の今度の罪に適用されている法律の解釈について、最終裁判をして頂く為に、日本国憲法第八十一条の規定に依つて、決定して頂き度い事をお願いする者であります。

(13)、私は今度、竊盗の犯罪こそは致しましたが、私も日本人の一人の男の子であります。世俗の伝法語で申しますれば、「喰はにやヒモジイ。着にやサムイ。斬れば赤い血の出る五尺の躰」を持つ人間であります。

現に日本国の法律に依つて、裁判されている日本人の一人であります。

世間並に申しましても、父母の片身である男の子であります。

それが不幸にして私は貧乏な家庭に生れた為に、充分な教育を受ける機会もなかつた事や、前科がついてからは「毒皿式」に累犯になつた事等に依つて、因果的な宿命の諦観を持つておりましたが、新らしい時代の息吹きに依つて、今度こそはと更生への決意を持つておりましたので、私が犯罪をした当時、私に犯罪をしなくて、他に生きられた道を神様がお示し下さつていたなら、決して私は犯罪等はしていなかつた者でありますが、私は不断の信仰に灯を見失つていた事を返す〳〵も残念に思つております。

(14)、淮南子は「人間万事塞翁馬」と云い、又、斐度伝には「勝敗は兵家の期すべからず」とは申しますが、一度「前科」の烙印を押捺された者の更生への門は余りにも狭く、其の狭い門へ通じる道は余りにも嶮邃であり、それにつけても社会の人達の余りにも不知無理解である事を歎嗟し、慷慨する者であります。そして自ら懺悔している者であります。

(15)、私の罪に前科の烙印を押捺された事は、私の因果でありますから、私個人で罪償しなければなりません。

国家の敗戦の責任も、国民の負担にかゝつて来る事を免れる事は出来ません。

どちらに致しましても、貧者であり、弱者である者の負担は余りにも大きく重く、其の責苦は余りにも、苛すぎる事を慨息する者であります。私個人の罰は、私個人の一生涯背負はなければならない責苦であります。そして自ら反省しております。

ありますが、世間は私の罪を、私の縁故者にまで背負はさんとしているのでありまして、嘗、日本国が軍国主義の時代にあつた隣組では常に「大虫を生かすためには小虫は殺さなければならない。」と云う事を強要させられて来ましたが、現在の様に、国民が国民の為に、国民に政治をするぞと云う民主々義時代と云はれている、日本国の現在今日に於ても、法律の条文の上は兎に角、実際の状態は世間における国民一般の利益の事、殊に釈放者の更生への利益の事等は其の設施や経費の問題を常に「公共の福祉の為にこれを利用する。」云々として顧慮されない事は、日本国が嘗の軍国主義時代であつた時代も、現在の様に民主々義時代と云う今日も、世間においては何等変る所が無いのでありますから、せめては裁判の上に於て、今少し御理解して頂きまして、法律の罰条を御寛大にして、更生者の為に刑余の狭い門を開いて頂きまして、人間的良心の希望に信仰の灯を見出す様に御斟酌して頂き度い事をお願い致します者であります。

(16)、回顧致しますれば、既に八年前になりますが、日本人の将来の子孫の忘れる事の出来ない屈辱の「無条件降伏」と云う宣言文書が、世界の歴史に永久に残る事でありませう、其の屈辱に堪へ難きを堪へて祖国再建の為に、忍び難きを忍んで国民再起の為に、昭和二十一年十一月三日に公布され、同二十二年五月三日より施行されている、日本国憲法こそは、近代世界の民主々義国の中では、永久平和への一番理想であり、当代の現実性では一番新らしい社会機構で改正されていると云う事でありますが、其の日本国憲法によつて、曩、敗戦当時から主として米国人共の為に長期の間、被占領治下に於てさへ、日本人は個人として尊重され、人間としての権利や利益の事が保障されて来た以上に、曩、講和条

約に依つて、日本国が世界各国対当の独立国としての地位に、日本国の主権が認証され、其の主権が日本国民に帰趨され、其の日本国民の基本的人権が、日本国憲法第十一条によつて、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」事になつている今日に於ては、米国人共の被占領治下に於て、日本国憲法によつて、日本人が個人として尊重され、人間としての権利や、利益の事が保障されて来た以上に、日本人は個人として尊重され、個人としての権利と利益の事が、日本国憲法によつて保障されなければならないと思う者であります。私の今、個人としての利益と権利の事を申しますのは、日本国憲法によつて、刑事被告人に保障されている、個条の事を申し述べている者であります。

(17)、然るに、主として米衛星諸国は各自国内的政治、又は経済等の安定維持、或は推進させるために、米衛星諸国が米国外交の技術的優位性に妥協せんとしてするためにする様な、国家主義的半世界政策が、米国々務省、或は同国々防総省辺りに於て、謀議的に観測されている、米衛星諸国のみの半面的判断による、「国際情勢」と云う様な天衣無縫的な情勢を煽り立て剰、嘗、日本国に対して、ポツダム宣言書の如き普偏性的に屈辱文の宣言書と共に、非人道極る原子爆弾等を叩きつけられた当時の日本国は恐らくも上、天皇陛下におかせられましては、御いたましくも、日本国の元首とされて、日本国再建と日本民族再起の為に、耐へ難きを耐へさせられ、忍び難きをお忍びあらせられ、人類最高の理想である世界平和の為に永久に、独立日本国の自衛権である陸、海、空軍にあつた一切の戦力を否定されて、国際紛争を解決する手段としては、国権の発動たる戦争も、国の交戦権である武力を行使する事も、永久に放棄される事を宣言されました日本国憲法を前述の様な、半面的に重醸されつゝある情勢によつて侵害する様な世論を、日本国内でデッチ上げる様な工夫と工作を日本国の政治、経済、教育、宗教の別なく凡る各面から促進されつゝ

ある現在の日本国内情勢は機会ある毎に、個人的と集団的とに係らず、大なり小なりの犯罪行為となつて、裁判の上にも現はれて来た事実は、日本国内各地の裁判所において如何なる法律的技術をもつてしても、又それら不当の裁判によつて処罰して拘禁した者を各刑務所に於て、如何に殺人的戒具をもつて圧制しても、日本国憲法を根本的に改正される迄は、当然隠蔽する事は出来ないものがあると思う者であります。

(18)、然して、前述の様な「国際情勢」の名をもつて、日本国に再軍備論を正当化すべく、日本国民を煽動している「声なき声」が常に民主々義理論の作為的な詐術をもつて日本国の為政者に、或は有識文化人達に談合させる為に学者、殊に憲法起草学者迄が、日本国憲法を侵害し、冒瀆し剰、国際信義に違背する処の、日本国再軍備可、否論を国会と政府の両面から議論鋒を熾烈に煽動するために、国会は常に党派闘争と、会期の延長を議事の如く心得へる為に、常に動揺する政府の虚威に乗じて、政府と云う名を城壁に国家的大刑事々件が最高裁判所の所在地に於て続出している事実があり、一方では日本国憲法第二章第九条（戦争放棄、軍備及び交戦権の否認）の字句の解釈をめぐつて日本政治の為政者、或は自称政治家達、殊に憲法学者迄が、日本国憲法を引用して論争し剰、一部左翼思想の抱懐者に非合法的な闘争現行にまで展開させつゝある原因等をつくる様な政権争奪にきへ、日本国憲法が利用されている傾向が多分にあるのでは無いかと思う者であります。

私の愚考では、日本国の自衛権としての再軍備の当、否の問題についての前提論は、日本人各自が独立国民としての自覚と矜持の有無の解釈論から提起されなければならず、それについての議論には何等かの余地があると致しましても、それは日本国憲法条文上空白（もし法律的に空白があるとすれば）を如何に解釈するかと云う疑問から起る問題でなければならないと思う者であります。

(19) 然るに、現在の日本国憲法治下に於ては再軍備論、或は戦力保持論と云う事になればそれは当然、日本国憲法条文の

文言、字句に直接抵触する事になる訳であるから、日本国に再軍備当、否論よりも先に日本国憲法改正の当、否論から起らなければならない論議であり、従つて、現在の日本国憲法の文言、字句の解釈論だけでは如何にもならない事が自明であると思う者であります。

(20)、然るに国会に多数議員を持つ権力者の独善的意思と構想によつて、保安庁の名の下に強引に陸、海両面に曩、原子爆弾を叩きつけられた時代の様な軍国主義的の整備を再現し、以て煽動的に、或は挑撥的に恐るべき第三次世界大戦争の様な事を好んで、日本国近辺に誘撥させんとする様な政治施策の欠陥を隠蔽せんとして草案した様な治安の名によつてされた破壊活動防止法律の如きは、正に現行刑法の実質的な改正である様な法律が立法された時に、法制審議会にもかけずして現に施行されていると云う現実に於ては、其の法律の運営や適用について、又は他の法律との関連性等において、尚又、法廷等の秩序維持に関する法律の様に現行刑法の補強法である様な法律が施行されている現在では、最高裁判所における裁判には、日本国憲法の解釈と其の他の法律の適用、並に諸般の制度に対する適合性の上に、如何に広汎な意義が含まれて来たかと云う事は、嘗の治安維持法律や、特高警察の存在が当時少しも邪魔にならなかつた法律学者や為政者の生活には、おわかりにならないかも知れませんが、私の様に、既に法律上完全に罪償して者にも係らず「前科」と云う刑罰を加重されると云う裁判を受ける身分になつて、御参考と御推察して下さいますならば、如何に重荷であるかと云う事も、如何に苛酷な刑罰であるかと云う事も、少しは御斟酌して頂ける事と思う者であります。

(21)、法律と云うものは、芸術品等と違つて、一度国会で成立の声を聞くと、成立最初の立法者の意思や構想とは別個の意想で運営され、適用され勝でありまして、現実に於て私の様に前科ある者が更生する為に、立法され既に数年前から施行されている処の、犯罪者予防更生法律や、更生緊急保護法律等の如き更生についての有利な面は、常に経費の問題

で、其の運営が停止状態におかれ、施設の問題で其の適用が除外され勝な現状におかれているのであります。

(22)、然るに、全部の法律の罰則の面を要捨なく適用される者は常に貧者であり、弱者でありますから、最高裁判所においてされる裁判に、日本国憲法が如何に解釈され、曩、昭電疑獄事件における被告人達と、私の様な貧者に対する者との見解は如何なる範囲内で適用されるかにつきましては、幾多の期待をかけ、大きな関心をもつて判決を待つ者でありまして、

(23)、前述にも致しました様に、私の罪は信仰の灯の下で懺悔致しますれば、法律的にも、道徳的にも宥恕され難い悪徳行為ではありますが、今度は遡縁によりまして切角にも釈尊が、御仏様の御教へを説かれてから三千年来大千世界においてすら、人間逢難きと申し伝へられております処の御仏縁に遡逅し、不思議なる因縁によりまして、前述の如き、一行寺の御住職であつて、成人保護司をされている、中野久子先生が、私の今度の犯罪を御憐愍下さいまして、私が法律上の罪償後は自坊に於て、直接に保護指導して、私を更正させてやろうと思召さる御意を、有難い御仏様の御言葉で綴られて、御約束して下さつている御書翰を拝掌している者であります。(此の事情につきましては、曩、控訴趣意書に詳細に陳述してありますので、御参考に御披見下さいまして、御斟酌下さる様にお願い致します。)私は私の更生のために遡遅した、千載一遇の此の機縁に縋つて、今度の罪は御仏様の戒律を守つて社会に於て人間的に罪償し、私は既に当年四十四歳でありまして、肉体的には僅な余生ではありますが、御仏様の御庇護を御願いして罪償の懺悔の清き一心をもつて、社会のために奉仕致しまして人間的に更生するために、既往四十四年間の貧しい智慧と、乏しい経験ではありますが、前科の罰を一身に背負ふ決心を致しまして、恐れながら日本国憲法によつて裁判される最終裁判所である最高裁判所へ上告致しまして、現在私の罪に適用されている法律の合憲性の当、否について裁判をして頂きまして更生する覚悟でいる者であります。

(24)、此の事は私が今日迄に「毒皿式」の累犯による、受刑生活が余りにも長期であつた為に、獄中における生活では実際の社会的な教養、並に常識等にも乏しく、従つて新らしく改善された社会生活経験にも訓練される機会が少なかつた為に偏狭な臆測であり、従つて多分は我田引水法による独善的な愚考であるかも存じませんが、現在の裁判機構から推測致しますれば、私の罪を最初に裁判された処の松江簡易裁判所の権限は、日本国憲法第七十六条の規定によつて、最高裁判所から、下級裁判所へとして、其の権限を委任されている裁判権限で裁判されたものであると思う者でありま す。

(25)、従つて、下級裁判所である松江簡易裁判所で裁判された私の犯罪は、裁判官殿が一人で法律を解釈し、判決されたものを宣告されたものでありますから、裁判官殿の御心証が如何なる法律で保障され其の御意向が如何に正直であると自認されましても、絶対的に全智全能の神様でない限りは、普遍的に、確実に、適当に判決されたものであると云う事は、恐らく断言出来難いものがあると思う者であります。

(26)、殊に敗戦後、長期に亙り米国人共に被占領治下にあつた当時は、連合国軍の最高指令官によつて出される書翰迄が、我日本国では法律化されていた時代は「占領目的阻害行為処罰令」と云う様な法律によつて、占領国政策のために牽制され勝であつた、日本国憲法の全機能を発揮出来得なかつた時代と、現在の様に主権が日本国民に帰趨され て独立国となつて、司法権の全機能が最高裁判所へ委任されて裁判権が一時に膨脹した現在の裁判所でありますれば、法律の解釈と、適用状態におきましても、時代的にも、更生生への意義へと転換期であると思います。

(27)、従つて、ポツダム宣言に依る諸法令の合憲性や、殊に曩、神戸港の英国水兵に係る裁判事件の裁判の様に、裁判所における司法権の解釈と、吉田茂総現大臣の政治上における解釈とは、日本国憲法の解釈にも、適用にも多少の相違のある事は否定出来得ない事情があるものと推測する者であります。

(28)、最高裁判所におかれましては、曩、昭和二十六年七月二十日、最高裁判所に於て判決されました処の、神奈川県大山阿夫利山神社宮司、目黒清氏に係る連合軍覚書違反事件（勅令第三一一号事件）の様に、前記事件で目黒清氏が起訴された、横浜地方裁判所では、懲役六月（執行猶予一年）の判決であつたものを控訴した裁判の、東京高等裁判所における判決は、懲役一年（執行猶予三年）罰金一万円加附と云う、二倍以上に併科された重罰の判決を受けたものを上告した最高裁判所に於ては、昭和三十六年七月二十日附にて、前記事件を「原判決は覚書解釈の誤り」と宣告して、日本国が占領されていた時代にさへ、日本国憲法によつて『無罪』の判決が宣告されている実例もあると思う者であります。

(29)、又、日本国憲法第二十一条に保障されている「言論、出版其の他一切の表現の自由はこれを保障する」と云う規定の憲法条文を繞つて文化裁判等と称して、各界に幾多の問題が投げかけられていた、ロレンス作の「チヤタレイ夫人の恋人」等と云う巷間の一小説の翻訳者、伊藤整氏（大学教授）並に談合で其の翻訳小説の発行者、小山久二郎氏（出版業）に係る事件のものを猥褻文書と認定して告発したものは、昭和二十五年六月二十七日、東京最高検察庁と国家地方警察庁とが検討の結果「猥褻文書販売罪」であると認定して、起訴したと云う事でありました。

此の事件を普通一般社会の常識的に判断致しますれば、翻訳者の伊藤整氏は前述の如く、最高検察庁と国家地方警察庁とが検討の結果、猥褻文書販売罪であると云う猥褻文書と云うものを翻訳料、幾額かの金で出版発行者の、小山久二郎氏に売却したものであり、それが事前に於て契約されていたものであり、出版発行者の小山久二郎氏は前述の如く認定された猥褻文書と云うものを、普通一般社会の自由読者に自由販売したものであると思う者でありますが、それが、前記両者によつて犯罪行為として摘発され、起訴されたものを東京地方裁判所における裁判の結果は、出版発行者であつた小山久二郎氏のみが、最軽罰であつたと雖も、罰金刑の判決を宣告され、此の事件の原因の翻訳者である本人の、伊

藤整氏（大学教授）は無罪の判決を宣告されているのであります。

此の判例を参考にして見ますれば、前記の如く、最高検察庁と国家地方警察庁に於て検討の結果に於て、猥褻文書販売罪と認定されたものであつて、翻訳者の伊藤整氏は大学教授と云う学者であり、従つて法律智識は表裏共に充分理解出来得る者であり、一方の発行者の小山久二郎氏は一出版業者に過ぎないと云う、個人的事情により、其の間に何等かの情実でもあると致しますれば、同罪名の事件に適用される、同一法律であつても、又、原因其のものは同様であつても、結果における情状には、相当大巾に斟酌されたものがあつたと思う者であります。

(30)、前記事件を告発した者は、最高検察庁と国家地方警察庁とが検討した結果で「猥褻文書販売罪」であると認定したものであつても東京地方裁判所における裁判の結果は、前述の様に翻訳者、其の原因者が無罪の判決を宣告されると云う様に、最高検察庁と国家地方警察庁と、東京地方裁判所との三者の間には、同罪名に対する、同罰条の法律をもつてしても、其の解釈、並に適用の上に於ては相当大巾な見解の相違のあつた実例もあるのであります。

(31)、前述の如く、一、二の判例の実例を見ましても参考になります様に、犯罪は罪名、罰条が同一でありましても、其の者の境遇や、環境等、或は結果における情状等によつて相違もあり、殊に現在の日本共産党員諸氏の様に個人的、又は集団的の犯行の別なく背後的に存在するものもあり、従つて、結果は同一のものではないと思う者であります。

(32)、従つて、下級裁判所である簡易裁判所に於て裁判された私の犯罪は微罪なものであつた故に、又、裁判官殿が御一人で私の罪状を判断され、解釈され、判決を宣告される事を最高裁判所から委任されていたものであり、従つて最下級の裁判権限で裁判された処の、私の犯罪は社会的影響の範囲から御推察して頂きましても微罪なものであり、犯行による被害程度から忖度して頂きましても、罪質が悪性でなかつた事を御推察して頂ける事と思う者であります。

又、事実に於て、私の此の度の犯罪は前述から屢次詳細に陳述致します様に「窮鼠式」の微罪なものであつた訳でありますから、此の上告裁判においては充分御斟酌して頂き度い者であります。

(33)、私の自認している犯罪行為を微罪であつたと申しますれば、犯罪事実を否認でもするかの様に、又は認定されている証拠を隠蔽でもするかの様に聞へるかも存じませんが、私の犯罪による被害品は全部、被害者に還付され、既に「還付受証」となつており、又、私の認証した犯罪事実の供述は警察署員、又は検察官殿の調書となつて、両方共に一括書類となつて、検察庁に保管されており、尚、私は此の度こそは人間として更生したい良心的な心境でおりますので、信仰の灯による罪償と更生の事のみを念願している者でありますが、私の罪に対して適用されている法律が余りにも辛辣な個条であり、誠に苛酷なる条文の個所ばかりである為に刑罰の量定が不当に重く剰、刑余者には実に得難い切角の御仏縁に依る更生への機縁を、人間同志の約束事である法律としては、余りにも非人情に阻害されている事を誠に遺憾に思う更生への切々の哀情を御憐愍下さる様にお願い致します。

(34)、此の度私の罪を裁判される最高裁判所におかれましては、私の

(イ)、犯罪当時の境遇

(ロ)、犯罪の動機

(ハ)、犯罪による被害品の全部を還付してある結果の事実等を綜合的に、犯罪被害金高並に社会的影響の範囲の状態等を社会的に、或は国家的に判断したものと、曩、昭電疑獄事件の大立物であつた、芦田均氏（当時、内閣総理大臣であり、法学士であつた）の収賄したと云う為の追徴金の二百五万円等、又、海上保安庁の汚職事件の関係者、主として、国家公務員等に係る収賄、詐欺、横領等に依る三億七千万円の巨額に上る、不正談合事件の如く、計画的犯罪の社会に及ぼした影響の悪性な事件の裁判の判例の社会的に如何に、悪影響の大きく拡がつたかと云う事に比較致しま

すれば、私に係る裁判のもの等は個人的被害の上にも、社会的影響の上にも、国家的尊厳性の上にも、いづれの面における、損害影響と比較致しましても、前記のものに比較致しますれば、それは「九牛の一毛」であり「大海の粟粒」に等しい位の僅少な微罪なものである事を比較して申し述べる訳であります。

(34)、個々の罪名、罰条等が、区々に相違しているとは申しましても、いづれも日本国憲法の下にある刑法によつて、刑事々件として、裁判されている刑事被告人であつて前記の様な、芦田均氏や、海上保安庁汚職事件に関係した国家的公人に係る三億七千万円と云う、巨額に上る不正談合事件によつて、巨額の収賄によつて私腹を肥していた者や、二重煙突事件として巷間に噂されていた一人の当時、法務総裁であつた大橋武夫氏に係る事件の様に、それらの者が、門地であり、名誉があり、社会的身分の地位があり、権力があり、法律智識についても、表、裏の事情を悉知していて謀議的に、或は計画的に犯行した様な者等は、裁判機構の上に於ても、法律的技術をもつて社会的身分と権力を利用し、或は賄収、詐欺等による如き多額の保証金の積立保釈によつて、刑務所に拘禁されなくして、自由人として利益を得つゝ裁判されている者と、私の様に貧困のために其の晩の飯代に困却して犯罪に陥り剰、今度の様に犯罪による収益等の皆無であつて、前記の者等の様な条件による保釈になる事も出来ず、既決の懲役受刑者の最底給与物の支給のみによつて、刑務所に拘禁されている者の裁判されている事情とは、同じ刑事々件の被告人と申しましても、其の精神的、及び肉体的の苦痛、又は経済的の損失等の事も、前記の者等の利益の事とは充分比較になると思う者であります。

(35)、又、同様に刑務所に拘禁されて裁判されている被告人と申しましても、拘禁されると同時に面会に来所して呉れる縁故者があり、其の人達の援助によつて、差し入れ物品及び弁護人の依頼等と何不自由なく社会並に生活が出来ており剰、裁判の上では保釈金等を何万円でも、直に調達できる程、社会に於て生活に富の裕福であつた者の犯罪者、又は斯様な援助者、或は支持者のある犯罪者の拘禁者と、私の様に其の晩の飯代に困却して犯罪をした者の拘禁者とは、其

の境遇に於て相違のある通り、同罪名、同罰条に於て裁判される事になつても、原因と結果の情状に於て充分に軽減される様に御斟酌して頂きたい者であります。

(36)、又、私の第一審裁判では、私の罪を刑法の罰条第二三五条によつて、懲役二年六月を判決された者でありますが、それと約略、同期頃に、松江地方裁判所に於ては、強喝罪を犯した者に対して、刑法第二四九条の罰条でもつて裁判された結果は、懲役四ケ月の判決であつた刑罰の量定等に比較致しますれば、私の罪に対する刑罰の量定は余りにも苛酷に重いものであると思う者であります。

(37)、刑罰の量定は犯罪の動機、原因、結果等の情状をも御斟酌して裁判して下さいますならば、犯罪者の罪償の自覚と更生への決意に対して、軽減して頂ける様に法律を解釈して頂き度い者であります。

又、裁判は犯罪に依る被害高、損害額に相当した刑罰を量定されると致しますならば前記の如き、芦田均氏の判決である罰金五万円及び追徴金二百五万円等を併科された犯罪に対して、懲役二年と云う判決は全く無罪同様であり、しかも当人は昨年の衆議院議員の総選挙の際は、京都府第二区から代議士として当選している者でありますから、現実に於て無罪である訳でありまして、曩、昭電事件を取調べした処の、東京地方検察庁の河合検事さんは「此の事件について検察庁へは、凡る方面から無理のない証拠が集つている。此処には検事の創作等と云うものは有得ない。これがもし無罪になる様であつたなら結局は、政治家は何をしてもよいと云う事になる。」と云う様な言葉を新聞に発表されたものを読んだ事を思い出す者であります。

芦田均氏の判決は全然無罪ではなかつたに致しましても、結果は無罪同様の現実でありますから、河合検事さんの申されました様に、其の後も政治家達の中には、国会と内閣を利用して謀議的に計画的に、国家的大刑事々件の犯罪を為している場所は、最高検察庁の地区であり、最高裁判所の管下であります。

(38)、私は他人を抽象する者でも、批判する者でもありません。私の裁判と比較して引例しているに過ぎない者であります
が、他人の裁判で軽減して頂けるものでありますならば、私の裁判にも軽減して頂けるものと希望している者でありま
す。

(39)、私の第一審裁判であつた、松江簡易裁判所の公判の時に、私の罪の罰条について刑の量定は「一年未満が至当である」
との法律の解釈で、其の見解の弁護を強張して下さいました私に国選されました弁護人（川上広藏先生）の立場は、川
上先生個人の感情や私との関係に於て利害、又は情実等の因縁があつた訳ではなく、又、一面識も無かつた者でありま
したが、私が犯罪者となつた遡縁によつて、私が裁判されるために、其の私が貧困であるために、裁判所が法律の規定
により、私のために選任して下さつた弁護人であつたのでありまして、拡義に申しますれば、国家が私のために選任し
て下さつた処の、国家的弁護人であり、社会的理解者であつた訳であります。

従つて、私の罪に対する刑罰の量定は、簡易裁判の最初の公判の時から、「一年未満が至当である。」との弁護を強張して
下さいました事は、私の乏しい常識で判断した結論から要約致しましても、私の犯罪に対する罰条を、国家的見地から
法律を判断し、現在の社会制度の通念から法律を解釈した結果に於て、私の罪に対する刑罰の量定は「一年未満が至当
である。」と云う常識的な判断の定義であるとの判定であつたと思う者であります。

(40)、然るに、第一審裁判の判決が余りにも、酷重であつた為に、第二審判決においても、第一審裁判の判決内の量定で裁
判されたものと思う者でありまして、第一審裁判に於て、至当であつた「一年未満の」量定で判決されていたなら、私
の刑罰は最早釈放になる期間の程度のものであつたと思う者であります。

(41)、私の裁判の第一審であつた簡易裁判に於て、既に「無罪」の判決を宣告されている一部の罪を当時、併合罪であつた
と云う事由によつて、それを有罪判決の部分の刑罰の量定に加重すると云う、現行刑法の第四十七条を適用されます事

は、日本国憲法第三十九条の「何人も、実行の時に適法であつた行為、又は既に無罪とされた行為については、刑事上
の責任は問はれない。又、同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれない。」と云う事になつている、日本国憲法
の「遡及処罰の禁止、一事不再理」と云う精神に違反する裁判であると思う者であります。

(42)、加へて、同法第十条、第十四条を適用されて、「重い判示、第三の刑に併合罪の加重をした」刑期範囲内で主文の刑を
量定された事の前述の法律は「重い判示」云々と言い、「併合罪加重」云々と言い、二ツ共に重い方の判示ばかりを重罰
に適用されている者でありまして、これが余りにも酷重であると思う者であります。

(43)、次に、「判示前科があるから、同法第五十六条、第五十七条を適用し、累犯加重をなし」云々と言う現行刑法の個条を
私の裁判の上に直接適用されます事は、私と同罪名、同罰条を適用されて裁判される、初犯者の罪の裁判に比較され
ものの法律的定義であると思う者であります。

(44)、然し、現在の様に諸般の制度の転換期にある、地方的習慣法で偏狭的感情の圧迫や、地方的門地（悪い意味での町の
顔役達）等による情実的偏頗な措置をする事の多くなつた、自治制の警察機構で運営されている社会制度の世間では、
初犯者と云つても、累犯者の犯罪の範囲や、性質や、方法より以上に兇悪質的な犯罪が多数強行されており、殊に最近
になつてからは、日本共産党員、及び其の同一経統の諸氏の様に常に「貧しい勤労者の権利を擁護し、利益を増進させ
る。」と云う様な世界通用の普遍的美名の下に、自己経統の野望を達成せんとして、場所と時日の如何に係らず機会ある
毎に「火炎ビン・硫酸ビン戦術」等の如き野蛮的な、しかも大衆殺人、或は大量破壊的な兇悪質的な犯罪を殊更に、謀
議と集団の余勢を嫺つてする様な初犯者もあり、其の他の初犯者と雖も、現在の初犯者と云う者の全部の者は、日本国
憲法施行後の、新らしく改善された社会制度の中で、新らしい民主々義の教育を受け、新らしい社会生活の経験と技術
のある者であるにも係らず、賭博式競輪、或はパチンコ其の他等の様な頽廃的傾向の拡大な娯楽、遊興費等の目的の為

に敢て犯罪をしており、殊に社会の中、上層部で地位も、名誉も、権力もあり生活には充分の余裕のある有識文化人、特に政府の要人である地位にある者等が、公然の如く談合謀議（昭電疑獄事件。五井産業の詐欺事件。当時閣員の一人であり、しかも法務総裁の要職にあつた大橋武夫氏に係る二重煙突事件。海上保安庁の三億七千万円の巨額に上る国民の税金を冒瀆した不正談合汚職事件。最近の電通省に係る計画的汚職事件。其の他、此の種多数の汚職事件について、もつと適当に引例の出来る事件の性質や、裁判についての判例等があると思いますが、私は今度の事件によつて、拘禁されて既に十ケ月間の長期に亙り、「時事に関する論説は、これを聴取させぬ」と云う獄則の下で生活している為に、知らないために、適切に引用できないだけであると思います。

(45)、前述の如き国家的大刑事々件が、次々と時の政府の城廓の中で、閣員が連座して犯行される場所は東京最高検察庁の地区であり最高裁判所の管下で摘発ではなく、自然の如く発覚しているのであります。

又其の内容に至つては、国民一般の信託である政治を冒瀆して顧慮せない様な国家的大刑事々件は、其の範囲や、罪状の影響に於ても到底私の犯罪等とは比較にならない悪質である犯罪が、裁判の結果は常に無罪同様の軽罰であり、それが形式的のものであるに反して、私の様に微罪なものが常に前者の犠牲的に重罰を実質的に執行されているのであります。

此の事も最高裁判所におかれましては、権力や、地位の背影や、被告人の法律的技術の巧拙の如何に係らず、日本国憲法第十四条の規定に依る「法の下に平等」の保障によつて、公平に裁判して頂き度い者であります。

(46)、斯様な事情によつて、反民主々義性の多い権力の争奪や、其の運動資金調達等の目的、或は其の様な者の側近者等と云う者の一部の者が、貪欲に、又は遊興等の目的、或は旧軍国主義復活思想的陰謀、或は国際政治道徳、及び文化提携の上に国辱的な民主々義破壊的犯罪を公然の如く集団的に、或は大量殺人目的を計画的に隠然に謀議しつゝある様な、

現在の初犯者等に比較致しますれば、私等は「前科」がある為に、殊に戦時刑法によつて処罰されていたために、極刑に、近き長期の刑罰を終戦前、後の刑務所で、諸般の規律の混乱し、頽廃していた殺人的雰囲気の濃厚であつた獄中に於て不当なる圧制と、盲目的隷従を強要され剰、私は戦時刑の長期囚であると云う、只一ツの理由によつて、殺人的戒具を使用されて、自然死償罪的な懲役を務めて来た苦しい現実の体験を多く持つているために罪を憎悪する事も、罰を畏怖する事においても二ツ共に、初犯者と云う受刑の体験の無い者より以上に犯罪等はしたくなかつた者であります。

(47)、私は曩、講和の恩赦によつて、国家的恩寵に浴しましたとは申しながら、在所中は現行監獄法第三十一条（図書閲読）の規定、其の他、刑務所独自の内規によつて、規定されている条規によつて「時事に関する論説はこれを聴取させぬ」と云う陋習によつて、鳥取刑務所に於ては、常に「知らしむべからず、倚らしむべし」式な慣習行刑施策によつて、圧迫されていた為に、恩赦の事が準備される様になつてからも何の教誨もされず、減刑（私は懲役八年の刑期から、十ケ月の刑を軽減されました）の事を告知されて、突然釈放されて困却した事。又は偶然とは申しながら、私が鳥取刑務所を釈放になつた昨年四月初旬には、近年稀有であつたと伝へられた、あの鳥取大火災の直後であつた為に、より一そう困憊した事等につきましては曩、控訴趣意書に詳細に陳述しておりますので、是非にも、御披見下さいまして、此の上告裁判において御斟酌して頂き度い事をお願い致します。

(48)、私は前述から屢次陳述致しております様に「前科」と云う重荷を背負つた私は人間的に生きるために、潜らなければならない、各所の門が如何に狭いものであるかと云う事と、今一ツは刑余者として潜らなければならない各所の門が狭いと云う事を「前科」の体験によつて充分承知しているために、更生へと、如何に努力しているかと云う事であり、それにつけても社会は余りにも無理解であると云う事を、私は罪償と更生への人間的良心の叫びをもつて、日本国憲法によつて、私の罪を裁判して頂く、最高裁判所第三小法廷に此の上告趣意書を提出致しまして、私の裁判官殿、並に立会

されます皆様方にお願い致します私の心境は「誓約更生」か？「自身解決」の一ッの決心をもつてお願い致す者であります。

(48)、前述迄に屢次陳述致しました処を再考致しますれば、私の罪に適用されている法律の解釈は、日本国憲法第十四条第一項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係に於て差別されない。」と云う事に規定され、保障されているのであります。又、同法第十条には「国民たる要件は法律でこれを定める。」と云う事になつているのでありますが、其の法律、即ち「国民たる要件は、この法律の定めるところによる。」と云う事が規定されている、国籍法の個条の中には、国民の要件として「前科」と云う身分の事を規定した個条等は一ヶ所も無いのであります。

(49)、然るに、私に前科がある為に、社会的身分、例へて申しますれば、昨年十月一日に施行された、総選挙の時の様に、国民として、選挙権を享有するためには、法律の定める成年（選挙の意義を理解できる年齢の事と思います）にならなければならないと云う事又は、犯罪行為により処罰された者は、其の処罰の条件の一ッとして、其の処罰の期間中は選挙に関する資格を剝奪される事。又は、其の期間を法律的に罪償しても、釈放後に、選挙権を回復する迄には、其の者が釈放後に、居住を定めた届出を法律の手続きによつて、市、町、村役場へ出願してから、何ケ月の期間を経過しなければ其の選挙当局において、選挙名簿に前記の者を記載する手続きの事が出来ない故に、其の者に其の選挙についての資格の有無を認証する事が出来難いと云う様に、一時的に、或は暫定的な条件として、規定付けられる場合のある事については納得出来ますが、社会的身分である「前科」と云うものを「国民の要件」の如く、普偏迫に法律の上に肯定的に規定付けると云う事は、日本国憲法第十四条（法の下に平等）の平等性、言葉を替へて申しますれば、基本的人権の保障を侵害するものであると遺憾に思う者であります。

(50)、私に前科があるために、私を社会的身分に依つて差別的に不利益な条件を付け、又、法律的条件として、裁判の上に迄差別的に不当な取扱いを受けねばならない事が、日本国憲法第十四条（法の下に平等）の平等性の規定と保障に適合性であると断定判決されますならば「前科」と云う非人間的な烙印が、日本国の凡る法律の上において、「国民の要件」の一ッとして、国民全体の者に規定付けて取扱はれなければ「法の下に平等」ではないと云う事由になり従つて、「前科」と云う非人間的烙印の無い者は、日本国の凡る法律の上で「日本国民の要件」の一ッが欠陥になると云う非人間的、非常識的な事由になると思う者であります。

(51)、私に前科があるために「累犯加重」と云う刑法第五十六条、同法第五十七条の規定を直接、其の儘に、私の罪に適用されます事は、私の罪償の自覚も、更生への決意も認めないと云う事になり、従つて、日本国憲法第十四条「信条、或は社会的身分」等の差別に依て裁判されます事は、日本国憲法の条規に違反されるものであると思う者であります。

(52)、私の前科と云う烙印を現在の社会制度の面で社会的身分の差別として、私に不利益に取扱はれると致しましても、尚又、日本国憲法以下の一部の法律の上で差別的に不当に取扱はれる事が規定されていると致しましても、日本国の最高法規の上では、同法第十四条には「すべて国民は法の下に平等」に取扱はれる事が規定され、保障されているのでありますから、日本国憲法以下のすべての法律の解釈と適用を曩、日本国独立と、日本国憲法記念式典の時に御臨席された、天皇陛下が仰られた御言葉の中にある様に「新憲法の精神を発揮し」すべての法律を「民主々義の本旨に徹して」解釈し適用されますならば、曩、昭電疑獄事件や、其の他前述の様な、国家的公人、或は政府の要人等に係る刑事々件の裁判の様に、差別的に形式的判決によつて「法の下の平等性」を侵害する様な判例にもならず、又、曩、昭和二十六年七月二十日に、最高裁判所に於て判決された判例の如く、目黒清氏に係る「連合国覚書違反事件」（勅令第三一一号事件）の様に「原判決は覚書解釈の誤り」と云う様な根本的な見解の相違の解釈と適用によつて、横浜地方裁判所、或は

東京高等裁判所等の威信と、立法の尊厳性を損失する様な事の判例にならない迄も、私の裁判の上にも「民主々義の本旨に徹した、新日本国憲法の精神によつて」裁判されますならば、私の罪に対する刑罰の量定も相当御寛大に法律を御解釈されて判決される事が至当である事を希望する者であります。

(53)、私には「前科」はありますが、私の罪償の自覚と、更生への決意の事は充分御斟酌して頂き度いものである事を繰返してお願い致します。

(54)、私の此の度の犯罪に対する第二審迄の裁判におきましては、警察署の取調べのあつた時にも左様であつた様に、検察官殿におかれましても、私の犯罪に対する刑の量定以上に、私に前科があると云う事由によつて、私の犯罪に対する刑の量定以上に「累犯加重」と云つて、前科の罪を加重すると云う法律を重ねて適用され剰、私とは姻戚と云う情実関係も、又、私の犯罪とは何の利害、得失関係もない、神聖なる法廷の裁判官殿に迄、私の刑罰を殊更に酷重させると云う様に、法律を解釈させる文、言の性質のある法律は既に其の法律精神が、民主々義の本旨に反する封建的のものであり、偏狭と陋習による差別的作用を民主々義の名の下に、法律の名をもつて、資本主義の名を借る財閥を擁護するために、貧者と、弱者と、無教育な者に、隷従と圧迫を強制させる為に、法律的詐術をもつて隠然と潜在させているものであり、迫つては、旧軍国主義的思想と制度を復活再現させる工夫と作為を便易にさせる為に、日本国家の最高法規即ち「日本国憲法」の名に依つて、裁判官殿の職権の独立性、並に身分の保障、及び報酬の確実保証等による規定をもつて、協力させんとするものであり、裁判官殿御自身も法律の名によつて、拘禁されている被告人から順次に、国民の権利と利益の事を権力者の独善政治に提供して、蹂躙し、侵害させんとしていられるのではないかと思う者であります。

私は私の罪を懺悔し、更正の事をお誓い致します以上に、世俗に云う「可愛さ余つて、憎さ百倍」に、私の罪に対す

以上に加重される処の「累犯加重」と云う法律の個条を歎慨する者であります。

(55)、此の私の上告裁判をされます処の、最高裁判所の裁判官殿におかせられましては、日本国憲法によつて規定され、保障されている「刑事被告人としての権利と利益の事」を充分御理解下さいまして、「すべて国民は法の下に平等」と云う本当の「平等性」のある、日本国の最高法規の保障の下に於て、私の罪を「民主々義の本旨に徹し」「新憲法の精神」に依つて、公平に裁判して頂けますならば、私に前科があるが為に、私の此の度の犯罪の刑の量定の上に、既に過去において法律上完全に罪償している処の、前科の罪迄も量定して加重に酷罰されると云う事に法律を解釈し、適用されました処の、私の第二審迄の裁判は、私の微罪な窃盗の罪の上に、日本国憲法違反、或は侵害と思はせる様な大きな誤禍の責を加重して背負はされる事にはならないと思う者であります。

(56)、日本国憲法によつて規定され、保障されている「国民の権利及び義務」の第三章の中の前半殆んどの条文は、同法第十二条の後段の文、言によつて、個人の権利と利益の事は「常に公共の福祉のために利用する責任を負ふ」とされ、又人間個人としての人格は尊重されているに致しましても、其の条文の少い中に於て、犯罪者である刑事被告人としての権利と利益の事が多く規定され、広く保障されていると云う事は、嘗、日本国の主権が権力者のみに依つて左右されていた時代に、又、日本国憲法が国民総意によつて改正されなかつた以前の法律で裁判された刑事被告人、又は執行された受刑者等が、当時の権力者の「マッバズエ」に等しかつた様な法律でもつて、如何に不合理に解釈され、如何に不当に、差別的に、残虐的に、酷重に処罰される事に利用され、適用されて来たかと云う事実の実例の事実の証拠を指摘されているものであり、且又、旧来の陋習や慣行を「文化」の名と、国民の総意によつて、改正された日本国最高法規である、新憲法によつて是正するために、裁判官殿の「独立職権行使」と「身分の保証」と「報酬の確実性」等をもつて、裁判されます上に於て、刑事被告人の権利と利益の事が拡く多く規定され、保障される事を、世界に誓約されてい

る日本国憲法であればこそ、曩、大日本帝国が「無条件降伏」を受諾した、ポツダム宣言によつて、戦争を終結させ、講和条約を締結させた「日本国民の自由に表明せる意思に従ひ、平和的傾向を有し、且、責任のある政府」として政府を信頼する事も出来、又、政府の国政の定規である日本国憲法の尊厳性を信威する事も出来る訳であると思う者であります。

(57)、然るに、前述からも屢次陳述致します様に、権力者、財閥、有識文化人等の国家的大刑事々件の犯罪者の刑罰は、常に無罪同様の軽罰であり、其の晩の飯代にも困却する様な貧乏者や、裁判についても趣意書を書く要領も知らない様な無教育な者の犯した微罪なものは、常に前者の犠牲的に酷重に処罰されると云う事は、今だに「民主々義の本旨に徹した」政治でもなく「新憲法の精神」による裁判でもないと思う者であります。

(58)、聞く処に依りますれば曩、昭和二十五年十二月六日、福島地方裁判所に於て、判決された処の「東北線列車転覆事件」の様に兇悪極る犯行によつて、無辜の民衆を大量的に、殺人的な大犯罪をした処の、刑事被告人できへも、其の刑事被告人の弁護人達は其の受け持ちの刑事被告人のために、罪償の刑罰を軽減して頂く事を弁護するために、法律には余地があり、又、福島地方裁判所の裁判官殿におかせられましても、第一審裁判の公判に於て、被告人二十名中、十名迄が極刑として、死刑を求刑されていた者を、公判九十四回も継続開廷した法律技術によつて、死刑十名中、五名迄が無期懲役に軽減されている事実の実例もあるのであります。

(59)、前述の如き刑事被告人の如きは、人間として取返しのつかない処の、神様の恩寵である人間の生命を奪う様な兇悪極る犯行によつて、最も憎むべき殺人罪を、しかも無辜の大衆を大量的に、謀議によつて計画的に遂行し、断行した者にできへも、それらの者の弁護人達は国選であれば国家的に、或は社会的に、或又、被告人の自費に依頼されたものであ

れば、金の力と感情によつて、法律技術をもつて、被告人の刑罰を軽減して頂くために、弁護する法律条文に空白の余地があり、又、裁判官殿におかせられましても、法律条文によつて情状を斟酌されて、被告人のために、法律を有利に解釈し、適用する事が出来た訳であると思う者であります。

(60)、然れば、私の此の度の窃盗の罪によるものものは、被害品は何の損害もない儘で、全部を被害者に還付されている事実でありますから、私の犯罪の動機、並に原因、及び罪償、並に更生への決意の誠心の情状等を充分御理解して御斟酌して下さいますならば、私の罪償と更生への誓約に対して、現在私の罪に適用されている刑の量定、及び「累犯加重」の如き罪は当然削除されて、軽減されて、私の更生への有利な方へ、法律を解釈され、適用されます事が至当である事を希望致します。

(61)、此の考へ方は極端にして非常識的な引例になるかも存じませんが、刑罰の目的が検察官殿の論告の如く残酷なものであり、其の使命が、無期、又は死刑の罰に相当する罪を犯した犯罪者を、皆殺しにして終う様な事が、今後も科命と致しますならば、死刑の範囲を犯罪者から順次繰り上げて、拡張して日本国の衣、食、住が権力者の政治に都合のよい人間の数に均衡の比例の人数迄に、殺して終つた方が、現在及び将来の日本人の衣、食、住等の問題を解決する上に於ても、且又、将来の日本民族の子孫のために、優生学の見地の上からも、最も合法的な国家的根本理念の、裁判方法であるときへ時々思う者でありますが、聞く処に依りますれば、現代民主々義の先進国（ソ連国も含めて）に於ては、死刑執行の処罰は、神様の恩寵の感応からか、或は人道上の見地からかは存じませんが、暫時停止、又は廃止されつゝある状態であると云う事でありまして、道徳上に於ては過去も現在も、又将来も、宗教の名を借りると、否とに係らず、殺人をした罰としては当然、死をもつて償罪せなければならない刑罰を受けるべきであろうと思う、殺人罪の裁判を受けている刑事被告人できへも、法律上では、法律条文に規定されている刑事被告人として認められ、赦されている権利と

利益の事を主張する事ができる「生命のある人間」もつと極端に申しますれば人間に通用する言葉を使へる「生きた動物」としての基本的権利の擁護のために、法律を技術によつて有利に適用され得る事も出来ますならば、私の竊盗の罪の如く、多額の被害でない者、悪質的な犯行でない者、社会的影響の僅少な者の「窮鼠式」の微罪を処罰する時の一部には、其の者の将来のために、更生への機縁を結ばせる条件を加味されて裁判されなければ、只、法律の文、言を借りただけの形式的で、しかも酷重な裁判でありますれば、私の判決理由の如く「判示所為は刑法第二三五条に各該当する」云々と言ふだけの判断になれば、法律は血も涙もない一個の機械と化して、現在の紙幣が印刷されている如く、形態の変つたものが幾通りも、しかも何の裏付もないものが通用されている如く、罪質の変つた犯罪者を多人数作り、其の犯罪者を酷重に処罰する事によつて、益々犯罪を技術的に悪質なものを効果的にする偽善者を、より多人数養成するために刑務所を堅固に拡大にするために、善良な国民から税金を多額に徴収せなければならない結果になると思います。

(62)、御参考迄に陳述致しますが、政府の発表に依る。昭和二十六年度一般会計予算表に依りますれば、(単位はいづれも、一〇〇万円であります。)次の如く、

昭和二十五年度一般会計予算中刑務所費用。

昭和二十五年度	四、〇四七	
同　二十六年度	四、二七五	
同　二十七年度	四、九五三	
同　二十八年度	五、〇二七	

以上の如くでありまして、其のうちの収益は、昭和二十六年度は、一、九九九でありまして、刑務所の失費だけが、年

々国庫歳費の膨脹しているに反比例して、刑務所から社会へ更生する人間が、次第に減少していると云う事でありますが、前記の如く失費と収益の差額の面でもおわかりになります様に、此の矛盾している処を、私の長期に亙る受刑生活から体験した処によりますれば、受刑者が常に「失業状態」におかれ剰、新らしい時代の諸般の制度の運営と遡行している現行監獄法運営の技術の低下と、監獄法適用の虐酷性に加へて、上級幹部職員の責任回避所為等によつて、刑罰の執行をされた後の受刑者が、如何に非人間的に取扱はれているかと云う事が御推察して頂けると思う者であります。

(63)、私に前科があると云う事で重罰される私は、今日迄の獄中生活の諸般の動作の上に於て、前科が無いと云う事で軽罰で受刑されて這入つて来る新入の初犯罪者によつて、近代的犯罪手口と、其の技巧の術と、それらの要領のよさを、度々暗示される事の多くなつて来た事を懺悔致します。

刑の量定が不当であると云う事は追つて、受刑後の懲役にも、多大の関係があるのでありますから、懲役の刑罰を判決される裁判につきましては必然的に、受刑後の事も関連する訳でありますから、最初に陳述致しました、「監獄情願書」は証拠資料として、是非御披見下さいます様にお願い致します。

(64)、日本国憲法第八十一条には「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか、しないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と云う事になつているのでありますから、私に前科のあるために私の現在の刑罰の量定以上に、既に法律上に於て、完全に罪償している過去の犯罪の刑罰である前科の罪迄を、加重すると云う法律の解釈と適用の見解が、日本国憲法の精神に副ひ、其の運営に適合するか？　しないか？　と云う事を私は現在、刑事被告人の権利として許されている、日本国憲法第三十七条第一項の活用下さいます事をお願い致しますと共に、将来は、今の度の遡縁によつて結ばせて頂きました処の、御仏様の御庇護により罪償と更生の事を、御誓約致します人間としまして、日本国憲法第九十八条には「この憲法は国の最高法規であつて、私は私なりの「思想及び良心の自由」に訴へまして、

て、其の条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関する行為の全部又は一部は其の効力を有しない。」と云う事になつているのでありますから、私に前科があるために、私の現在の犯罪に対する刑罰の量定以上に、既に過去の罪に対して、過去に於て法律上完全に罪償している前科の罪迄を加重して、量定されると云う法律の重罰規定は、私と同罪名、同罰条によつて裁判される者でありましても、初犯罪者とは、一ッの法律によつて、同じ裁判の上に於て、「法の下に」差別される訳になるのでありますから、私は日本国憲法以下の法律の上で斯様に差別されまして、重い刑罰を加重されます事は、私の此の度の犯罪に対する刑罰の酷重に加重して、尚、酷重されます事は、刑罰が酷重であると云ふ他に「法の下に平等」であるべき日本国憲法を侵害し、迫つては、現在及び将来の国民に侵すことの出来ない権利として与へられている、日本国民の基本的人権を蹂躙する事になると思ふ者であります。

(65)、過去の日本歴史を繙いて見ましても、近代世間の現実を回顧致しましても、日本国の最高法規を冒瀆し、日本国民の基本的人権を蹂躙して来たものは、常に権力者であり、其の権力者の「側近者」と云う財閥であり、門地の者であり、文化人と云う社会上層部の有識者であつた訳であります。

(66)、「原審における未決勾留日数中九十日を右本刑に通算する。」との事になつておりますが、前記九十日の通算は、私の正確な時計は正確に二十四時を繰り返しておりますが、人間の歩みは一秒間も止まらず、一寸も繰り返されておりませんが、人間のなす事は常に古い、悪い歴史を繰り返しつゝあるのではないかと思う者であります。

日本国憲法が新らしく改正されてから、未だ十年にもならない中に、曩、大日本帝国憲法が、一部の権力者によつて、国家の装飾品とされ、日本国民の基本的人権が蹂躙された如く、今又、日本国の新憲法が、権力者の法律的技術によつて、権力者に都合のよい方に利用され、貧者、弱者に対しては詐術をもつて、不都合に適用せんとする事に裁判所が、「神聖なる法廷」の名によつて協力せんとしているのではないかと疑念する者であります。

第一審裁判の時の判決の本刑に通算されたものでありますから、私の第二審裁判に於て本刑、即ち、原審における有罪部分を破棄されたものでありますから、原審に於て有罪部分に通算されたものは必然的に破棄され、未決勾留日数は改めて、私が拘禁されました当初に遡つて、第二審裁判の判決日迄の日数を通算されます事が、至当であると思う者であります。

(67)、私が今度の犯罪によつて、刑務所に拘禁されました時は、昭和二十七年五月十五日の事でありまして、私の犯罪に係るものの裁判は、同年六月二十一日が公判であつたのでありますから、遅くとも同月下旬頃には判決の予定であつたと思う者であります。

(68)、然るに、私の第一審裁判中に、私の犯罪に関係のない事由まで被疑事件として追起訴された為に、私は其の被疑事件については、私の犯罪には関係のないと云う事実の証拠を証言して貰うために、私は同年八月十一日に裁判所へ証人申請の為に、証人申請書（証人三人）を提出致しました時に、刑務所の取扱ひ、及び送達の手違いか?、或は其の申請した証人の中二名迄が刑務所の職員であつた為に、私の提出した申請書を刑務所が、裁判所へ提出しなかつたものかは存じませんが、兎に角、事実に於て私の公判のあつた、同月十八日迄に裁判所へ到着していなかつた為に、私の公判日迄に、私のために有利な証人申請の手続をする事が出来なかつた事由によつて、私の公判日が、同年九月一日迄延期になつた様な当局の手続違いのために、私の不利益になつた様な事由もあり、尚、今一ッは、私の此の度の犯罪について、私に前科があると云う事由によつて、余罪でもあるかの如く憶測した警察署が勝手に、自治警察署の威信を誇張するための方弁に都合のよい様な者であつた事を知らなかつた私は、十年以前に私の知人であつたと云う事を探知した刑事が、勝手に前記の者を警察署へ召喚して来て私の事を抽象的に供述させた参考人である、小田川栄氏や、松原竹次郎氏等による、前記、警察署に於てなした参考供述書が、探偵小説的式な捏造的、或は創作的なものであつて、私の犯罪そ

のものには、直接関係のなかつたものであつた事実が、私の第二回目の公判の時に、公判調書確実性について提議致しました処、裁判長殿が直接、私の訴訟に係る、前記参考人等の供述書を朗読して下さつた時に、判明致しましたので、私は其の真疑を調書して頂く事を申立てました様な事由もありまして、私の第一審裁判終結迄には、約百十七日の長期間を未決囚として刑務所の独居房に拘禁されております。

(69)、私の追起訴されました処の私の別件は、私の第一審裁判に於て、既に『無罪』の判決が宣告されているものでありま す。

(70)、従つて、私の第一審裁判に要した、私の未決勾留日数は私の第一審裁判の本刑に通算されます事は、法律上当然の事であると思う者であります。

(71)、前述の如く、私の第二審裁判に於て、「原審における有罪部分を破棄する。」とされたものであり、更に同裁判所に於て、刑事訴訟法第四百条の但書きにより判決されたものでありますから、私の第二審裁判終結迄に要した私の未決勾留日数は、改めて、私が拘禁されました当初の日に遡つて、第二審終結迄の日数を全部、第二審裁判の判決の本刑に通算される事が法律上必然的な手続きであると思う者であります。

(72)、前述の様な経緯や、事情がありまして、私の第一審裁判終結迄には、私が刑務所に拘禁されましてから、約百十七日間を要し、尚、第一審裁判終結から、第二審裁判終結日迄には、約八十二日間を要しております。

従つて、前後を通じて約百九十九日と云う長期間を、拘禁の目的を同一とする、既決の懲役受刑者と同様の取扱による刑務所の独居房に拘禁されているものであります。

(73)、従つて、私が今日迄、刑務所の独居房に拘禁されている未決勾留日数は、私が上告申立ている本刑の期間の約半分以上の日数は、既に処罰者の拘禁者と同様に刑務所の独房に拘禁されている者でありますから、刑罰の目的の一ツであ

「人間としての自由を剝奪する」と云う拘禁の使命は既に達成されている訳であります。

(74)、従つて、余す処のものがあると申しますれば、それは私の罪に対する罪償の自覚と、更生への決意が、私の良心に残つているだけのものでありますから、これは第三者が認めるとか？　認めないとか？と云う様に干渉されて、私の「思想及び良心の自由」を抽象される事によつて実現され得るものではなく、此の上告裁判に於て、裁判官殿が法律の適用を御寛大に御理解下さいます事と、前述から屢次繰り返して陳述致します様に、私の罪償と更生への決意の程を御憐愍下さいまして、私の刑罰の量定を減少して下さる事によつてのみ、私の罪償と更生への事が確実に実現出来得る訳でありますから、何卒充分御理解下さいまして、私の希望を叶へて下さる様にお願い致します。

(75)、尚、此の度の此の上告審理におきましても、既に二回に亙り勾留期間を更新されており、尚又、今後、此の上告裁判の終結する迄には、尚、数ケ月間は刑務所に勾禁される事を覚悟せなければならないと思う者でありまして、現在迄に既に約九ケ月間と云う長期間、即ち私の、上告致しております処の、本刑罰の服役期間に相当する長期間を刑務所に拘禁されている訳であります。

(76)、既決の懲役受刑者同様に刑務所に拘禁されていると申しましても、既決の受刑者の場合は、毎週一回づゝは視覚、又は聴覚等に依る教誨の施行により、瞬時的にもせよ慰安を求める事が出来ますが、刑事被告人の場合は総ての動作面は遮断されているために、教誨の一回も施行されておりません。

此の精神状態を御推察下さい。

私は前述致しました様に、中野先生から結ばせて頂きました、御仏縁の御慈悲によりまして、乏しいながらも信仰の灯を見出させて頂いております事によつて、一層に罪に対する良心の苛責は懺悔の夜々であり、更生への決意は罪償の自覚の日々であります。従つて、精神的の苦悩と、肉体的に消衰しつゝある事は、既決の受刑者より以上に、人間的に最

も煩悶しており、殊に此処、山陰の冬季は寒気厳しく、各舎房の軒毎に氷柱が屋根から三尺程も連垂している日々が続いているのでありまして、冷蔵倉庫の様な独居房で暖房に必要な処遇券（湯たんぽ購入券）を購入する事も出来ない貧しい境遇の小さい良心を抱いて、裁判の進行を一日千秋の想いで待つている、独房生活の拘禁の私に勾留を続けて更新されている者でありますから、

「罪あれば我を咎めよ天津神
　民は我身の生みし子なれば」と、

御仁愛下さつた明治天皇様の思召の様な、大御心で私の裁判官殿におかせられましても、私の罪を裁判して下さいますならば、日本国憲法の大乗精神によつて「罪を憎んで、人を憎まず」と云はれて来た、日本民族の道徳的人道上に於て、私の罪償の覚悟と、更生への決意に対して、井上裁判長殿の御慈悲と、陪席されます筈の御四方様の裁判官殿の御憐愍の程を、私に御傾注下さいまして、私の未決勾留日数は、私の拘禁の当初に遡つた日より此の上告裁判の終結の日迄に降つて、其の勾留期間の日数の全部を、此の上告審に於て、判決されます処の本刑に通算して、私の更生の実現の機縁を一日も早く結ばせて下さる様にお願い致します。

(77)、此の事は、私の独考愚想でありますが、私の長期の獄中体験によりますれば、すべての法律は、罪を罰する事も、罰を赦免する事も、其の法律の精神は公平でなければならないと思う者であります。

前述にも引用致しました様に、法律の智識の充分ある有識者が、地位や権力を利用して、計画的にした国家的大刑事々件の犯罪者と、私の如く、其の晩の飯代に困却して為した処の小さい犯罪者とを、同一視して裁判されますならば、前者は富、権力者であるとの先入感によつて、善意をもつて、大きな範囲の重い犯罪を無罪同様の軽罰、しかも実質的には無罪である結果の判決を宣告し、後者は貧者であり、弱者であると云う劣等感によつて、微罪なものに対して、前者

の犠牲的に、重く酷罰に、しかも実質的に執行すると云う現実は、既に公平なる裁判とは云へないと思う者であります。

(78)、昨年四月の講和の恩赦のあつた時も、恩赦、其のものの性質は国家的であり、世界的なものであつたにも係らず、一部の受刑者には適用されなかつたと云う事であります。

これを考へて見ましても、罪名と、罰条に依る処罰の量定に軽重の差別はあつても、罪に対して相当の処罰をする事が、法律の目的であり、裁判の使命でありますれば、処罰された者を赦免する法律の精神も、処罰されている者の、刑の量定の軽重に係らず、相当に軽減される事が至当であつたと思う者であります。

(79)、兎に角、昨年の講和の恩赦による適用の受刑者の全部の者は、本刑の四分の一の刑期を軽減されていると云う事であり、又、既決の受刑者の普通行刑の場合でも、処罰を執行されてから、受刑した本人が、俗に云う「改心した者」と否とに係らず、行刑職員に認められれば、本刑の三分の一の期間を過ぎれば、仮釈放になる者があるのであります。

(80)、犯罪による処罰の目的の本質か、犯罪者を法律によつて、人間としての自由を束縛し、人間としての権利を剝奪して、良心的言行の人格さへも認められない様な、現在の監獄法の運営の下に拘禁されて、苛酷なる懲役を強制されている事も、消極的には過去の犯罪に対する、応報的理念の一端ではあるかも存じませんが、降つて近代の如く、教育行刑の使命として機会ある毎に、刑務機関によつて社会に宣伝されている如く、行刑の手段が偏狭なる社会通念の報復的感情等に依る、隷従や圧迫の強制ではなく、行刑累進処遇令（此の法律は昭和九年一月一日から施行されておりますが、戦争の影響に依つて、施行当時の三分の一程度も実質的には施行されておりません、又、其の他の事も受刑者に有利な事は復活され、適用されてはおりません。）等によつて、過去の犯罪者の犯罪意識、或は犯罪感情等を、今日の如く、民主々義教育と云う様な、本当の基本的人権擁護を基盤としたものに依つて、改化遷善させ、其の発奮努力の程度

に従ひ、処遇を名実共に緩和して、受刑生活中から漸時に社会生活圏中へと適応されるために、民主々義的な新らしい社会通念によつて、将来への善性を育成する為に、過去の犯罪の原因の時に薄弱であつた意思を強固に矯正すると云う事が、処罰本来の目的に副ふものであると云う事でありますれば、拘禁による懺悔の精進の生活が、既決の受刑者であると、未決の被告人であるとに係らず、拘禁されている其の者の罪償に対する自覚と、更生への決意と努力により、社会性に適応出来る順応性の自覚と意識の出来た者でありますれば、前述の如く、既決、の差別なく、既に処罰の目的も、行刑の使命も、又、矯正の役割も必然的に、拘禁されている拘禁者其の者が自ら達成しており、当局の目的も窮極的に終結されている訳になるものでありまして、私は既に前述から屢次陳述致しました様に、昭和二十七年五月十五日、拘禁されましてから今日迄、尚、今後、此の上告裁判の終結されます日迄は、長期間、刑務所に於て、隷従と圧迫の強制である、困苦と忍耐の生活である拘禁生活を続行して行かなければならない者でありますから、前述から屢次陳述致しております通り、私の罪償と更生への御誓約の誠心に対して、私の未決勾留日数の全部は、今度の上告裁判の判決にされる、本刑へ通算して更生させて頂き度い事をお願い致します。

(81)、私は「毒皿式」に前科は重ねておりますが、今迄は私の犯罪に相当した処罰であると云う事を自認し、納得した訳でもなく、又、判決された処罰が、私の犯罪に相当した私の犯罪に相当した処罰であると、判断する程の法律的知識があつた訳でもありません。

(82)、既に六年も以前に、新らしく改正されたと云う、日本国憲法の全文を読んだ事が、前刑釈放になつた、昨年五月頃が初めての様な状態であります。

従つて、其の他の法律、殊に自分が裁判された法律でさへも、全然知らなかつた者であります。

・又、今迄も三審制度であつたので、控訴する事ができると云う事は聞かされておりましたが、私は控訴を申し立て、法律的に情状を斟酌し、酌量して刑罰を軽減して頂ける様な、法律的手続き様式の智識や、それを求めるに弁護人を依頼する程の費用を持つて、おつて犯罪を為した者ではなかつた者であります。第二には、私が今日迄「毒皿式」な犯罪に依つて裁判された判決の翌日には必ず、拘置場を担当している刑務所の看守が「お前は昨日懲役の言渡しの判決があつたのだなア、お前は窃盗をして裁判されたのだろうー、此の種の刑事々件は、お前達の自白と、証拠に依つて、裁判されたものであつて、控訴等をする価値がないのであるから、此の紙（上訴権放棄書を印刷した書式のもの）に、日附と、名前を書いて拇印せよ」等と云つて、戦前の官僚特有の独善的な横暴的態度で、強制的に書かされて、拇印させられたものでありました。

其の時代は、それらの事が常識的に、公然と強制させられて来たのでありましたが、日本国憲法が新らしく改正されて、前述にも屢次陳述致しております様に、日本国憲法に依つて、刑事被告人の権利と、利益の事が認められ、許されている現代に於ても、方法と、手段と、様式は替つても、尚、隠然として同じ順序で、前述の様な不当な手続き方法が強制させられているのであります。

(83)、反つて現在の方は「民主々義」の名を借りて、「公共の福祉のため」とか、「事務の簡素化」とか云う方弁に依つて、不当な取扱ひをされる事が多くなつて来ました。

(84)、私の上告申立致しております処の本刑の別件、即ち、簡易裁判の判決で「併合罪加重」云々とされて、重罰規定を適用されている事件については、私の方で反証（証拠品、並に証拠人）を確掌しておりますが、此の件については、既に「無罪」の判決を受けておりますので、私の現在上告申立ている本刑の事件とは別個のものになりますが、これがもし、第二審裁判の如く「併合罪」加重云々として、合憲性のものになりますれば、私の方で確掌している反証（証拠品、並に証拠人等）を提供致しますから、何卒充分御精査下さる様にお願い致します。

(85)、法律的智識もなく、又、其のために弁護人を依頼する費用もない貧乏人の犯罪者である私が、刑事被告人として法律の事等を云々致します事は、「釈迦に説法」の愚でありますが、日本国憲法第三十九条「何人も、実行の時に適法であつた行為、又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。」事が規定されているのであります。

(86)、然るに、私の裁判では過去の犯罪について、過去に於て既に法律上、完全に罪償している処の罪を「累犯加重」として、今度の犯罪の裁判の上で、過去に罪償しているもの迄も「累犯加重」として「重ねて刑事上の責任を問ふ」と云う事は、日本国憲法第三十九条後段の違反であり、尚、第一審裁判の判決に於て、既に「無罪」の宣告のあつた部分を、「併合罪」として加重する事は、日本国憲法第三十九条前段の違反でありますから、私の犯罪に対する本刑は、只今、上告を申立ている本刑の三分の一位の量定が至当であり、従つて、私の未決勾留日数は、私の第二審裁判を申し立した日から、此の上告裁判終結日迄を、此の上告裁判の判決の本刑に通算される事を希望し、お願いする者であります。

(87)、前述にも屢次陳述致しました様に、私は過去の犯罪については、一回も控訴、及び上告等の申し立をした事はありません。

又、初犯の時迄に、起訴猶予、又は執行猶予等の処分を受けた事もありません。

(88)、私は此の度の犯罪について、控訴、及び上告裁判を申し立ているものは、私の「更生の魂」でありまして、私の上告裁判申立の裁判で、最高裁判所第三小法廷で判決される、宣告は、私の「更生の魂」を、生すか?殺すか?と云う乾坤一擲のものであり、迫つては、日本国憲法が、現在及び将来の国民に、侵すことのできない永久の権利として与へられている「基本的人権」を保障できるか?否か?と云う根本的な判決の宣告になる訳でありますから、私は当年四十四歳の生命をかけて、申立に対する判決をお待ちしている者であります。

(89)、前述に於て私が「お願い致します」と言い、「希望致します」と云う事の前提条件はすべて「罪償の自覚と、更生への決意」とであります。

(90)、此の上告趣意書について御不審の個所は何時でも上申書によつて御申答致しますから何卒充分に御精査下さいまして私の希望を叶へて下さる様に御願い致します。

以　上

昭和二八年(あ)第一三一号

被告人　大　西　高　春

被告人の補充上告趣意

上告趣意書の内容の一部を訂正、補促、其の他の事について左記の通り上申述致します。

記。昭和二十八年三月二日附「内容証明」にて書留郵送致しました上申書に記載の件、趣意書三部各々一部七十六枚綴中、三頁の法務大臣宛「監獄情願書」提出の件は当所に於て手続上云々によつて拒絶され剰、没入、或は焼却を強要され、裁判上「事実の認定は証拠による」ものを提出困難になりました。

其の他の提出書類の事も類似の取扱ひでありまして、拘禁中の刑事被告人の権利の蹂躙之より苛酷なき事は誠に遺憾に耐へません。

三月二日附にて送付手続致しました上告趣意書の内容、筆蹟、（拇）印及び提出期日の確実性を御検証の上裁判所法第十条の規定により大法廷に於て裁判をお願い致します。

以　上